

令和5年第3回小山町議会6月定例会会議録

令和6年6月5日（第1日）

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	教 育 長	高橋 正彦君
理 事	湯山 博一君	企 画 総 務 部 長	小野 一彦君
危 機 管 理 局 長	遠藤 正樹君	住 民 福 祉 部 長	長田 忠典君
経 済 産 業 ス ポ ー ツ 部 長	高村 良文君	都 市 基 盤 部 長	清水 良久君
教 育 次 長	大庭 和広君	フ ロ ン テ ィ ア 推 進 課 長	岩田 幸生君
企 画 政 策 課 長	勝又 徳之君	総 務 課 長	渡邊 徹君
防 災 担 当 参 事	伊藤嘉代子君	福 祉 長 寿 課 長	杉山 則行君
商 工 振 興 課 長	長田 孝代君	農 林 課 長	湯山 光司君
都 市 整 備 課 長	遠山 洋行君	建 設 課 長	込山 次保君
上 下 水 道 課 長	山口 幸治君	須 走 支 所 長	鈴木 辰弥君
学 校 教 育 課 長	伊藤 和彦君	こ だ も 未 来 課 長	坂本 竹人君
総務課総務法規・監査班長	砂山 健秀君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	後藤 喜昭君	議 会 事 務 局 書 記	山口 紘史君
会 議 録 署 名 議 員	3番 平野 正紀君	4番 牧野 恵一君	

散 会 午後1時20分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 発議第2号 小山町議会改革調査特別委員会の設置について
- 日程第4 町長提案説明
- 日程第5 報告第1号 令和4年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について
- 日程第6 報告第2号 令和4年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第7 報告第3号 令和4年度小山町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第8 報告第4号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第9 報告第5号 令和4年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第10 報告第6号 令和4年度小山町水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告について
- 日程第11 報告第7号 令和4年度小山町水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告について
- 日程第12 報告第8号 令和4年度小山町水道事業会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第13 議案第49号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第14 議案第50号 工事請負契約(変更)の締結について
(小山町上野工業団地造成工事)
- 日程第15 議案第51号 町道路線の廃止について
- 日程第16 議案第52号 町道路線の認定について
- 日程第17 議案第53号 町道路線の変更について
- 日程第18 議案第54号 財産を支払い手段として使用することについて(変更)
- 日程第19 議案第55号 土地の処分について
- 日程第20 議案第56号 小山町歌を定める条例の制定について
- 日程第21 議案第57号 小山町特別職指定条例の制定について
- 日程第22 議案第58号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第59号 令和5年度小山町一般会計補正予算(第2号)

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 町長提案説明
- 追加日程第2 報告第9号 専決処分の報告について
- 追加日程第3 同意第2号 小山町副町長の選任について

- 追加日程第4 同意第3号 小山町固定資産評価員の選任について
- 追加日程第5 同意第4号 小山町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第6 議案第60号 財産の取得について
(東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業 小山町防災行政無線
デジタル化整備 戸別受信機購入事業)
- 追加日程第7 議案第61号 工事請負契約の締結について
(町道足柄三保線外1路線舗装補修工事)
- 追加日程第8 議案第62号 工事請負契約の締結について
(緊急自然災害防止対策事業 石沢排水路河川改修工事)
- 追加日程第9 議案第63号 工事請負契約の締結について
(緊急自然災害防止対策事業 無名沢排水路河川改修工事)
- 追加日程第10 議案第64号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。5月1日から10月31日までクールビズ励行期間としておりますので、議会及び当局とも、会議における服装はノーネクタイ、ノー上着で行いますので御了承ください。なお、ジャケット等は気候に合わせて各自調整可としておりますので、御協力願います。

議 事

午前10時00分 開会

○議長（遠藤 豪君） ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和5年第3回小山町議会6月定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に先立ちまして、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定によって、3番 平野正紀君、4番 牧野恵一君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（遠藤 豪君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの17日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月21日までの17日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと思います。

ただいま、町長と議員から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 発議第2号 小山町議会改革調査特別委員会の設置について

○議長（遠藤 豪君） 日程第3 発議第2号 小山町議会改革調査特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。11番 米山千晴君。

○11番（米山千晴君） おはようございます。ただいま議題となりました発議第2号 小山町議会改革調査特別委員会の設置については、朗読をもって提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

発議第2号 小山町議会改革調査特別委員会の設置について。

地方自治法第112条第1項、小山町議会委員会条例第5条、並びに小山町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

令和5年6月5日提出。

提出者、米山千晴。賛成者、石原和美、池谷 元、平野正紀、牧野恵一、臼井光昭、小林千江子、室伏辰彦、鈴木 豊、藺田豊造、渡辺悦郎、岩田治和。

一つ、設置の理由。

地方分権、行政運営の変化、住民意識の多様化、住民による行政参加、議員の成り手不足などなどにより、議会を取り巻く環境の変化が著しい中で、議会改革は終わることのない取組であるとする。「議会基本条例」に基づき、議会報告会や政務活動費を取り巻く状況など、議会及び議員が、日々、研さんや努力を続けていかななくてはならない。

議会本来の役割である政策形成や執行機関の監視といった機能強化とともに、住民に親しまれ、信頼される議会の実現のため、議会改革の取組を調査・研究する必要があるため、設置を求める。

二つ、委員定数12名（議長はオブザーバー）。

以上のとおり、特別委員会の設置について御説明いたしましたが、何とぞ議員の皆様方の格別の御高配をいただき、御賛同よろしくお願いいたします。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（遠藤 豪君） 提出者の説明は終わりました。

お諮りします。本案は、提出者並びに賛成者が議員全員ですので、質疑、討論、採決を省略し決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、小山町議会改革調査特別委員会を設置することに決定しました。

ただいま設置されました小山町議会改革調査特別委員会の委員の選任については、小山町議会委員会条例第7条第4項の規定により、特別委員は議長が議会に諮って指名することになっております。

お諮りします。小山町議会改革調査特別委員会の委員に、お手元に配付しました名簿の1番 石原和美君、2番 池谷 元君、3番 平野正紀君、4番 牧野恵一君、5番 臼井光昭君、6番 小林千江子君、7番 室伏辰彦君、8番 鈴木 豊君、9番 藺田豊造君、10番 渡辺悦郎君、11番 米山千晴君、12番 岩田治和君、以上12名の諸君を指名したいと思います。なお、議長は

オブザーバーとなります。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、小山町議会改革調査特別委員会委員に、1番 石原和美君、2番 池谷 元君、3番 平野正紀君、4番 牧野恵一君、5番 臼井光昭君、6番 小林千江子君、7番 室伏辰彦君、8番 鈴木 豊君、9番 菌田豊造君、10番 渡辺悦郎君、11番 米山千晴君、12番 岩田治和君、以上の諸君を指名することに決定しました。

日程第4 町長提案説明

○議長(遠藤 豪君) 日程第4 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました報告第1号から議案第59号までの19議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) 令和5年第3回小山町議会6月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただきありがとうございます。

今回、提案いたしましたのは、令和4年度繰越計算書の報告8件、静岡県市町総合事務組合理約の変更1件、工事請負契約(変更)の締結1件、町道路線の廃止、認定、変更がそれぞれ1件、財産を支払手段として使用すること1件、土地の処分1件、条例の制定2件、条例の一部改正1件、令和5年度補正予算1件の合計19件であります。

初めに、報告第1号 令和4年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、平成28年度から令和5年度までの8か年で継続費を設定しております、町道3975号線外1道路整備事業(用沢工区)ほか1件の継続事業につきまして、令和4年度事業費の未執行額を繰越し、令和5年度の事業と併せて執行するもので、地方自治法施行令の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第2号 令和4年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、令和4年小山町議会9月定例会、12月定例会及び本年3月定例会で繰越明許費の設定の御承認をいただきました、公用車管理事業ほか6事業につきまして、令和5年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第3号 令和4年度小山町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。

本件は、世界的な半導体不足が拡大した影響により、製品の調達に不測の日数を要した等の理由で、年度内の完成ができなかった産地生産基盤パワーアップ事業ほか3事業につきまして、地方自治法の規定に基づき、令和5年度へ繰越しをいたしましたので、同法施行令の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第4号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、令和4年小山町議会12月定例会及び本年3月定例会で繰越明許費の設定の御承認をいただきました、許認可協議申請ほか2事業につきまして、令和5年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第5号 令和4年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、本年小山町議会3月定例会で繰越明許費の設定の御承認をいただきました、測量・用地調査ほか2事業につきまして、令和5年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第6号 令和4年度小山町水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、新東名建設工事との工程調整等に伴い、年度内に事業を完了することができなかった第二東海自動車道建設工事に伴う町道一色大御神線配水管布設替工事ほか4件の配水管布設替工事及び電柱移設補償費につきまして、令和5年度への繰越額が確定しましたので、地方公営企業法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第7号 令和4年度小山町水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、令和2年度から令和5年度までの4年間で継続費を設定しております須走低区配水場整備事業につきまして、令和4年度事業費の未執行額を逐次繰越しし、令和5年度の事業費と合わせて執行するもので、地方公営企業法施行令の規定に基づき報告するものであります。

次に、報告第8号 令和4年度小山町水道事業会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。

本件は、3月に発生した湯船原配水区の水道水質におけるマンガン数値の上昇に伴う施設の点検調査に不測の日時を要し、年度内に完了できなかったことから、令和5年度へ繰越しをいたしましたので、地方公営企業法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、議案第49号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてであります。

本組合は、常勤職員の退職手当支給に関する事務及び議会の議員その他非常勤の職員に対する公務災害に関する事務を共同処理している事務組合であります。

今回の変更は、本組合に、下田市、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町により構成される南伊豆地域清掃施設組合が加入するため、組合規約の変更の協議について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第50号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、小山町上野工業団地造成工事において、変更契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第51号から議案第53号までの町道路線の廃止、認定、変更についてであります。

本案は、県営畑地帯総合整備事業、上野工業団地造成事業及び町道3099号線道路改良事業区域内で、新設または付け替える道路の区域等が確定したことから、町道として廃止または認定するとともに、関係する町道路線を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第54号 財産を支払手段として使用することについて（変更）であります。

小山町上野工業団地造成事業において、工事請負契約の変更に伴い、その財産を支払手段として使用することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第55号 土地の処分についてであります。

本案は、小山町上野工業団地造成工事の完了に伴い完成する工業用地について、土地を処分するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第56号 小山町歌を定める条例の制定についてであります。

本案は、本町における町民意識の高揚を図るため、小山町歌を定める条例を制定するため、議会の議決を求めるものであります。

本案は、町制施行110周年の記念事業として、町歌を一般公募し、町民の方々からなる町歌選定委員会で審査を行っていただきました。このたび、最優秀作品が選考されましたので、町歌として位置づけるべく、御提案申し上げるものであります。

次に、議案第57号 小山町特別職指定条例の制定について及び議案第58号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、迅速な事業推進に向けて、組織体制の機能強化が急務であるため、町の組織・機構の見直しを実施するものであります。

まず、小山町特別職指定条例についてであります。地方公務員法第3条第3項第4号の規定に基づき、条例で指定する秘書の職は、町長の秘書の職とし、その職名を政策監とするものです。

政策監の職務につきましては、対外的な折衝・交渉、政策の立案・推進・実現のための調査、調整を行うものとします。

次に、小山町部等設置条例の一部改正についてであります。

現行の理事及び部局体制を再編するものです。

両条例の施行日は、令和5年7月1日としております。

次に、議案第59号 令和5年度小山町一般会計補正予算（第2号）につきましては、規定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億6,973万7,000円を追加し、予算の総額を126億5,746万円とするものであります。

なお、議案の審議に際し、議案第49号を除き、その他の案件は担当部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

-
- 日程第5 報告第1号 令和4年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について
日程第6 報告第2号 令和4年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第7 報告第3号 令和4年度小山町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
日程第8 報告第4号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第9 報告第5号 令和4年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第10 報告第6号 令和4年度小山町水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告について
日程第11 報告第7号 令和4年度小山町水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告について
日程第12 報告第8号 令和4年度小山町水道事業会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（遠藤 豪君） 次に、日程第5 報告第1号から日程第12 報告第8号までの予算の繰越しに係る報告案件8件については、一括議題とします。

それでは、初めに、報告第1号 令和4年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について、報告第2号 令和4年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第3号 令和4年度小山町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についての3件について、報告を求めます。企画総務部長 小野一彦君。

○企画総務部長（小野一彦君） 報告第1号 令和4年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について、説明いたします。

議案書は2ページからです。

平成28年度から令和5年度までの8か年で設定している町道3975号線外1道路整備事業（用沢工区）、平成29年度から令和5年度までの7か年で設定している足柄SA周辺地区開発道路整備事業の継続事業につきまして、令和4年度事業費の未執行額を逐次繰越しし、令和5年度の事業費と合わせて執行しますので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

令和5年度へ逐次繰越しいたしました額は、4億4,815万4,989円であります。

次に、報告第2号 令和4年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、説明いたします。

議案書は4ページからです。

本件は、令和4年小山町議会9月定例会、12月定例会及び本年3月定例会において、小山町一般会計補正予算により繰越明許費の設定を御承認いただきました7件の繰越額が確定しましたの

で、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものであります。

それぞれの繰越額について説明いたします。

公用車管理事業が302万8,000円、森林整備事業が5億4,551万1,000円、地域活性化対策事業が5,700万円、町道整備事業が1億1,045万9,000円、道路構造物長寿命化事業が2,860万9,000円、無電柱化整備事業が1億3,000万円、消防庁舎整備事業が3,291万円。

以上7件、合計9億751万7,000円を令和5年度へ繰越しするものであります。

次に、報告第3号 令和4年度小山町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。

議案書は6ページからです。

本件は、世界的な半導体不足が拡大した影響により、製品の調達に不測の日数を要し、年度内の完成ができなかった事業が3件で、産地生産基盤パワーアップ事業17億4,494万1,000円、道の駅「ふじおやま」急速充電器設置事業407万7,700円、町営住宅南藤曲団地A・B棟加圧給水ポンプ更新修繕事業493万9,000円、また、森林境界明確化事業において、森林簿や林地台帳などの基礎資料と現地に隔たりがあり、その確認作業に時間を要し、年度内の完成ができなかった森林経営管理事業236万5,000円を、地方自治法第220条第3項ただし書の規定により、事故繰越ししましたので、同法施行令第150条第3項の規定により、報告するものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、報告第4号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第5号 令和4年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についての2件について、報告を求めます。理事 湯山博一君。

○理事（湯山博一君） 報告第4号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、説明をいたします。

議案書は9ページを御覧ください。

本件は、令和4年議会12月定例会及び令和5年議会3月定例会におきまして、繰越明許費の設定及び変更の議決をいただきました3件につきまして、それぞれ繰越額が確定をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告をするものであります。

繰越額は、許認可協議申請事業が704万円、確定測量事業が2,970万円、工事監理事業が500万5,000円、合計4,174万5,000円を令和5年度へ繰越しをしたものであります。

続きまして、報告第5号 令和4年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、説明をいたします。

議案書は11ページを御覧ください。

本件は、令和5年議会3月定例会におきまして、繰越明許費の設定の議決をいただきました3件につきまして、それぞれ繰越額が確定をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の

規定により、報告をするものであります。

繰越額は、測量・用地調査事業が2,683万3,000円、許認可協議・申請事業が750万円、分合筆登記事務事業が400万円、合計3,833万3,000円を令和5年度へ繰越しをしたものであります。

報告は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、報告第6号 令和4年度小山町水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告について、報告第7号 令和4年度小山町水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告について、報告第8号 令和4年度小山町水道事業会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についての3件について、報告を求めます。都市基盤部長 清水良久君。

○都市基盤部長（清水良久君） 報告第6号 令和4年度小山町水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告についてであります。

議案書は12ページを御覧ください。

本件は、地方公営企業法第26条第1項の規定により繰越しをいたしましたので、同条第3項の規定により、報告するものであります。

内訳は、町道上野大御神線外1路線配水管布設替工事が3,105万円、第二東海自動車道建設工事に伴う町道阿多野大御神線外1路線配水管布設工事が1,415万2,600円、同じく町道一色大御神線配水管布設替工事が4,879万円、小山地先の町道1689号線配水管布設替工事が295万8,000円、大沢川配水管布設替工事が1,000万円及び電柱移設補償費が202万5,800円の合計6件、1億897万6,400円を繰り越すものであります。

繰越しの主な理由であります。近接する他事業との工程調整等に伴うものでございます。

次に、報告第7号 令和4年度小山町水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告についてであります。

議案書は14ページを御覧ください。

本件は、令和2年度から令和5年度までの4年間で設定をしております須走低区配水場整備事業の継続事業につきまして、令和4年度事業費の未執行額を逡次繰越しし、令和5年度の事業費と合わせて執行しますので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告をするものであります。

令和5年度へ逡次繰越しをいたしました額は、2億8,570万3,124円であります。

次に、報告第8号 令和4年度小山町水道事業会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。

議案書は16ページを御覧ください。

本件は、本年3月以降より湯船原配水区のマンガン数値が高くなったことから実施することといたしました湯船原配水場内のろ過装置の点検調査に不測の日時を要し、年度内に完了できなかったことから、湯船原配水場濾過装置調査業務の42万9,000円を、地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定により繰越しをいたしますので、同条第3項の規定により、報告するものであります。

す。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 部長等の報告は終わりました。報告第1号の継続費繰越計算書の報告は、地方自治法施行令第145条第1項、報告第2号、報告第4号、報告第5号の繰越明許費繰越計算書の報告は、地方自治法施行令第146条第2項、報告第3号の事故繰越し繰越計算書の報告は、地方自治法施行令第150条第3項、報告第6号の水道事業会計予算の建設改良費繰越計算書の報告及び報告第8号の水道事業会計予算の事故繰越し繰越計算書の報告は、いずれも地方公営企業法第26条第3項、報告第7号の水道事業会計予算の継続費繰越計算書の報告は、地方公営企業法施行令第18条の2第1項のそれぞれの規定による報告ですので、御了承願います。

日程第13 議案第49号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

○議長（遠藤 豪君） 日程第13 議案第49号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第49号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第50号 工事請負契約（変更）の締結について（小山町上野工業団地造成工事）

○議長（遠藤 豪君） 日程第14 議案第50号 工事請負契約（変更）の締結について（小山町上野工業団地造成工事）を議題とします。

補足説明を求めます。理事。

○理事（湯山博一君） 議案第50号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

議案書は19ページからとなります。

本案は、令和2年3月定例会及び令和3年9月定例会におきまして議決をいただきました、小山町上野工業団地造成工事につきまして、設計の一部変更に伴う工事請負契約（変更）の締結案件であります。

変更の内容は、造成工事中の大雨等の災害防止対策として施工をいたしました仮設沈砂池工6

か所の掘削工事が主なものであります。

変更による増額分は5,500万円で、総額48億9,500万円となり、うち消費税相当額は4億4,500万円であります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（牧野恵一君） ただいま議題となりました議案第50号について質問をいたします。

まず、1点目ですが、今回沈砂池の築造費用が5,500万円だということでありますけれども、この設計、積算は誰が行ったのか。

それから、2点目ですが、そもそも防災工事というのが完了してから本工事に入るとというのが開発行為の基本でありますけれども、なぜ後追いでこのような工事をするのか。

3点目ですが、こういう工業団地内で行う防災工事を後追いでやったということですが、そもそもその場合の費用負担について、大和ハウスとの約条はどうなっているのか。そもそも施工者のノウハウをもってすれば事前に対応すべき内容だったのではないかとということで、3点です。よろしくどうぞお願いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○理事（湯山博一君） 牧野議員にお答えをいたします。

まず、1点目の設計は誰がやったのかということですが、設計主体は小山町役場です。小山町役場が大和ハウス工業に委託をしまして設計を行っていただきました。

それから、なぜ後追いかということですが、開発行為については、議員御指摘のとおり、防災工事を優先するのがもちろん当たり前なんですけれども、今回、調整池の工事も並行して行ったんですけれど、あまりにも面積が広いということで、その調整池に入り過ぎるという言い方はおかしいんですけれども、1回場内でためておいた方が安全であるという判断をしまして、特に下流域に国道246号もございまして、一時期、大雨のときに、全てが上野工業団地が原因ではないんですけれども、上野工業団地の近くにある町道等が、土砂が国道246号に流れ込んだということもありましたので、ここは念のためということで、この工事を追加したところであります。

それから、大和ハウス工業との協定でございまして、これについては、協定には明記をされておきませんので、大和ハウス工業と小山町とで話し合っ、結果的に工事を行っていただいたということになっております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありますか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第50号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立多数です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第51号 町道路線の廃止について

日程第16 議案第52号 町道路線の認定について

日程第17 議案第53号 町道路線の変更について

○議長(遠藤 豪君) お諮りします。日程第15 議案第51号から日程第17 議案第53号までの町道路線の廃止・認定・変更の議案3件については、それぞれ関連がございますので、一括議題、一括質疑とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第51号から議案第53号までの議案3件を一括議題とします。

議案第51号 町道路線の廃止について、議案第52号 町道路線の認定について、議案第53号 町道路線の変更についての議案3件について、補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長(清水良久君) 議案第51号 町道路線の廃止について、議案第52号 町道路線の認定について及び議案第53号 町道路線の変更についての3議案について、一括して御説明いたします。

議案書は21ページからありますが、説明は全体図で行いますので、大きく飛びますが、49ページを御覧ください。

本議案は、フロンティア推進区域である湯船原地区のうち、平成29年から進めております県営畑地帯総合整備事業、令和2年から進めております上野工業団地造成開発事業及び町道3099号線道路改良工事におきまして、それぞれの事業の大部分が完成に近づき、公共施設である道路についても区域、構造等が確定したことから、町道の認定等について、道路法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

それでは、詳細について御説明いたします。

初めに、黄色で着色表示しております廃止4路線についてであります。

図面の中央を南北方向・縦に表示いたしました町道3081号線及び3084号線、左に向かいまして図面下側の町道3102号線は、造成宅地及び農地になるため、またその上、北側の町道3092号線は、完成後は農道として管理することになるため、廃止をするものであります。

次に、図面の右下、紫色で表示いたしました町道5061号線は、上野工業団地から開発区域外の道路に接続させるための道路について、1路線を認定するものであります。

最後に、赤色で表示いたしました変更3路線についてであります。

図面左上から南北・縦方向の町道3086号線、その右側、同じく南北方向・縦方向に走ります町道3078号線、そして、その左側、上野工業団地外周道路及び国道246号までを結ぶ町道3099号線は、県営畑地帯総合整備事業及び上野工業団地造成事業に伴う道路の付け替え等により、起終点の変更が生じたことから路線の変更をするものであります。

なお、22ページから48ページにわたりまして各路線の詳細図面がございますので、御覧ください。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第51号から議案第53号までの議案3件は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号から議案第53号までの議案3件は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第54号 財産を支払手段として使用することについて（変更）

○議長（遠藤 豪君） 日程第18 議案第54号 財産を支払手段として使用することについて（変更）を議題とします。

補足説明を求めます。理事。

○理事（湯山博一君） 議案第54号 財産を支払手段として使用することについて（変更）であります。

議案書は50ページからとなります。

本案は、令和2年3月定例会及び令和3年9月定例会において議決をいただきました、財産を支払手段として使用することについての内容を一部変更するものであります。

変更内容は、小山町上野工業団地造成工事の請負契約額の変更に伴い、支払手段とする土地の面積を26万1,363.84平方メートルに変更するものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総

務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第55号 土地の処分について

○議長(遠藤 豪君) 日程第19 議案第55号 土地の処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。理事。

○理事(湯山博一君) 議案第55号 土地の処分についてであります。

議案書は52ページからとなります。

本案は、平成30年1月22日に小山町と事業協力者であります大和ハウス工業株式会社とで締結をいたしました小山町上野工業団地造成事業に関する基本協定書に基づき、造成工事の完了に伴い完成する工業用地のうち、先ほど議案第54号で説明をいたしました、工事代金に換えて弁済する部分を除いた残余の土地全部について、同社に売り払うことにより処分をするものであります。

処分する土地の面積は12万2,806.3平方メートル、処分の相手方は大和ハウス工業株式会社東京本店の1者で、処分価格は23億円であります。

説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第56号 小山町歌を定める条例の制定について

○議長(遠藤 豪君) 日程第20 議案第56号 小山町歌を定める条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長(小野一彦君) 議案第56号 小山町歌を定める条例の制定についてであります。

議案書は54ページからとなります。

本案は、本町における町民意識の高揚を図るため、町歌を一般公募し、応募があった64作品を町歌選定委員会で審査し、このたび最優秀作品が選考されましたので、町歌として位置づけた

めに上程するものであります。

作詞・作曲は、小山町菅沼在住の秋田悦夫さんによるものです。

歌詞から小山町の魅力がイメージでき、子どもから高齢者まで親しみやすく、歌唱及び演奏がしやすい曲となっております。町歌として町民の皆様知られ、様々な場面で歌われることにより、郷土愛の醸成や町の一体感の創出に寄与するものと考えております。

町歌選定委員会の皆様には、町歌の選定のみならず、その後の普及啓発についても御検討いただきましたので、町民から長く愛され、歌い継がれていくものと期待しております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定いたしました。

日程第21 議案第57号 小山町特別職指定条例の制定について

○議長（遠藤 豪君） 日程第21 議案第57号 小山町特別職指定条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君） 議案第57号 小山町特別職指定条例の制定についてであります。

議案書は56ページからとなります。

本案は、町長専任の秘書の職として新たに政策監を設置するにあたり、地方公務員法第3条第3項第4号の規定に基づき、必要な事項について条例を制定するものであります。

本条例は、全3条で成り立っており、第1条で趣旨を、第2条で、特別職の秘書の職として政策監1名を置き、任期を2年と定めます。

第3条で、政策監の給与を、給料及び期末手当とし、給料の月額を59万円と定めるほか、その支給期日及び支給方法については、町長、副町長及び教育長の例によることについて定めます。

なお、附則により、条例の施行日を令和5年7月1日とするほか、特別職に政策監を置くことについて、関連する条例の一部を改正するものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○6番（小林千江子君） 議案第57号に関して、2点お伺いさせていただきます。

まず、この月額59万円ですけれども、教育長と同額の給与になるわけですから、ともすれば、その責務も教育長並みの事柄が求められると考察いたします。町長の専任の秘書の職とありますが、より具体的な職務の役割や担うであろう責務をお聞かせください。

次に、町民が知りたいのは、このポジションが本当に必要であるのかどうかです。どのような協議が持たれ、このポジションを必要とすることになったのか、その経緯をお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 小林議員の御質問にお答えいたします。

まず、特別職としての政策監の責務でございますが、こちらは一般職にはできない対外的な折衝であるとか、または町の施策を進めるために必要な対外的な交渉、それから調整、協議、これらを専門に担っていただく予定でございます。

それから、二つ目としまして、必要なかという御質問でございますが、町は今様々な課題を進めております。同時進行的にそれらの施策を進めるためには、専属の特別職としての政策監という立場が必要というふうに考え、内部で調整した結果、今回の上程に至っております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 部長、金額、報酬について妥当かどうか。

○企画総務部長（小野一彦君） 失礼しました。報酬についてでございますが、今回この報酬59万円を設定するに当たりまして、既に小山町にあります町長、副町長、教育長、特別職の報酬を参考にいたしました。この中で、新たに設置する政策監としてどの金額が適当なのかということ进行调整したところ、教育長と同額の59万円ということで設定することにいたしました。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（牧野恵一君） 私、質問をちょっとさせていただきますが、ただいまの小林議員の質問に対する回答によりますと、この職の任務は政策監だと言っていますよね。ところが、この中では、「秘書として置く」というのと言葉は二つあります。専任の秘書を置くって話と、政策監と話した話は、もう次元の違う話です。法律で認められているのは、専任の秘書だけしか認められていません。それは多分法規の皆さんは知っているはずですよ。だから、秘書以外のものを、政策監なるものを、3条3項4号の規定により置くことはできないんですね。それは皆さん御存じのはずですよ。だから、最初は、政策監と言っていましたよね。ところが、秘書という話がついこの間から出始めた。その辺で職が法律と整合してないんじゃないかと。議論の入り口の部分の話ですけれども、それは大丈夫なんですか。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 牧野議員の御質問にお答えいたします。

特別職の法律に定める秘書としての特別職と政策監は違うのではないかという御指摘でございます。

この辺は、私どもも法令を調べる中で、まず町長の秘書の職としましては、町長の何を秘書をするのかというところで行きますと、町長の進めようとしている町の施策、事業、これらの事前の地ならし、こういったことが非常に大きな秘書の業務の中の大きなウエートを占めるというふうに解釈をしております。

そのためには、秘書ということでございますが、政策監という名称において、各種事業の協議、対外的な折衝等、当然そこには含むというふうに解釈して、今回特別職として政策監をとというものを上程しております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時06分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22 議案第58号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第22 議案第58号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君） 議案第58号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は59ページになります。

本町では、平成17年度から部制を導入し、本条例により各部の事務分掌を定めております。

このたびの組織・機構の見直しについて、理事並びに企画総務部、危機管理局、住民福祉部、経済産業スポーツ部及び都市基盤部の理事5部局を再編し、未来創造部、企画総務部、危機管理局、住民福祉部、経済産業部及び都市基盤部の6部局体制にするため、一部改正を行うものです。

なお、従来の理事の事務分掌は未来創造部が担当しますが、政策の部局横断的な役割については、新たに定めます理事設置規則に基づく理事職が担うものとします。

また、町長特命事項に関しましては、内容に応じて全ての部等が対応し得るものであり、事務分掌として特定の部等に定めるものとしておりません。

これらのことにより未来創造部は人口減少対策及び三来拠点事業推進に特化し、専念することとなります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第59号 令和5年度小山町一般会計補正予算（第2号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第23 議案第59号 令和5年度小山町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君） 議案第59号 令和5年度小山町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億6,973万7,000円を追加し、予算の総額を126億5,746万円とするものであります。

次に、5ページの地方債の補正であります。

危機管理事業の財源として、220万円を限度額に借入れを予定している地方債を追加いたします。

次に、歳入について御説明いたします。

7ページをお開きください。

16款2項11目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を8,554万6,000円増額しますのは、住民税非課税世帯支援給付金及び中小企業等物価高騰対策緊急支援金に充当する財源として交付金を見込むものであります。

次に、19款1項2目総務費寄附金を963万8,000円増額しますのは、須走地域振興事業基金積立てのため須走彰徳山林会様から、北郷支所備品購入のため綱山五徳会様から御寄附をいただくも

のであります。

次に、同じく3目民生費寄附金を22万5,000円増額しますのは、こども園費寄附金として、きたごうこども園の備品購入のために綱山五徳会様から御寄附をいただくものであります。

次に、8ページ、同じく4目教育費寄附金を62万8,000円増額しますのは、北郷小学校備品購入、芸術鑑賞会、マラソンフェスタ及び市町対抗駅伝のために綱山五徳会様から御寄附をいただくものであります。

次に、20款2項3目須走地域振興事業基金繰入金を950万円増額しますのは、須走地域教育振興協議会補助金の財源に充てるため、繰入れするものであります。

次に、21款1項1目繰越金を6,200万円増額しますのは、令和4年度繰越金が見込めるため、今回の補正予算の財源として増額するものであります。

次に、9ページ、23款1項6目消防債を220万円増額しますのは、Jアラート受信機購入に対して借入れするものであります。

次に、歳出予算の主なものについて御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費、説明欄(1)職員人件費を780万円増額しますのは、新たに設置する政策監の給料等の人件費であります。

同じく説明欄(2)一般行政事務費を400万円増額しますのは、町の事業を推進するため、専門的知見を有する人材を非常勤特別職として任用できるよう、その者に係る報酬を補正するものであります。

次に、同じく4目財産管理費、説明欄(3)基金管理費を950万円増額しますのは、須走地域振興事業に対する寄附金を基金に積み立てるものであります。

次に、11ページ、同じく5目支所及びコミュニティ供用施設管理費、説明欄(3)北郷支所管理費を20万8,000円増額しますのは、北郷支所の来客用の椅子を購入するものであります。

同じく説明欄(4)須走支所管理費を950万円増額しますのは、須走地域教育振興協議会への補助金であります。

次に、7項1目企画渉外総務費、説明欄(5)須走地区活性化事業費を360万8,000円増額しますのは、須走地区に建設中のスーパーマーケットの敷地における町が実施した外構工事の残工事を行うものであります。

次に、12ページにかけまして、3款1項1目社会福祉総務費、説明欄(3)住民税非課税世帯支援給付金費を4,373万6,000円増額しますのは、住民税非課税世帯を支援する給付金3,900万円のほか、電算処理委託料396万円などの事務費が主なものであります。

次に、12ページ、同じく6目特別給付金費、説明欄(2)住民税非課税世帯等への臨時特別給付金支給事業費3,507万9,000円及び説明欄(3)電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業費716万6,000円をそれぞれ増額しますのは、既に実施し受け入れたこれらの事業費に対

する国庫補助金の精算に伴う返還金であります。

次に、13ページ、3項3目こども園費、説明欄(2)こども園管理運営費を33万9,000円増額しますのは、きたごうこども園における電子ピアノ等の購入が主なものであります。

次に、6款1項1目商工業振興費、説明欄(3)中小企業振興費を4,490万円増額しますのは、中小企業等に対し物価高騰対策緊急支援金を交付するものであります。

次に、14ページ、8款1項4目危機管理費、説明欄(2)危機対策費を13万円増額しますのは、個別避難計画策定時に要する郵送料、同じく説明欄(4)国民保護事業費を220万円増額しますのは、Jアラート受信機を購入するものであります。

次に、9款2項1目学校管理費、説明欄(2)小学校管理運営費を46万9,000円増額しますのは、北郷小学校における教育用電子黒板を購入するものであります。

最後に、15ページ、12款1項1目予備費を110万2,000円増額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで職員の入退室を許可します。議員の皆様は、しばらくお待ちください。

お諮りします。ただいま町長から報告第9号 専決処分報告について、同意第2号 小山町副町長の選任について、同意第3号 小山町固定資産評価員の選任について、同意第4号 小山町農業委員会委員の任命について、議案第60号 財産の取得について(東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業 小山町防災行政無線デジタル化整備 戸別受信機購入事業)、議案第61号 工事請負契約の締結について(町道足柄三保線外1路線舗装補修工事)、議案第62号 工事請負契約の締結について(緊急自然災害防止対策事業 石沢排水路河川改修工事)、議案第63号 工事請負契約の締結について(緊急自然災害防止対策事業 無名沢排水路河川改修工事)、議案第64号 小山町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の9件の追加議案が提出されました。

これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、報告第9号から議案第64号までの合計

9件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配付されておりますので、よろしくお願いをいたします。

追加日程第1

町長提案説明

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、報告第9号から議案第64号までの9議案について、提案説明を求めます。町長。

○町長（込山正秀君） 今回、追加提案いたしますのは、報告1件、同意3件、財産の取得1件、工事請負契約の締結3件、条例の一部改正1件の合計9件であります。

初めに、報告第9号 専決処分の報告についてであります。

本案は、令和5年5月10日に、公園の管理作業上の瑕疵によって発生した自動車損傷事故の和解及び損害賠償の額について、地方自治法の規定により、専決処分をしましたので報告するものであります。

次に、同意第2号 小山町副町長の選任についてであります。

本案は、本年3月31日付で大森康弘前副町長が退任され、空席となっていました副町長の選任について、地方自治法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第3号 小山町固定資産評価員の選任についてであります。

本案は、固定資産評価員でありました大森康弘前副町長の辞職に伴い、新たに固定資産評価員の選任をたく、地方税法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第4号 小山町農業委員会委員の任命についてであります。

農業委員会委員の選出方法につきましては、町議会の同意を得て町長が任命することとされていることから、11名の方を農業委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第60号 財産の取得についてであります。

本案は、令和5年度東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業 小山町防災行政無線デジタル化整備 戸別受信機購入事業のデジタル戸別受信機を購入するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第61号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和5年度足柄三保線外1路線舗装補修工事の請負契約を締結しようとするため、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第62号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和5年度緊急自然災害防止対策事業 石沢排水路河川改修工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第63号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和5年度緊急自然災害防止対策事業 無名沢排水路河川改修工事の請負契約を締結

するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第64号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤特別職の報酬を新たに定めるため、条例の一部を改正するものであります。

なお、各議案の審議に際し、同意第2号から同意第4号までの人事案件につきましては私から内容を説明し、その他の案件は関係部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

追加日程第2 報告第9号 専決処分の報告について

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第2 報告第9号 専決処分の報告について、報告を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（清水良久君） 報告第9号 専決処分の報告についてであります。

議案書は2ページからとなります。

本案は、公園の除草作業の際に発生しました自動車損傷事故について、損害賠償の額が和解により決定し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告をするものであります。

事故の概要は、本年5月10日午前11時頃、須走地区下原区内の須走なかよし公園で、町が委嘱しております集落支援員1名が除草作業を実施していたところ、飛び石により駐車場に止めてありました乗用車の後席左側の窓ガラスを破損させたものであります。

当該車両の修理に要する損害賠償金3万9,061円を町が支払うことで相手方との示談が整い、令和5年5月30日に専決処分したものであります。

なお、賠償金につきましては、町が加入する全国町村会総合賠償補償保険により、全額補填されます。

今後、夏場にかけて同様の作業が続きますが、このようなことがないように、状況に応じて作業方法や作業場所を変更するなど、事故防止対策に細心の注意を払い作業に当たりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

報告は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 部長の報告は終わりました。本報告は、地方自治法第180条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

追加日程第3 同意第2号 小山町副町長の選任について

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第3 同意第2号 小山町副町長の選任についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長。

○町長（込山正秀君） 同意第2号 小山町副町長の選任についてであります。

御提案します室伏博行氏は、昭和54年に小山町に奉職し、課長職として農林課長、生活環境課長、企画調整課長、政策秘書課長、部長職として企画総務部長の要職を歴任された後、平成27年4月に小山町副町長に就任され、令和元年5月までお勤めいただきました。

副町長在職中は、強いリーダーシップを発揮され、湯船原地区の開発をはじめ、足柄サービスエリア周辺地区や小山パーキングエリア周辺地区の開発事業など積極的に推進され、企業誘致による雇用確保や定住人口拡大など、町政発展に大きく貢献をされました。

このように、室伏さんは、人格高潔で豊富な行政経験と多くの人脈を有しておりますことから、今まさに本町が取り組まなければならない子育て教育環境の充実、三来拠点事業の総仕上げなど、元気と活力にあふれるまちづくりを進める上で、副町長として最もふさわしい人材であると確信しております。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第2号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、同意第2号は、これに同意することに決定しました。

追加日程第4 同意第3号 小山町固定資産評価員の選任について

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第4 同意第3号 小山町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長。

○町長（込山正秀君） 同意第3号 小山町固定資産評価員の選任についてであります。

固定資産評価員は、地方税法の規定により、市町村に設置することとされ、固定資産の評価に

関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が当該市町村の議会の同意を得て選任することとなっております。

本町では、これまで固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者として、副町長を選任しておりました。

そこで、先ほど副町長に選任の同意をいただきました、室伏博行さんを固定資産評価員として選任したく御提案いたします。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤 豪君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第3号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、同意第3号は、これに同意することに決定しました。

追加日程第5 同意第4号 小山町農業委員会委員の任命について

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第5 同意第4号 小山町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長。

○町長（込山正秀君） 同意第4号 小山町農業委員会委員の任命について御説明をいたします。

小山町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例において、農業委員11名と定められており、現農業委員会は令和5年7月19日をもって任期満了となります。

そのため、次期農業委員の任命に当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定で、町長が議会の同意を得て任命することとなっております。

さきの5月18日に開催されました小山町農業委員会の委員候補者等選定委員会で、農地利用の最適化の推進に関する職務を適切に行うことができ、農業全般の見識を有する者として、11名が選考されました。

農業委員の構成につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第5項で、認定農業者が委

員の過半数を占めること、また、同法第8条第6項で、利害関係者を有しない者が含まれるようにしなければならないとされています。

今回選考された11名のうち、町の認定農業者が6名で、利害関係を有しない商業者の方が1名含まれており、要件を満たしております。そのため、この11名の皆様を農業委員に任命したく、議会の同意を求めるものであります。

最初に、池谷 弘氏は、一色地区の認定農業者であり、地域のリーダー的存在であります。また、町内民間企業に31年間、町議会議員を3期務められ、現在、町区長会長や小山町認定農業者協議会の会長も務められております。

次に、小野 巖氏は、中山間総合整備事業小山棚頭地区の会長を務めており、棚頭地区の地域農業の中心的な役割を果たされている農業者であります。また、小山町役場に39年勤務され、現在、農地利用最適化推進委員として御活躍されております。

次に、岩田 稔氏は、柳島地区の認定農業者であり、御殿場・小山消防署に41年間勤務されました。現在、農業委員に就任しており、柳島地区を中心に農地の集積・集約化をはじめとする地域農業に貢献をされております。

次に、小見山益彦氏は、桑木地区の認定農業者であり、農業関係団体に35年間勤務され、現在、農業委員に就任しております。

次に、岩田正義氏は、菅沼地区の認定農業者として御活躍されており、現在、水稻をはじめ果樹・野菜など多種多様な農作物栽培を手がけ、農業の発展に寄与する技術や経験を有しております。

次に、湯山由紀子氏は、近隣市町の民間企業に長年勤務され、農業関係団体の女性部役員や総代を務めておりました。現在、道の駅「ふじおやま」出荷組合の会員として、年間を通じて多品目の良質野菜を出荷されております。

次に、岩田和男氏は、吉久保地区の認定農業者であります。農業関係団体に34年間勤務され、現在、農業委員に就任しており、地域の耕作放棄地解消活動に尽力されております。

次に、池谷和則氏は、小山町役場に42年間勤務をされ、上野区長や部農会長をはじめ、多くの公職を歴任されており、その知識と熱意から地域の信頼の厚い農業者であります。

次に、田代一夫氏は、大胡田地区の認定農業者であります。陸上自衛隊に長年勤務され、過去には町議会議員を務めておりました。現在は、農業委員に就任しており、地域農業の担い手として活躍されております。

次に、田代幸男氏は、農業関係団体に38年間勤務されました。農業に対する知識や経験が豊富であるとともに、地域において中心的役割を果たしている農業者であります。

最後に、佐藤道枝氏は、現在、商工会の役員として活躍されております。また、佐藤氏は利害関係を有しない商業者であります。

以上11名の皆様の任期は、農業委員会等に関する法律第10条により、3年間と定められており、

令和5年7月20日から令和8年7月19日までとなります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第4号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、同意第4号は、これに同意することに決定しました。

追加日程第6 議案第60号 財産の取得について（東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業
小山町防災行政無線デジタル化整備 戸別受信機購入事業）

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第6 議案第60号 財産の取得について（東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業 小山町防災行政無線デジタル化整備 戸別受信機購入事業）を議題とします。

補足説明を求めます。危機管理局長 遠藤正樹君。

○危機管理局長（遠藤正樹君） 議案第60号 財産の取得についてであります。

本案は、令和5年度東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業によるデジタル戸別受信機の購入であり、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

事業の概要ですが、令和2年度に整備をいたしました小山町防災行政無線固定系設備のデジタル化整備工事に伴いまして、デジタル戸別受信機1,190台を購入するものでございます。

購入入札は、先月30日に7者による指名競争入札を執行いたしましたところ、平野電気有限会社が4,760万円で落札決定し、消費税相当額476万円を加え、5,236万円で売買契約を締結するものでございます。

なお、完成予定期日は、来年の3月25日を予定してございます。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

菌田議員、壇上でお願いします。

○9番（菌田豊造君） 1点お伺いします。

この間の全員協議会での説明では、事業費を8,480万6,000円としていましたが、今回ばかり安くなっていますけど、この状態というか、どういうふうな積算を小山町でしたのか。このような安くなった結果というのは喜ばしいことなんですけれども、あまりにもこの差が大きいので、その説明をしてください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○防災担当参事（伊藤嘉代子君） 菌田議員にお答えいたします。

同報無線のデジタル化整備事業費ですけれども、戸別受信機1,190台、今回が5,236万円の落札額となっております。その他に、ダイポールアンテナ400式、そちらの取付け業務が400式、その他に、こちらのデジタル化整備事業の台帳等の整理をいたします会計年度の職員の報酬額、事務費等を加えまして8,480万円となっておりますが、内訳になりますけれども、ダイポールアンテナ400式につきましては、予算書の方では約900万円、ダイポールアンテナ取付け費につきましては2,200万円を予定しております。

以上になります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第60号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第7 議案第61号 工事請負契約の締結について（町道足柄三保線外1路線舗装補修工

事)

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第7 議案第61号 工事請負契約の締結について（町道足柄三保線外1路線舗装補修工事）を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（清水良久君） 議案第61号 工事請負契約の締結についてであります。

議案書は6ページからであります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、令和5年度町道足柄三保線外1路線舗装補修工事について、工事請負契約を締結しようとするため、議会の議決を求めるものであります。

本工事は、小山町竹之下地内から桑木地内の町道足柄三保線及び竹之下地内の町道2434号線の舗装補修工事を施工するものであり、施工延長は2,353メートルであります。

工事の主な内容は、車道舗装工1万4,642.6平方メートル、区画線工4,619メートルであります。

工事入札は、去る5月30日に町内業者8者による指名競争入札を執行したところ、東静建設株式会社が8,650万円で落札決定し、消費税相当額865万円を加え、9,515万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は、令和6年1月31日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第61号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

追加日程第8 議案第62号 工事請負契約の締結について（緊急自然災害防止対策事業 石沢排水路河川改修工事）

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第8 議案第62号 工事請負契約の締結について（緊急自然災害防止対策事業 石沢排水路河川改修工事）を議題とします。

補足説明を求めます。理事。

○理事（湯山博一君） 議案第62号 工事請負契約の締結についてであります。

議案書は8ページからとなります。

本案は、令和5年度緊急自然災害防止対策事業 石沢排水路河川改修工事の工事請負契約の締結案件であります。

この工事は、湯船原地区新産業集積エリアの流末水路であります石沢排水路を、緊急自然災害防止対策事業債により河川改修を実施するものであります。

主な工事の内容につきましては、工事延長103.7メートル、本堤工1基、垂直壁工1基、コンクリート張り流路工13メートル、コンクリートブロック積み流路工78.2メートル、帯工1基、側溝工18.4メートルを施工するものであります。

工事入札は、去る5月30日、町内業者9者による指名競争入札を実施したところ、株式会社室伏組が7,570万円で落札決定し、消費税相当額757万円を加え、8,327万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成期日は、令和6年3月15日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（牧野恵一君） ただいまの議案の工事箇所は、新産業集積エリアの下流で、防災調整池の下流に当たるところでありますよね。そういうところは、調整した水量のみならず、オーバーフローした水も流れる放流先になるわけですよね。それをなぜ今頃、新産業工事に入る前にやらなければ大災害が起きますよ、これ。それは基本だと思うんですが、そういう基本が踏まえていないというのはなぜなのでしょう。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○理事（湯山博一君） 牧野議員にお答えをいたします。

基本を踏まえていないという御指摘なんでありまして、石沢排水路の下流域につきましては、基本的には県の治山堰堤が数本入っております、基本的には河川断面というのは確保されております。

ただし、今回工事をやります103メートルにつきましては、主に地質がスコリア層となっております、これから議員御指摘のとおり調整池で調整をします流末が流れ込んで、だんだん河川断面が崩れてきてしまうという可能性がありますので、ここに来て工事を発注することといたしました。

なぜ今かという、直接的な原因としては幾つかあるかと思うんですけれども、まず一つ挙げるのは、保安林の解除に非常に時間を要したということでもあります。

その他、担当職員がこれだけの数億円を超える工事を何本か持っておりますので、なかなかそ

これに対しても優先順位としては上がらなかったというところであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第62号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

追加日程第9 議案第63号 工事請負契約の締結について（緊急自然災害防止対策事業 無名沢排水路河川改修工事）

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第9 議案第63号 工事請負契約の締結について（緊急自然災害防止対策事業 無名沢排水路河川改修工事）を議題とします。

補足説明を求めます。理事。

○理事（湯山博一君） 議案第63号 工事請負契約の締結についてであります。

議案書は10ページからとなります。

本案は、令和5年度緊急自然災害防止対策事業 無名沢排水路河川改修工事の工事請負契約の締結案件であります。

この工事は、現在造成工事中の上野工業団地の流末水路であります無名沢排水路を、緊急自然災害防止対策事業債により河川改修を実施するものであります。

主な工事の内容につきましては、工事延長71.6メートル、谷止工1基、副ダム工1基、床固工3基、帯工2基、コンクリートブロック積み流路工61.2メートル、植生マット工250平方メートルを施工するものであります。

工事入札は、去る5月30日、町内業者9者による指名競争入札を執行したところ、株式会社室伏組が5,950万円で落札決定し、消費税相当額595万円を加え、6,545万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成期日は、令和6年3月15日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（牧野恵一君） その前の議案と同じでありますけれども、これも、だから工業団地の下流のことを言っているわけですよ。普通、常識的には、小山の町の上流にゴルフ場三つを短期間で造ったのと同じ開発をしているわけですよ。そうであるならば、工業団地から鮎沢川までの間の河川については、当然、安全性が担保されているのかどうか。それを検証されないうちに、これじゃあ工事やっちゃったということを行っているのと同じですよ。今からでも止めて、何かその必要な手当てというものを先に先行してやらない限り、その下に住む人達の安全安心は守れないんじゃないでしょうか。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○理事（湯山博一君） 牧野議員にお答えいたします。

先ほどの答弁とも重なってしまいますが、それ以外の要素を申し上げますと、やはり開発区域と、それからその流末であります公共水域との境というのはどこかという根本的な議論があるんですけれども、今、牧野議員御指摘のとおり、公共水域の整備というのをどこまで管理者がやるかというところの話だと思っております。

ですので、今回の改修工事につきましては、いわゆる開発区域には入っておりませんので、公共事業ということをもた別にやるんですが、もちろん理想としまして、議員御指摘のとおり、全ての公共水域が全て完全に整備されていれば、それは本当に安心安全100%と言えますけれども、なかなか現実的にはそうはいかないところがあります。

また、この無名沢につきましても、下流域がちょうど国道246号の視距改良事業というのをやっております、結果的に今回71.6メートルやりますけれども、まだその下流域につきましても、若干スコリア層のところは残っております。

ただ、それは国道246号の視距改良工事、いわゆる国土交通省との調整が必要になってまいりますので、今回は、先ほどの議案で申し上げたとおり、スコリア層のできるところをまずは手をつけていくという考え方でやっております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第63号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

追加日程第10 議案第64号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第10 議案第64号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君） 議案第64号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は12ページとなります。

本案は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤特別職の報酬を定めるものであります。

地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤特別職は、各分野において専門的な知識、経験を有するもので、当該知識、経験に基づき助言や調査等を行っていただく職であります。

改正の内容は、報酬を月額42万円以内と定め、本条例の別表第1に追加するものであります。

なお、施行日は、公布の日からとしております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○6番（小林千江子君） 2点ほど伺わせてください。

議題として提案されるからには、今後このポジションの方を受け入れようと計画されているからと推測いたしますが、どのようなポジションで何名ほどを予定されているのか、お聞かせください。

また、月額を42万円以内とした理由がありましたらお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 小林議員の御質問にお答えいたします。

まず、どのようなポジションに充てるのかということですが、こちらは先ほどの全員協議会においても資料を添付させていただきましたが、まずは町の事業全般を進めるために、専門的な知識の必要な事業、こういったものを想定しております。

具体的には、C I O補佐官、DX推進するために必要なものなどが一例として挙げられますが、今後は、これはまず予定しているというための枠をつくるための条例の一部改正というふうに考えておりますので、具体的に今後この業務で雇うということが現時点ではまだ決まっておりません。

人数としましては、同じ答弁となりますが、1名もしくは2名ということでお答えできればい

いんですが、現時点ではまだ未定ということでございます。

月額42万円以内ということですが、これは他の自治体なども参考にしました。他においては55万であるとか、50万円であるとか、その専門的な知識の度合いによって報酬の額が様々ありますが、小山町においては、その他の委員さんとのバランス等を考えまして、これは単純に掛け算ですが、例えば1日2万円を掛ける20日間とすると40万円程度ということになりますが、それを21日とした場合に42万円ということで、仮に上限ということで設定させていただいております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

ほかにないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第64号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、6月8日木曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後1時20分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 平 野 正 紀

署 名 議 員 牧 野 恵 一

令和5年第3回小山町議会6月定例会会議録

令和5年6月8日（第2日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	教 育 長	高橋 正彦君
理 事	湯山 博一君	企 画 総 務 部 長	小野 一彦君
危 機 管 理 局 長	遠藤 正樹君	住 民 福 祉 部 長	長田 忠典君
経 済 産 業 ス ポ ー ツ 部 長	高村 良文君	都 市 基 盤 部 長	清水 良久君
教 育 次 長	大庭 和広君	人 口 政 策 推 進 課 長	石田 洋丈君
企 画 政 策 課 長	勝又 徳之君	総 務 課 長	渡邊 徹君
福 祉 長 寿 課 長	杉山 則行君	住 民 課 長	野木 雅代君
観 光 ス ポ ー ツ 交 流 課 長	湯山 浩二君	商 工 振 興 課 長	長田 孝代君
農 林 課 長	湯山 光司君	建 設 課 長	込山 次保君
生 涯 学 習 課 長	勝俣 暢哉君	総 務 課 総 務 法 規 ・ 監 査 班 長	砂山 健秀君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 後藤 喜昭君 議 会 事 務 局 書 記 山口 紘史君

会議録署名議員 3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君

散 会 午後1時43分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

7番 室伏辰彦君

1. 町長の政治姿勢について

11番 米山千晴君

1. 町長が目指す新たなまちづくりについて

8番 鈴木 豊君

1. リバーガーデンタウンおやまの宅地開発における今後の取り組みについて
2. 公共施設の指定管理者導入に進め方について

3番 平野正紀君

1. 障がい者の社会参加による地域共生社会の実現に向けて
2. 本町も補聴器購入助成制度を考えるべきではないか

1番 石原和美君

1. 書かない窓口のさきがけとしての「お悔みコーナー」開設について

5番 臼井光昭君

1. 地域組織の崩壊リスクと重層的支援体制整備事業について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略いたします。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で。一問一答方式の場合は、最初から議員側の壇で質問を行います。

当局の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、登壇にて答弁を、一問一答方式の場合は、大項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次の質問からは自席にて答弁を行うことといたします。再質問については、全て自席で答弁を行うことにしておりますので、御協力をお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 これより一般質問を行います。

それでは、まず代表質問を行います。

最初に、7番 室伏辰彦君。

○7番（室伏辰彦君） 通告に従い、会派令明を代表し、一括質問一括答弁方式で質問をいたします。

件名は、町長の政治姿勢についてであります。

込山町長は、2期8年小山町長を務めた後、4年間のブランクを経て、再び小山町長に戻ってこられました。この間、町の将来像を描いていたと思います。「おやま再稼働。停滞から前進へ」と政策提言をしております。

そこで、次の点を伺います。

1、「おやま再稼働。停滞から前進」ですが、再稼働しなければならないことは何か、停滞していることは何だとお考えですか。

二つ目、所信表明で小山町を元気にするための様々な道筋を述べていましたが、第5次総合計画と込山町長が進めようとしている道筋とほどの点に違いがあるのか。これから4年間で町をどのように元気に変えようとしているのか、町政運営をしていくのか、伺います。

三つ目、まず、一番に実行すべきこと、中長期的に取り組むことは何かを伺います。

四つ目、これはいち早く解決すべきことですが、空き家、空き地問題を助長させる要因として、町内には狭隘道路が多数存在しています。また、町内に限らず、日本中で空き家が今後ますます増えていくと思います。これは非常にもったいないことです。小山町はほかの自治体に先駆けて

取り組むべきことではないでしょうか。これを解決する狭隘道路、空き家、空き地問題の具体的な施策を伺います。

5番目、込山町長はおやま未来創生塾やにぎわいのまちづくりワークショップを定期的に開催されてきました。他の自治体の長や専門的知識を持った方々が講演を行ってきました。また、参加者が知恵を出し合って、様々な小山町の将来像を話し合ってきました。そのような方々の経験談や意見を聞いて、どのような点を小山町に活かしていきたいと考えているのか、伺います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 室伏議員の質問にお答えをいたします。

初めに、町政について、再稼働しなければならないことは何か。停滞していることは何かについてであります。

所信表明で申し上げましたが、一町民として外から見たこの4年間の小山町は、新型コロナウイルスの影響もありましたが、ほとんど全てが停滞という言葉で表現する以外ない状態でありました。

今回私が掲げた91項目の政策提言は、小山を前進させ、また再稼働が必要と考えた事業をまとめたものであります。特に令和4年の小山町の出生数は、記録のある昭和51年以降、最低となる76人となり、小山町を元気にするためには、子育て環境を何とかしなければならぬ、教育環境を何とかしなければならぬということから、政策提言の一丁目一番地に子育て教育100年の計への挑戦を掲げたところであります。

次に、第5次小山町総合計画と政策提言の違いと、これから4年間で小山町をどのように元気に変え、町政運営をしていくのかについてであります。

第5次小山町総合計画は、自治基本条例に基づき策定し、議会の議決を受けたものであり、また、進行管理及び評価を適切に行うとともに、必要に応じて見直しを行うこととなっております。また、前期基本計画は、小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体として策定されたものであります。

私の政策提言は、前期基本計画34項目の基本施策や施策の方向に沿った具体的な取組でもあり、将来像の実現に向け、より前進できるものと考えております。これから4年間は前期基本計画を着実に推進するとともに、小山町を元気にすることは、子育て教育、言い換えれば未来に投資するということでもあります。政策提言の九つの柱は、その全てが小山町の未来への投資であり、急激な少子化を目の当たりにした今、スピード感を持って町政運営に当たる必要があると考えております。

次に、一番に実行すべきこと、中長期的に取り組むことは何かについてであります。

迅速な事業推進に向けて、まずは組織体制の機能強化が急務であると考え、本定例会におきまして副町長の選任について同意をいただき、また、7月1日付の機構改革に向け、政策監の設置

及び部等設置条例の一部改正について議案を提出させていただいたところであります。また、専門的な知見が必要な施策については、外部人材を積極的に登用し、施策を推進したいと考え、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について議案を提出させていただいたところでもございます。

私が推進する様々な取組は、その全てが小山町の未来への投資であり、短期だけでなく、中長期的にも取り組む必要があると考えております。

その中でも、SDGs 未来都市への挑戦のうち、脱炭素の取組については、国の2050年カーボンニュートラルに向けた2030年度の温室効果ガス削減目標に対して、ロードマップを策定し、全町挙げて取り組む体制づくりをしますが、短期間では実現が厳しいことから、中長期的に取り組む必要があると考えております。

また、健康文化都市への挑戦のうち、2040年問題を見据え、地域で安心して暮らせる環境整備の推進やコンパクトシティー化への取組、観光立町への挑戦のうち、富士山5合目へモノレールの敷設についても、中長期的な取組につながるものと考えております。

さらに、山地災害の防止や山地強靱化総合対策などの安心安全な防災先進都市への挑戦については、継続して中長期的に取り組まなければなりません。その他、中長期的となる取組についても、今後策定する各種計画や令和8年度からを予定している後期基本計画、総合戦略において、その考え方を反映し、推進したいと考えております。

次に、狹隘道路、空き家、空き地問題の具体的な施策のうち、初めに狹隘道路についてであります。

本町では、安全で快適な道路網の整備を推進する中で、主に生活道路においては、地域住民の生活利便性や安全性の向上及び住空間の景観形成の観点から、狹隘道路の拡幅整備に取り組んでいるところであります。具体的には、地区要望が出された市街化区域内の狹隘な生活道路を対象として、危険性や用地の制約、費用対効果等を基に優先順位を付して、限られた予算の中で測量設計業務及び工事を実施してまいりました。

しかし、狹隘道路の拡幅事業は、道路用地及び沿道建物等の物件移転が前提となり、交渉等に多くの時間を費やすこととなるため、現実的には、関係主権者の方の御協力が得られる道路から優先して着手している状況であります。今後は、狹隘道路に対する地区要望の取りまとめ等を行い、現状の把握に努めるとともに、空き家、空き地に関する情報の共有を図りながら、宅地の有効活用に資する道路整備事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、空き家、空き地問題についてであります。管理が行き届かない空き家に起因する周辺生活環境の悪化は、空き家の増加により影響が大きくなりますので、活用できないものは除却し、活用できるものは利活用に結びつけることで、空き家の発生を抑制していくことが必要であります。このため、空き家の適正管理や利活用を促す啓発や相談体制の強化を図ったほか、令和5年度から開始した、空き家を取得し、定住する方に対する新築のための空き家解体費用、または改

修費用の一部を助成する制度を活用し、空き家の流動化を促進することで、空き家の発生抑制につなげたいと考えております。

議員御質問の空き家、空き地問題は、接道要件を満たさない土地や宅地開発等に必要な道路幅員が確保できない土地があるという御指摘であると考えますが、狹隘道路対策に合わせ、空き家等の所有者の方に活用を検討していただくことも重要でありますので、令和6年度に計画時期が満了する小山町空き家対策計画の改定に併せ、空き家等の実態調査及び空き家所有者アンケートを実施し、町として必要な対策を講じてまいります。

次に、小山町の将来像に関するワークショップや有識者の意見を聞いて、どのような点を活かしていきたいと考えているかについてであります。

私はこの4年間、小山町の新たなまちづくりに向けて、おやま未来創生塾を定期的を開催してまいりました。おやま未来創生塾では、毎回各分野の有識者をお招きし、町民の皆様と小山町の未来像を議論してまいりました。

また、昨年末までの1年間、全12回のワークショップを通して、150名を超える幅広い世代の方々に御参加をいただき、駿河小山駅前、音淵、落合のまちの未来像をまとめるため、にぎわいのまちづくりワークショップを開催いたしました。にぎわいのまちづくりワークショップでは、元東海大学の教授で建築家の杉本洋文様に研究リーダーとなっただき、多世代の方々に参加していただきましたが、時には様々な考え方や価値観が本音でぶつかり合い、議論は白熱することもありました。最終的には、皆さんの思いは一緒であり、「鮎沢川と共に、ワクワク・ドキドキ暮らすレトロなまち！」を未来像に据え、基本方針、未来図、施策をまとめ、まちづくりの目指す方向性を見いだすことができました。

さらに未来創生塾やワークショップ以外にも、特にこの4年間は、町内各事業所、各地域の町民の方々の意見を丁寧に聴かせていただき、今回の政策提言をまとめたところであります。

これからのまちづくりは、町民の皆様自身が、自ら強い信念を持って、自ら担っていただくことが大切であります。私は、元気な小山町を目指して、志を共にする皆さんと一緒に、一つでも早く施策を実現できるよう町政を運営したいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○7番（室伏辰彦君） 再質問をさせていただきます。

一つ目が、子育て教育100年の計への挑戦についてと、91項目の政策提言の中から伺います。

町長の91項目の政策提言の中で、温水プールを設置するとうたわれております。建設するのは補助金やPFI等でコストをかけずにできるかもしれませんが、維持管理に非常にコストがかかると思われます。三来拠点事業で増える固定資産税を充てるとのことですが、地球温暖化の問題や、近頃のガス、電気の高騰のことを考慮すると、なかなか厳しい面もあると思います。

先ほどの回答の中で、脱炭素の取組について、ロードマップを策定し、全町挙げて取り組む体

制をつくるとのことですが、今ある木質バイオマス発電所の排熱を利用することを考えた上での提案なのか、伺います。

日本の出生数の減少が危惧されております。小山町の出生数も76人となっております。出産祝い金の見直しですが、祝い金については子育て世帯には喜ばしいことです。予算のつけ方ですぐにもできると思いますが、いつから実施するつもりなのかを伺います。

また、出産一時金に加え、持続的な支援も必要だと思います。町長の提言の中で、持続的な子育て支援については触れられておりませんが、先ほどの提言ですと、他の市町から子どもがいる家庭が越されてきた場合は、町からの出産一時金は頂けません。越されてきた方の小さいお子様がいる家庭に対して、毎月2,000円とか3,000円とかを支給する等、そのようなことも考えてもいいのではないか、伺います。

連携型中高一貫校の設立とはどのようなことを考えているのかを伺います。

そして、狭隘道路、空き家、空き地問題について伺います。

地区要望が出された市街化区域内の狭隘道路を対象として取り組んでこられたとのことですが、道路を広げるのは難しい点もたくさんあるのは分かります。要望が出された狭隘道路しか検討されないのか。町が自ら進んで狭隘道路を直していくのか、伺います。

空き地、空き家の問題ですが、各区単位で町が積極的に情報収集して、間に入って対策を進めていけば、それぞれの区に若い方が住めるようになると思います。分譲地も大切だと思いますが、分譲地を造る以上に各区が若返ると考えます。これも進めるべきことだと思いますが、町長の考えを伺います。

最後に、令和6年度に計画期間が満了する小山町空家等対策計画の改定に合わせ、空き家等の実態調査及び空き家所有者アンケートを実施し、必要な対策を講じますとのことですが、令和6年度に実態調査をすると、令和7年度から行うというふうに判断をします。これから進出企業の労働者達の住むところや各区の高齢化などを考えると、アンケート等はすぐにでも実施できると思います。必要な対策を本年度から進めるべきだと思いますが、どのようにお考えですか、伺います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 室伏議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

1番目の温水プールの設置についてであります。バイオマス発電所の排熱を利用することを考えているかと、こういうことではありますが、御案内のとおり、今、湯船原に町の発電所がございまして、これを利用するとなると、場所的な問題やら、また用地の問題等がございまして、また、熱量ですね。排熱の出る量が今の発電所ではとっても足りない、ということになるかと思っておりますので、これらについては場所等を含めてこれから検討させていただきたいと思っております。

次に、出産祝い金の件であります。これにつきましては、7月1日の機構改革が終わった後、

このような問題について、いろいろまだございますが、一緒に対応を考えていきたいと思えます。

それと、あと、今、他市町村から子どものいる家庭に、15歳以下、2,000円とか3,000円を支給する考えはあるかということでございますが、これも含めて検討させていただきます。

次に、3番目の連携型中高一貫校の設立についてでございますが、御案内のとおり、小山高校は今、もう人数が減っちゃいまして、今いろいろ言われているのは、高校の再編で御殿場南高校に統合されるのではなかろうかなど。こんなことが前々からいろいろお話が出ていると、こういうことがございます。

こういう中で、何とか小山高校を維持したいということの中で、町内の中学と一貫高校としてこれが進めることができるかなど。こんなことを私は前の町長に在任中も教育委員会にお話をしたことがございますが、こんなこともありまして、今回、マニフェストに載せていただきましたが、また、この中高一貫によって、やっぱりいろいろな先生方の交流ができたり、子ども達の交流ができたり、いろいろいい面もこれはあるようでございますので、これらもこれから研究しながら対応を考えていきたいと思えます。

次に、狭隘道路ですね。これについてはいろいろ要望の仕方もございますし、先ほど申したとおり、区から上がったものについては優先順位をつけて今やっていると、このようなことの報告を受けておりますが、それ以外でも要望がございましたら、町の方で対応して、必要とされる道路については対応を図っていきたいと思えます。

あと、空き家問題ですね。これについても、今御指摘にあったように、やっぱり6年調査、7年からでは、これはちょっとスピード感がないということは感じますので、これはもう早急に対応させていただいて、実態調査、まずそれをして、できる対応から考えていくと、このように思えますので、御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○7番（室伏辰彦君） ありません。これで代表質問を終わりにいたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、11番 米山千晴君。

○11番（米山千晴君） まず、町長におかれましては、さきの選挙でめでたく御当選されましたことを改めてお祝いを申し上げます。

本日、私は会派新生会を代表いたしまして、込山町長の施政方針につきまして質問をさせていただきます。

込山町長は、さきに行われました町長選挙を通して、様々な政策提言、マニフェスト、九つの柱を掲げ、町民の皆さんに訴えてこられました。

さきの町長時には、三来拠点事業の推進や町ににぎわいを創出する事業を推進され、成果を上げられました。小山町を全国に発信されたと私は思っております。

また、5月12日に行われました臨時会の冒頭の所信表明においては、このたびの選挙で掲げた

施策の方針を表明されました。この所信表明の中で、総じて、町の人口減少について危機感を持たれ、具体的に一丁目一番地に子育て教育100年の計への挑戦を掲げ、以下八つの柱とつなげ、総仕上げが子育てで、未来への投資を行うものと私は推測いたしております。

そこで、コロナ後の小山町の進むべき道を左右する極めて重要なことだけに、一つ目の質問は、今回、私はそれぞれの政策の柱について新町長のお考えをお聞きし、目指す小山町の将来像をお聞きしたいと思います。

二つ目でございますが、この政策提言のうち、町の人口減少対策となる第1番目に掲げる具体的な施策はどういったものがスタートとなる事業でしょうか。過去には、1年以内など具体的な目標もあったかと存じますが、我が町の現状分析と施策の打ち出し方で小山町の将来がどうなっていくのか、お答えいただければと思います。

三つ目でございますが、町長が掲げる91項目の事業には巨額な予算が必要ではないかと考えますが、昨今の行財政改革が責務となっている中で、町はその資金をどうやって充てる考えなのかをお聞きいたします。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 米山議員にお答えをいたします。

初めに、政策提言の柱について、町長の考える小山町の将来像はについてであります。

私は、1期目の政策提言から、そのタイトルを、小山を元気にする「金太郎大作戦」としてまいりましたが、私の考える小山町の将来像は、まさに静岡県で一番の金太郎のように元気で活気あふれる町であります。そして、今回の政策提言の柱である子育て教育、行政DX・行財政改革、SDGs未来都市、活気あふれる町・地域、健康文化都市、観光立町、三来拠点事業、防災先進都市、歴史の継承に掲げた91の事業の実現により、この将来像が具現化されるものと確信しております。

その中でも、将来像実現のため、政策提言の1番目に子育て教育100年の計への挑戦を掲げたところでもあります。

全国的にも出生数が減少し続けておりますが、小山町におきましても、本年5月1日現在の小学1年生児童数142人に対して、令和4年出生数は76人となり、このまま減少し続けていくと、複式学級の目安を下回るばかりか、小学校を統合せざるを得ない状況に至ります。

このため、子育て環境の充実と、教育と学習環境の充実は急務であると考えております。具体的には、町立学習塾の開設、中学校の部活の見直し、英語教育の強化に取り組むほか、町内の小学校プールを集約し、一般利用も可能な温水プールの設置に取り組んでまいります。

また、観光立町についても、元気で活気あふれる町に寄与する取組となるものと考えております。小山町内の宿泊環境は、昨年秋の富士スピードウェイホテルの開業をはじめ、近年新たな宿泊施設の開業などにより幅広いニーズに対応できるようになってきております。また、現在、須

走地区において高級ホテルの建設が始まっており、ゴルフ場や富士スピードウェイに加え、現在立地が進んでいる大型観光集客施設の開業後には更に多くの来訪者が見込まれるところであります。

そして、これから観光集客施設の立地に加え、富士山須走口への誘客促進、サイクルツーリズムの拠点整備や自転車イベントの誘致のほか、インバウンド受入れの環境整備や施設、地域間の相互連携に取り組んでまいります。それにより、町内への観光交流者数の増だけでなく、観光消費と経済波及効果の増加が期待され、元気で活力あふれるまちの将来像に大きく寄与するものと考えております。

次に、町の人口減少対策となる1番目の施策は何か。町の現状分析と施策の打ち出し順序についてであります。

私のおやまを元気にする政策提言の全てが人口減少対策につながるものと考えておりますが、小山町の人口減少、特に出生数の減少につきましては、若年層の減少が大きな要因の一つとなっております。

私の4年前までの施策で実施いたしましたわさび平や宮ノ台、クルドサックなどの宅地分譲は、子育て世帯を中心に着実に移住定住につながったところであります。また、地域優良賃貸住宅グランファミリア落合への立地は、成美地区の人口減少、特に年少者人口の減少を抑制することができたものと考えております。

しかし、この4年間の間においては、若年層の移住定住につながる施策の展開に乏しく、新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、結果として、若年層の減少と出生数の減少が拡大したものと考えております。

このため、若年層の町内への移住定住の促進と、政策提言の1番目に掲げた子育てと学習環境の充実に関連する施策については、特にスピード感を持って進めていきたいと考えております。そのため、現在の組織体制は十分ではないと考えておりますので、体制の見直しを行い、おやまで暮らそう課を復活させ、移住定住施策を強化し、取り組んでまいります。

次に、私の政策提言に掲げた91項目の実現に向けた財源についてであります。

議員御指摘のとおり、私の施策を実現させるためには行財政改革は避けて通れないところであると認識をしており、その点についても、政策提言の行政DX・行財政改革への挑戦の項目の中で幾つか挙げております。

1点目は、デジタル行政の推進です。業務のスリム化や経費の削減など、あらゆる分野で対応し、効率のよい行政運営を図ります。

2点目は、ふるさと納税の見直しです。魅力的な特産品の発掘や開発、小山町でしか体験できない体験型の返礼品や高付加価値エッジの利いた返礼品をそろえ、広報戦略を立て周知することで、納税制度の競争に勝てるようにし、増収を図ります。

3点目は、行政コストの削減であります。未利用地の返却などによる経常的なコストの削減を

図ります。

4 点目は、民間が得意な分野に関しては、民間の力を活用し、サービスはそのまま、行政コストの削減を図ります。

これから政策提言に掲げた項目を中心に、様々な手法による財源の確保やコストの削減を押し進めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○11番（米山千晴君） ただいま御答弁いただいた中で、再質問させていただきます。

若年層の移住定住につながる施策が重要であると御答弁をいただきました。例えであります、グランファミリア落合のような民間を活用しました施設整備事業計画はございますでしょうか。

また、行政改革でDX、デジタル行政の推進を行うことが、業務のスリム化や経費節減ができ、よい行政運営が図れると御答弁がございました。具体的にどのような種類の窓口申請や届けなどがどのように変わり、町民の皆様が便利になったと実感され、職員も仕事の効率が上がったとなるでしょうか。例を挙げていただけませんかでしょうか。

最後に、町長が、まず、予算を投じる最優先の事業は何でしょうか。また、その予算規模はどのぐらいのものですか、お教えいただければと思います。

以上、三つの質問をさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 米山議員の再質問にお答えをいたします。

初めに、移住定住につながる民間を活用した施設整備の計画についてであります。

PFIにより整備いたしましたグランファミリア落合につきましては、期待どおりの成果となっており、今後もPFIなど民間の資金経営能力、技術的能力を活用した手法による施設整備を推進したいと考えております。

具体的には、政策提言で掲げております駿河小山駅タウンセンターについては、商業、医療、公共サービス、居住施設等の複合機能を持った施設整備を実現したいと考えており、その整備手法にPFI等を活用したいと考えております。

次に、DXの推進において、具体的な例についてであります。

町民が便利と感じるには、役場に来ないや書かないなどで各種手続が完了することが必要だと考えます。

国の自治体DX推進計画の中では、こども園の利用申込みや、児童手当の認定請求、要介護、要支援認定申請といった住民に身近な31の手続について、集中的にオンライン化を推進すべきとされております。

このような中、町では、オンライン化の前提となる押印の見直しなどを進めており、現在、紙の申請書に記入し、窓口へ提出している手続等について、オンライン申請を可能とすることで来

庁が不要で24時間申請可能となりますので、町民の利便性が向上すると思います。職員の業務についても、手続支援システムの導入や、オンライン化を前提とした業務手続の見直し、定型業務の自動化ツール等を活用することで、業務の効率化、省力化が図られ、町民に寄り添う仕事への転換を図ることができると考えております。

次に、最優先の事業とその規模についてであります。先ほど答弁で申し上げたとおり、子育て環境の充実と教育等学習環境の充実は急務であり、最優先に事業化したいと考えております。しかし、事業手法、事業規模などについては、機構改革による新たな体制の下、外部人材なども活用しながら、スピード感を持って詳細を詰め、事業化したいと考えておりますので、御理解のほどをよろしく願いをいたします。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○11番（米山千晴君） 本年度の予算については、さきの体制が本年度の予算を決定しているわけでございます。非常に窮屈な予算編成ではあると思いますが、町長が就任されまして、1月半、地に足を着けて事業推進を図っていただきたい。そして、何よりもコロナで疲弊したこの小山町をどうかしてもらいたいというのが町民の声ではないのかな、このように思っております。そのような町民の期待が多いことを申し添えて、代表質問を終わらせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時51分 休憩

午前11時02分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、個人質問に移ります。通告順により順次発言を許します。

8番 鈴木 豊君。

○8番（鈴木 豊君） 私は、一括質問一括答弁にて2件質問いたします。

今回通告しました2件のうちの1件目の質問に入ります。

まず、最初に、リバーガーデンタウンおやまの宅地開発における今後の取組についての質問をいたします。

リバーガーデンタウンおやま（優良田園住宅）については、増大する町内労働者の居住地を確保するため、町内6か所を候補地に民間誘導型の住宅地の開発と聞いております。その6か所の地区名は、竹之下上ノ原地区、大胡田地区、わさび平地区、用沢相野地区、中日向地区、奈良橋地区であります。また、当局においては、平成29年度にリバーガーデンタウンおやま宅地造成事業基本調査業務委託を実施していると私どもは報告を受けております。既にこの6か所のエリアを優良田園住宅に位置づける小山町優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針の変更手続のパブリックコメントも平成30年2月に実施していると報告もを受けております。

様々な方向性が実施されていたにもかかわらず、ここ4年間においては一つも手をつけていない状況でありました。人口減少もある中で、わさび平や南藤曲、落合では宅地開発がされましたが、今後も宅地開発をしていかなければ人口も増加していきません。雇用を増やしても住むところがなければ、他市町に住居を構えて行ってしまいます。

ある進出企業の担当者は、雇用する従業員に小山町に住むように依頼しても、住むところがないと言われたと申されました。非常に残念であります。

以前にこのリバーガーデンタウンおやまの開発について私が質問したところ、前町長は、今後、町はこちらの方を開発する予定がありませんが、民間活力による導入等を促すと申しました。しかし、民間活力を待っていても、全然現に動いておりません。町当局が間に入って取り組むべきと私は思っております。

以下、3点ほど、このたび新町長になられましたので、込山町長の考えをお伺いしたいと思います。

一つ目としまして、込山町長は、このリバーガーデンタウンおやま（優良田園住宅）の開発について、今後どのような進め方をしていく考えなのか、お伺いします。

二つ目として、特に足柄の竹之下上ノ原地区においては、平成31年3月において、地権者に造成事業の計画図を示して事業説明会をし、よい感触も受けていると私は聞いております。私も選挙のマニフェストにも入れてありますので、早期に開発を進めてほしいと思いますが、込山町長の考えをお伺いします。

3点目としまして、民間誘導型の住宅地整備を実施すると言われておりますが、民間事業者を募集していくにも、行政が間に入って積極的に進めていかなければ前に進まないと思いますが、その点の方向性をお伺いします。

1件目は、以上3点質問します。

続きまして、2件目の質問に入ります。

公共施設の指定管理者導入の進め方についてであります。

小山町では、公共施設において、健康福祉会館や文化会館、総合体育館、図書館など、指定管理者において管理運営されているところがあります。

指定管理者制度の目的については、一つ目としまして、民間事業の活力を活用した住民サービスの向上、二つ目として、施設管理における費用対効果の向上、三つ目として、管理主体の選定手続の透明化などあります。

また、指定管理者制度においては、私が調べたところ、メリットやデメリットも幾つかあります。メリットとして、民間ノウハウを活かした多様化する住民サービスに对应しやすい。複数年にまたがった事業やサービスが可能である。広報サービス業務の強化が望める。管理事業経費などの縮減が図れる。デメリットとしては、3年から5年で撤退すると、持続性と信用安心感が損なわれやすい。地域や地元の間人関係を活かした継続事業が運営がやりにくい面も出てきやすい。

人材育成やノウハウの蓄積が行いにくいなどがあります。

以上申しましたが、現在、小山町ではまだ指定管理者となっていない施設が何か所かあります。この公共施設の指定管理者導入へ今後どのように進めていくのか、3点ほど込山町長にお伺いします。

一つ目としまして、あしがら温泉や足柄ふれあい公園、バーベキューガーデン、足柄農園などは、以前、足柄サービス合同会社が指定管理者として運営してきましたが、コロナ等で廃業し、現在は小山町の直営で管理などしておりますが、やはり様々な住民サービスの向上としても早期の指定管理者にすべきと思います、その点の考えをお伺いします。

二つ目としまして、小山駅前交流センターの管理運営についてですが、現在、小山町観光協会が委託で行っておりますが、もうそろそろフジサイクルゲートも含めた指定管理も検討した方がよいと思いますが、この方向性をお伺いします。

3点目としまして、その他、豊門公園や西洋館、誓いの丘、森村橋などの管理運営について、指定管理者への方向性はどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

以上2件についてお答えいただきたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鈴木 豊議員にお答えをいたします。

初めに、リバーガーデンタウンおやまの宅地開発を今後どのように進めていくのかについてであります。

リバーガーデンタウンおやまは、豊かな自然環境を活かした、ゆとりある職住近接の住宅団地創出を目指し、平成28年11月に内陸フロンティア推進区域の指定を受け、全てのエリアが市街化調整区域であることから、事業の具体化に向けて、平成30年2月に優良田園住宅の建設の促進に関する法律第3条に基づく町の基本方針に位置づけました。

これまで、事業主体となる民間を行政が応援する方向で取り組んでおりましたが、この4年間、大きな動きが見られなかったのが現実であります。したがって、民間が手を出しにくいのであれば、町が主体となって民間と連携しながら進めていく必要があると判断し、実現可能性の高いところから、町が主体となり、順次取り組みたいと考えております。

次に、竹之下上ノ原地区の早期開発についてであります。

リバーガーデンタウンおやまの6地区では、それぞれ地形や利用状況、インフラの状況が様々であり、クリアすべき課題は多種多様であります。事業化に向けて複数の地区を同時に進めることは困難でありますので、地元や主権者の理解が得られ、また、完成後、全ての区画を完売できる見込みがあるなど、実現可能性を探りながら地区の選定を行いたいと考えております。

その中で、竹之下上ノ原地区は、私の前任期中に地元説明を行った地区であり、地元関係者の皆さんの御理解が得られれば事業化に向け前進できるものと考えておりますので、鈴木議員のお力もいただきながら、町として具体的な提案ができるよう取り組んでまいります。

次に、民間誘導型の事業に対し、行政が間に入って積極的に進めることについてであります。

一つ目の御質問に答弁しましたとおり、町が主体となって実現可能性の高い地区から順次事業を進めてまいります。民間が事業主体となって取り組んでいただけるのであれば、事業説明会での協力や各種許認可等の助言など、行政として民間事業を応援することはできると考えます。

その他の御質問につきましては、企画総務部長から答弁をいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 次に、公共施設の指定管理者導入の進め方についてのうち、あしがら温泉や足柄ふれあい公園、バーベキューガーデン、足柄農園などは早期に指定管理者にすべきと思うがについてであります。

初めに、あしがら温泉につきましては、平成25年度から令和2年度まで、指定管理者として足柄サービス合同会社が運営をしておりましたが、令和2年2月頃からの新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者の減少に加え、人の流れを抑えるための休館等を余儀なくされました。令和2年度は運営を継続しましたが、指定管理者としての継続ができず、新たな指定管理者の候補も現れなかったことから、令和3年度から町による管理運営を行っております。

社会生活に大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染症の位置づけも、本年5月、2類から5類へと移行され、人の流れも活発になってきております。あしがら温泉は、町民はもとより町外の方々にも利用していただいている施設であり、今後利用者の増加が見込まれることから、民間による柔軟で迅速な施設運営に加え、さらなるサービスの向上を図るために、令和6年度からの指定管理者制度導入に向けて準備を進めてまいります。

次に、足柄ふれあい公園や農園は、地域住民の健康増進と地域間交流、地域農業の活性化を図るため設置された農村公園であり、農村地域における憩いの場として、平成22年7月に開園以来、町が維持管理を行っております。

利用者のサービスの向上については、多目的広場を活用したイベント開催やバーベキューガーデンでの食材提供など、利用者から意見をいただいております。その中で、利用者の増加やサービス向上に導くもの、地域住民に寄り添った公園運営が行えるかなど、指定管理者制度の運営を視野に入れながら検討してまいります。

次に、駿河小山駅前交流センターの管理運営についてであります。

駿河小山駅前交流センターにつきましては、駅を利用する町民や観光客に対し、良好な休憩の場と鉄道情報、観光情報などのサービスを提供すること、サイクルツーリズムの拠点機能の充実を図ることが施設の基本的な目的となっております。令和2年10月から観光協会により試行的運営を開始し、現在は町が管理運営を行っているところであります。施設の利用者については、毎年増加傾向ではありますが、まだまだ少ない状況と捉えております。

このようなことから、町外の利用者も含めた利用を更に促すため、東京2020オリンピック・パラリンピックのロードレース会場となった町の特徴や利点を活かし、サイクルゲートとして、既

存の資源を活かしたサイクルツーリズムの拠点機能の充実を図るとともに、誰もが気軽に楽しめるサイクルタウンを目指し、民間事業者のアイデアやノウハウの活用、指定管理者の導入等も視野に入れながら、最も効果的な施設の運営方法について今後も検討を進めてまいります。

次に、豊門公園や西洋館、誓いの丘、森村橋の指定管理者への方向性についてであります。

現在、豊門会館や西洋館を含む豊門公園及び森村橋については、イベント開催時などは多くの来場者でにぎわっております。しかしながら、通常時は来場者が少ない状況であることから、民間のノウハウを活用し、今まで以上に来場者の増加やまちのにぎわい創出につなげる必要があると考えております。また、豊門会館や西洋館、森村橋は国登録有形文化財として登録されており、町の歴史を特徴づける大切な文化遺産でもあります。

今後、指定管理者制度などの導入も一つの選択肢として検討し、さらに文化財としての価値を引き上げ、多くの人に活用していただける施設にしていきたいと考えております。

誓いの丘公園、須走多目的広場につきましては、それぞれ条例に基づき管理運営を行っております。両施設とも、トイレの清掃や保守管理や芝管理等の美観、眺望の維持に関する業務が主なものであります。現在の維持管理で十分施設の機能は保たれているものと考えますが、観光立町及びスポーツの振興に鑑み、施設の活用を考慮したときに、それぞれの施設単独ではなく、地域ごとの包括的な活用、管理運営の在り方について今後検討してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） 再質問させていただきます。

まず、1件目のリバーガーデンタウンおやまの宅地開発における今後の取組についてですが、2点ほど再質問させていただきます。

1点目は、込山町長において、リバーガーデンタウンおやまの特に竹之下上ノ原地区の開発について前向きな回答がありましたので、早期に進めていくことを願いますが、今後どのような手法を考えて進めていく考えなのかお伺いしたいと思います。

二つ目としまして、一つ私が心配しますのは、以前、ふじのくにフロンティア推進区域の指定基準に令和9年度までに事業完了が見込まれるとなっていると聞きましたが、このリバーガーデンタウンおやまの開発事業においてその点の考えはどうなっているのか、お伺いします。

次、2件目の公共施設の指定管理者導入の進め方についての再質問ですが、3点ほどお伺いしたいと思います。

一つ目としまして、回答によりますと、あしがら温泉やふれあい公園など指定管理者への考えがあるようですが、今後、地元民や町民への雇用等を最優先する条件とする考えがあるのかお伺いします。

二つ目としまして、指定管理の導入について様々な課題があるようですが、特に豊門公園や西洋館や小山駅前交流センターなどは、プロポーザルでの応募などを考えて指定管理することによ

り、利活用が幅広くなりますので、早急に検討し、実現を望みますが、見直しについてももう一度お聞かせいただきたいと思います。

3点目としまして、小山町の各施設について、観光交流施設としても重要でありますので、指定管理者の導入により、利便性の低下としないようにするべきで、職員の負担軽減も十分に検討すべきと思いますが、今後、当局は検討するだけでなく、どのように進めるべきと考えるのか、お伺いします。

以上、再質問をします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○理事（湯山博一君） 鈴木議員の再質問のうち、リバーガーデンにつきまして、私から答弁をいたします。

まず、一つ目の今後の手法についてでありますけれども、竹之下上ノ原地区を含みます町内6か所のリバーガーデン地区につきましては、優良田園住宅の基本方針に位置づけているということは先ほどの町長の答弁のとおりであります。

優良田園住宅として事業化するためには、この次の段階といたしまして、優良田園住宅の建設の促進に関する法律というものに基づきまして、土地の所在や地番、地目、面積等を明らかにしました優良田園住宅建設計画の認定を受ける必要があります。この認定は町長が行いますけれども、その前に県知事との協議が必要でありますので、今後、県庁関係各課と調整を行いつつ、並行して地元説明並びに必要な資料づくりを進めていくことになると考えております。

続いて、フロンティア推進区域の指定基準についてでありますけれども、湯船原の新産業集積エリア、それから上野工業団地、小山PA周辺地区、それから足柄の大規模観光施設など、市街化調整区域内のフロンティア推進区域の事業手法といたしましては、例えば都市計画法などの規定に基づいてそれぞれ立地基準を適用してまいりました。推進区域であることというのは、個別法の適用に関しまして、背中を押すといいますか、お墨つきを与えるという役割であると考えております。

リバーガーデンタウンにつきましては、優良田園住宅の建設の促進に関する法律という個別法を適用して事業化をしていく方針でありますけれども、それとフロンティア推進区域の指定基準との整合性、関係性というのは、今後、静岡県などの関係部局と整理をしていく必要があると考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の指定管理での地元民や町民の雇用、こちらについてですが、まず、あしがら温泉につきましては、指定管理者を募集する条件として、当然であります。地元雇用の掲げます。また、ふれあい公園につきましても、町の方針を速やかに決定し、指定管理者を導入する場合に

は、同様に地元雇用に配慮するよう求める予定でございます。

2番目としまして、各施設の民間の提案などを募集し早急に利活用の幅を広げる、この辺の見通しについてでございますが、豊門公園、西洋館につきましては、指定管理者の導入を見据えながら早急に町の方針を決定したいと考えております。指定管理するとなれば、当然のことながら、募集に際しましては、来場者の増える企画であるとか提案であるとか、こういったことを募集することとなります。駅前交流センターにつきましても同様の考え方でございます。

3番の、検討のみでなく、どのように今後進めていくのかといったところでございますが、まず、あしがら温泉につきましては、来年度に指定管理へ移行することを目指し、事務を進めます。こちらは指定管理者選定委員会であるとか、庁内の会議、手続等を進めることとなります。

その他の施設につきましては、それぞれ施設の性質が異なっております。しかしながら、現在、直営にて運営している状態でありましたが、職員にとっても、それから施設の利用者にとっても、現在の状態が最善ではないというふうに一応考えておりますので、早急にこれは改善するためにも、各施設の運営方針を再確認し、早急に指定管理を含めた有効な管理手法を検討したい、決定したいと考えております。

仮に指定管理を導入すると決定した場合ですが、先ほど申しました指定管理者選定委員会の審議、こういった手続を踏まえ、進めてまいります。また、直営で進めると決定した場合には、現在行っております各個別の業務の委託、こちらの方のその委託の内容なども見直しながら、各施設の機能を最大限発揮できるように考えていきたいというふう考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） 再々質問で2点ほどさせていただきます。

リバーガーデンの関係で、現在、このリバーガーデンタウンおやま開発事業は6か所で、何も手つかずになっている地区がありますが、先ほどの答弁では、実現可能性を探りながら行っていくような回答がありましたが、それらの地区の開発事業は具体的にどのような手法での考えで進めていくのか、再度お伺いします。

二つ目としまして、指定管理についてですが、指定管理において、町長が言われておりますように観光立町を考えるのであれば、私は、指定管理者導入の下、誘客を呼ぶイベントを小山駅前交流センター、フジサイクルゲートも含めると、豊門公園や西洋館及び誓いの丘、森村橋などの施設も誘客を呼ぶ多種多様なイベントの開催を多く考えるべきと思いますが、その点の考えをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○理事（湯山博一君） 鈴木議員にお答えいたします。

具体的な手法ということですが、先ほど申し上げましたように、優良田園住宅建設計画

の認定というものを受ける必要があります。町内ではこの認定を受けている箇所が1か所ございまして、わさび平の36区画の地域です。ただ、このときの県知事協議というのは、この地区が開発済みの区域だったということもありまして、上位計画、例えば都市計画法の区域区分を含みますけれども、そういう上位計画との整合性のチェックであるとか、それから一番時間がかかるだろう農林調整、農業林業等調整、そういうものが一切不要だったために、比較的容易に協議が終了したと聞いております。

この6地区につきましてそういうものはございませんので、どのような調整をしていくかというのはまだ未知数なところがありますけれども、少なくとも優良田園住宅の基本方針の策定であるとか変更も県知事協議は行っておりますので、言い方は、何て言うんでしょうかね、スタートは許されているという状況にあると思いますので、あと、今後はどのような理屈づけをしていくことが肝要であるかなと思っております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業スポーツ部長（高村良文君） 鈴木議員の再々質問のうち、観光施設での施設の利用についてということの御質問だと思いますけれども、観光施設となっている施設を利用していく場合、これは管理だけではなくて、やはり施設を利用させていただかなければ、その施設の利用価値というものが十分発揮されないというものがやはりあると思います。そのために、交流人口の拡大につなげていくために、町の行事、またはイベントの実施はもちろん、その施設の民間のアイデア、イベントアイデアなどの御提案がございましたら、当然町として協力しながら、施設のにぎわい創出につなげていきたいと、そういうふうに考えております。

以上であります。

○8番（鈴木 豊君） 以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、3番 平野正紀君。

○3番（平野正紀君） 私は、通告に従い、福祉関係施策2件について、一問一答方式で質問させていただきます。

初めに、障がい者の社会参加による地域共生社会の実現に向けての質問であります。

町では、平成30年の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴い、障がい者の生活と就労に関する支援の充実を図るため、各種の計画やプランを策定しております。その中で、障がいのある方もない方も誰もが相互に人格と個性を尊重し合う地域共生社会を目指すのとあります。地域共生社会においては、障がいの有無にかかわらず、全ての人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下、社会のあらゆる活動に参加するとともに、社会の一員としてその責任を担うことが求められています。

こうした社会を形成していくために、障がいのある方もない方も、全町民が協働してまちづくりを推進していく必要があります。

まず、町長にお聞きします。

障がいのある方が自分で思い描いた充実した生活を送ることができるようにするには、どのようにしたらいいとお考えか。また、具体的にどうしていくつもりなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 平野議員にお答えをいたします。

障がいのあるなしにかかわらず、誰もが充実した生活を送ることができるようにするためには、共生社会をつくっていくことが重要であると考えております。共生社会とは、障がいのあるなしや年齢、性別にかかわらず、全ての人が幸福に暮らしていくために、お互いの権利である人権を守り、人の人格を尊いものと認め合う、尊厳を大切に、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会を言います。また、障がいとは、その人の体や心にある機能の障がいと、社会につくられているバリアの両方できつくり出されているものであり、一方、バリアを取り除くことは社会の責任であると考えております。

障がいがある人についてよく知り、障がいのある人と話をすることなどにより、社会にあるバリアによってどんな困り事や痛みがあるのかを気づき、バリアを取り除くための自分でできることを考え、具体的な行動を起こすこととなるよう、共生社会の実現のため、町は町民の方に向けて啓発活動に取り組んでまいります。

○3番（平野正紀君） それでは、具体的な質問をさせていただきます。

障がいのある方から、自分が特別な存在として見られていて、なかなか地域活動に参加できない。障がいも含めてその人の個性として捉え、お互いを尊重することが大切であるという声を聞きますが、その点をどのように捉えられているか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 平野議員にお答えいたします。

障がいがあることを理由に障がいのない人達と違う扱いを受けていることは、障がいのある人に対する差別に該当します。障害者差別解消法では、正当な理由なく、障がいを理由としてサービスの提供の拒否や制限をすることなどを禁止しております。また、障がいのある人が社会生活を送っている中で、社会の中にあるバリアで困っていて助けを求めているときには、周りの人は現状の中でできる範囲で対応するなど、合理的な配慮の対応が求められております。

このように、障がいのある人に対する差別や合理的な配慮の対応とはどのようなことかについて、広報おやまの活用等により町から啓発していきたいと考えております。

また、差別的な対応があると感じた場合は、人権擁護委員等による相談窓口で相談し、差別の解消につなげていただくよう周知してまいります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁についてお聞きします。

人権擁護委員等による相談窓口についての回答がございましたが、差別的な対応があると思われる相談ケースはあったのでしょうか。可能であれば、その相談内容の概要についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） 平野議員の再質問にお答えいたします。

人権擁護委員による人権相談は、奇数月の第2火曜日、健康福祉会館で開設しており、差別などの人権に関する相談のほか、家庭内での悩み事や心配事、近所の問題など、身近な困り事について相談に対応しております。

障がい者差別に関する相談は、ここ数年ではなかったと把握しております。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ございません。

次の質問です。

町の公共施設や生活道路など、障がい者、お年寄りも含めてでございますが、社会活動をする際に大変重要となるバリアフリー対策の現状と今後の対応についての考えをお聞きします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法等により、誰もが日常利用する建築物や施設などについてバリアフリー化が進められております。

本町では、これまで公共施設にスロープや点字ブロックの設置などバリアフリー化に取り組んでおります。近年では、足柄コミセンや須走コミセンの改修、本庁舎のトイレ改修などで、誰もが使いやすいユニバーサルデザイン化に取り組んでおります。また、町道の新設や改築においては、国のガイドライン等に基づいた設計とし、道路のバリアフリー化対策に配慮した整備を進めております。

今後も、地域共生社会の実現に向けて社会の中にあるバリアを取り除きながら、公共施設等が全ての人にとって利用しやすい施設となるよう、整備改善を継続してまいります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

コミセンやトイレの改修については、大変利用しやすくなり、感謝しております。町道の新設や改築の際の対応は分かりましたが、既設の道路、特に歩道についてですが、段差の解消や老朽化等による舗装や構造物の傷みなどが見受けられます。日頃の点検等によりどのように対応されているのでしょうか、お聞きします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○建設課長（込山次保君） 平野議員の再質問にお答えいたします。

道路の歩道に対する対応ですが、町内全ての歩道について把握することはできておりません。ただし、日頃行っている建設課職員による道路パトロールや地区要望、またはライン通報等により、危険な箇所が発見されれば早急に対応しております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ございません。

次の質問です。

小山町身体障害者福祉会、小山町手をつなぐ育成会など障がい者に関係する団体の運営に際し、高齢化や会員の成り手不足等により今後の見通しが心配であるとの声を聞きますが、現状をどう把握し、今後対応されるのか、お聞きします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 初めに、二つの団体の会員数について申し上げます。

小山町身体障害者福祉会は、加入資格が身体障害者手帳をお持ちの15歳以上の方と会の趣旨に賛同する方で組織されています。本年4月1日現在、身体障害者手帳をお持ちの15歳以上の方は517人いらっしゃる中で、会員数は50人であります。また、小山町手をつなぐ育成会は、知的障がいをお持ちの方の保護者と会の趣旨に賛同する方で組織されており、本年4月1日現在、知的障がいをお持ちの方は144人いらっしゃる中で、会員数は38人あります。どちらの団体も5年前の人数と比較しますと横ばいではありますが、新入会員はほぼない状況であると伺っております。

町では、障がいのある人の外出促進を目的に、身体、知的、精神の障害者手帳をお持ちの方に、ワークホームアップルが運営するカフェポムや、インマヌエルが運営するカフェ・パズルなどで使える施設利用券を配付しており、その利用券の配付と併せて障がい者団体への勧誘チラシを同封して案内しております。

それぞれの会の目的は、身体障害者福祉会は、障がい者相互の親睦を深め、自立できるように努めること。また、手をつなぐ育成会は、会員の連絡調整を図り、福祉を増進することを目的とされ、引き続き活動を継続していただきたいと考えております。

今後、各団体との話合いの場を持ち、新たな会員の加入に関する課題を団体とともに把握し、解決に向け、町として支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ございません。

次の質問です。

町の福祉施策を推進するための各種の計画やプランに位置づけられている施策は、どのように進捗管理を行ってられるのでしょうか。また、会議や要望等で出された意見は、施策として反映

されていますでしょうか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 障がいのある人に関する本町の計画として、平成30年度から今年度までの6年間を計画期間とする第5次小山町障害者計画を策定しています。この計画は、障がいのある人に対する各種サービスについて、3年ごとの利用者数等の目標値を設定しています。計画の進捗管理を行うため、障害者計画等推進懇談会を設置し、毎年、各種サービスの実績を確認していただき、委員から意見を聞き、できるところから施策を見直すなど、改善に努めているところであります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

障害者計画等推進懇談会を設置しているとのことですが、懇談会のメンバー、開催頻度、近年の各種サービス、主なもので結構ですので、その実績、進捗状況はどのようなものであるか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） 障害者計画等推進懇談会の委員は、御殿場市医師会や民生委員児童委員、身体障害者福祉会の代表者など医療、福祉団体の構成員のほか、御殿場健康福祉センターなど行政関係者によって組織し、現在13人の委員を委嘱しています。会議は年1回開催しているほか、計画見直しの年は4回から5回開催しています。

次に、利用の多い障がい者サービスの主なものは、事業所において、日中、入浴、排せつ、食事などの支援や、創作活動の提供を受ける生活介護や、就労に必要な知識、能力の向上のための訓練を行う就労継続支援B型などです。

次に、障害者計画の進捗についてであります。令和3年度末時点の目標達成状況は、16項目中の8項目について達成が見込まれる状況であり、残りの8項目は未達成でありました。今後、残りの項目についても達成が見込まれる状況にしていきたいと考えております。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありますか。

○3番（平野正紀君） 再々質問をさせていただきます。

第5次小山町障害者計画、それに付随した第6期小山町障害福祉計画及び第2期小山町障害児福祉計画が本年度で計画期間満了となります。次期計画の策定に取りかかるに当たり、当局、担当部署としての次期展望と申しますか、新たな施策や課題についての取組についてどのようにお考えなのか、可能でありましたらお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） 現時点では推進懇談会等を開催していないため、具体的には決まっておりますが、第5次計画において未達成である8項目が課題であると認識しております。

概要は、施設入所者の地域社会や一般就労への移行であったり、相談支援体制の充実強化です。これらの項目が達成されるよう、課題を分析し、対策を図ってまいりたいと考えております。

○3番（平野正紀君） 第6次小山町障害者計画、それに合わせて障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に取り組むとのこと。町長の答弁にありましたとおり、障がいのあるなしや年齢、性別にかかわらず、全ての方が幸福に暮らしていくために、お互いの権利である人権を守り、人の人格を尊いものと認め、敬う、尊厳を大切に、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる共生社会の実現に向けて、町民一丸となって頑張ってもらいましょう。

本件で伺いました福祉施策、特に障がいがある方やお年寄りの方の生活支援、障がい者の就労支援等につきましては、今後、建設的な提案をもって、私自身、進めてまいりたいと考えております。

以上で1件目の質問を終わります。

それでは、2件目の質問に移ります。

2件目の質問は、本町も補聴器購入助成制度の導入を考えるべきではないかという質問です。

補聴器を購入する際に、自治体が費用の一部を助成する補聴器購入助成制度を導入した自治体が、昨年12月末現在で全国123市区町村にまでなりました。これは全日本年金者組合大阪府本部の調査です。一昨年7月時点では僅か35自治体でしたから、ここ1年半余りで3倍以上に広がったこととなります。

静岡県では、長泉町が2013年制度開始で先進的であり、その他に、藤枝市、磐田市、焼津市、富士宮市が実施していますが、加えて、御殿場市においても本年4月から助成制度を導入しました。全国的に見ても、該当年齢、助成額の上限、所得要件等様々ですが、年齢では65歳以上、助成額の上限では、2万円、3万円、5万円が多いようです。

高齢化時代に伴って難聴に苦しむ方が増えています。難聴対策は、耳の聞こえの悪い方の自立した生活や積極的な社会参加に有効であると考えます。聞こえのバリアフリーを目指した補聴器購入助成制度は、当事者の皆様にとっては極めてありがたい制度であるはずですが、本町としても補聴器購入助成制度の導入を考えてみたらどうか、質問いたします。

それでは、具体的な質問に入ります。

本町では、難聴者の人数把握はできているのでしょうか。もしできていましたら教えてください。具体的には、聴覚障がいの身体障害者手帳をお持ちの方、手帳はお持ちではないが、いわゆる難聴と判断される方、補聴器を活用されておられる方などの人数です。それらの人数把握ができておられるなら伺いたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 平野議員の御質問にお答えいたします。

難聴者のうち身体障害者手帳を交付されている方は、本年5月26日現在で47人です。聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付は、両方の耳での聴力レベルが70デシベル以上の方になります。

手帳をお持ちでない方で町が把握している難聴の方は二人います。18歳未満で両方の耳で30デシベル以上の方を対象に、補聴器購入費用等に対する町の助成制度を利用されている方であります。その他の難聴の方や補聴器を活用している方の人数は把握をしておりません。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ございません。

次の質問です。

聴覚障がいをお持ちの方が日常生活の中で感じておられる、いわゆる困った感にはどのようなものがあるか、把握できておられるでしょうか。分かっていたら教えていただきたいと思えます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 日常生活で感じる困った感につきましては、その方の聴覚のレベルや生活スタイルによって違うと思われませんが、例えば、窓口で名前を呼ばれても気づかないとか、対面で大きな声で話をしてくれないと話が分からないなどの様々な困り事があると考えられます。

その中で、高齢者が加齢に伴い耳が遠くなってきた場合の困り事では、聞こえづらくなると、本人は相手の話を聞くことにだんだんおっくうになり、周りの人も次第に用事以外のことは話さなくなる傾向にあります。こうした負のスパイラルが生まれることで、聴力だけでなく、言葉を認識して理解するという能を働かせる機会が減って、認知機能が衰える可能性があると言われております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） 再質問いたします。

ただいまの答弁に対してお聞きするものですが、相手の話を聞くことにおっくうになる、出かけることもおっくうになるのでしょうかから、何か対策が必要と感じます。

これに関連して、参考までに教えてほしいのですが、町や各種の公共団体は様々な催しで手話通訳を立たせる配慮をしていますが、どういう催しには立ってもらえるのか、基準のようなものはあるのでしょうか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） 町が手話通訳者を派遣する基準は、小山町手話通訳者派遣事業実施要綱により判断しています。要綱では、聴覚障がい者のほか、公的機関や事業所等からの申込みに対し、必要と認めたときに派遣しております。昨年度の実績では、社会福祉大会や成年後見制度啓発講演会に通訳者を派遣いたしました。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ございません。

次の質問です。

助成の基準を設けるに当たり、上限額の設定や、町民税非課税世帯、課税世帯の違いや、助成対象年齢、補聴器の現物支給、補助金支給の別、補聴器も耳かけ型、箱型の違い等の詳細な詰めは必要でしょうが、町としては、補聴器購入助成制度導入についてどのように考えているのか伺います。

また、昨年4月から助成を始めた新潟県上越市では、聴覚障がいのある身体障害者手帳を持っていない、両耳30デシベル以上の方が対象だそうで、本町も同じ両耳30デシベル以上の方を仮に対象とするならば、どの程度の申請があるのか分かりませんが、助成の基準額を3万円から5万円程度とした場合、助成制度の導入にどれくらいの予算が必要になるのかお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 対象者の年齢や課税状況、聴覚レベル、補助率、補助限度額をどのように設定するかによって予算規模は変わってくると考えております。

次に、近隣の御殿場市では、1人3万円を上限に150人分、450万円の予算を確保して今年度から助成事業を始めております。これを参考に、同様の補助基準で人口規模から推計しますと、40人分、120万円ということになります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁に対して、改めてお伺いいたします。

町として、本助成制度導入についてどのように考えておられるのか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） 補聴器補助制度につきましてはこれから検討することとなりますので、導入についてどのように考えているのかは、現段階ではお答えいたしかねます。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） 再々質問です。

先ほどの答弁のとおり、対象者の年齢や課税状況、聴覚レベル、補助率、補助限度額などをどう設定するかによって助成事業の規模や範囲などが大きく違ってきます。しかし、どこかに仮の基準を設け、試算してみないことには先に進めないと思います。本町の助成制度を新たに補聴器を購入する方に限るなら、それほど高額な金額にはならないと思うわけで、その試算についてすぐに取りかかっていただけないかお聞きします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） 御殿場市を含め、県内で助成制度を開始した市町は、助成制度の

利用を1人1回限りとしているようです。助成制度を実施している県内市町の条件を参考に今後研究してまいります。

以上です。

○3番（平野正紀君） 設定条件の違いによって助成制度導入による経費に違いは出てきますが、新規購入者に限るのであれば、驚くような高額な金額にはならないはずですが、助成制度導入の自治体がこれだけの広がりを見せている現状を考えますと、本町でも聞こえのバリアフリー実現のために、負のスパイラルを生むことのないよう、一刻も早く制度の導入を考えていただきたいことを述べまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで午後1時まで休憩とします。

午後0時04分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 石原和美君。

○1番（石原和美君） 一括質問一括答弁方式で、書かない窓口の先駆けとしてのおくやみコーナー開設について質問をさせていただきます。

現在、デジタル庁が推進しているデジタル田園都市国家構想は、デジタルの力で地域の暮らしをよりよいものにし、地域の活性化を行い、地方も独自の豊かさを活かしながら、都市と同じような魅力や利便性を生み出そうという取組です。その構想の一環として、デジタル庁より、窓口DX S a a Sのアプリケーションも提供されています。今や書かない窓口への移行は、最優先に取り組むべき課題と考えます。

3月定例会での書かない窓口についての池谷洋子議員の質問に対し、窓口DX S a a Sの展開を注視し、デジタル田園都市国家構想交付金の活用も検討するとの答弁をいただいております。窓口DX S a a Sも令和6年度より本格的に全国展開となります。交付金の活用とともに、今こそ力強い推進が必要と考えます。

さて、厚生労働省が本年2月に発表した人口動態統計では、2022年度国内死亡者数は、これはコロナの影響もありますが、戦後最多となっており、今後も増加し、多死社会に突入すると予想されています。誰もが経験する身近な家族の死。悲しみに沈む中、待たなしに行わなければならないのが死亡後の様々な手続です。

以前、我が家でも家族が亡くなった際、その手続の大変さに戸惑いました。また、私の知人も御主人を突然亡くされ、悲しみに沈む中、お会いしたときに手続が大変でと言われていた、その苦しそうな表情が忘れられません。

市税や年金、国民健康保険など、死亡届提出後の事務手続は多岐にわたります。町では現在、死亡届提出時に受け取る死亡届に伴う手続という案内用紙を基に遺族が手続を行っています。そ

の際、各課で渡された用紙に個人や遺族の情報を記入する必要があり、何度も同じことを書かなければなりません。また、手続も1か所では済みません。それは時間的にも精神的にもかなりの負担となります。そういった意味から、役場で行う死亡後の手続が一つの窓口で完了するワンストップ窓口のおくやみコーナーの開設が必要と考えます。

この取組は、2016年、大分県別府市で始まり、今、全国に急速に広がっています。県内では、市の中でも約4割以上の自治体で開設されており、町では長泉町が本年5月8日からサービスを開始しています。

それぞれの自治体では、まず、死亡後の手続について、分かりやすく説明したおくやみハンドブック等を作成し、スムーズに手続できるようサポートしています。窓口は予約制とし、予約時の情報から、亡くなられた方の氏名、生年月日など基本的な情報を印字の上、各申請書を事前に作成することによって、何度も同じことを記入する必要がなくなり、負担が軽減されています。

おくやみコーナー先進地の湖西市の例を取り上げますと、まず、電子申請、もしくは、窓口、電話で予約。受け取ると、システムから関係各課に予約発生の通知が届き、共通シートに情報を入力。各課の情報を市民課が取りまとめ、来庁予定日の前日までに遺族へ確認の連絡を行うとともに必要書類の確認も行います。遺族はおくやみコーナーのスペースに案内され、そこに手続が必要な課の職員が順番に用紙を持ってきてくれ、移動することなく、その場で手続が行えます。

その結果、時間が短縮されます。事前に確認することによって、手続の漏れがなくなります。そして、御遺族にとっても職員にとっても負担が軽減されます。

今後、高齢者が手続を行うケースも増えると思われます。死亡時の手続が全て役場で完結するわけではありませんが、せめて少しでも町民の負担が軽減されるよう、また、家族や身近な方の死という悲しみの中で行う多くの手続が、町民にとっても行政にとってもスムーズに漏れなく短時間で済むように、おくやみコーナーを開設し、さきに述べました時代の流れである書かない窓口の先駆けの第一歩として町民の心に寄り添ったサービスの提供をすべきと考えます。

以上の件に関しまして、2件の質問をさせていただきます。

まず、1点目に、例えば高齢の世帯主が亡くなった場合に役場で行う手続は、おおよそ10項目程度、最低でも5か所の課での手続が必要と思われます。その場合、各課での書類記載の時間、待ち時間、移動時間も含め、手続が終了するまでにおおよそどれくらいの時間を要するでしょうか。

2点目としまして、ワンストップ窓口のおくやみコーナー開設について町のお考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 石原議員にお答えをいたします。

初めに、書かない窓口の先駆けとしてのおくやみコーナー開設についてのうち、高齢の世帯主が亡くなった場合の手続に要する時間についてであります。

現在、死亡届提出後のお悔やみに関する手続にお客様が役場本庁の住民課に来られた場合は、

窓口カウンターに座っていただき、役場での各種手続を御案内しております。その際、お客様の状況に合わせて、できるだけ負担が少なくなるよう、各課の職員がお客様の元に来て手続のサポートをしております。高齢の世帯主が亡くなった場合の手続に要する時間については、個人の状況や窓口の混雑状況によっても異なりますので一概には言えませんが、およそ2時間以内と推測いたしております。

次に、デジタル時代の取組としてのワンストップのおくやみコーナー開設についてであります。

デジタル時代の取組としての書かない窓口の推進、窓口業務等のデジタル化には、町民の皆様の利便性向上と事務の効率化において重要でありますので、効果的な導入について検討してまいります。

御質問のワンストップのおくやみコーナー開設につきましては、先ほど申し上げましたとおり、お客様の状況に合わせてできるだけ負担が少なくなるようサポートをしております、おくやみコーナーという案内表示はございませんが、ワンストップという意味では、少しでも手続が円滑に行えるよう御案内しているところであります。

町内全体での書かないワンストップ窓口導入までの間は、現在実施しているサービスを拡充し、よりお客様に寄り添った対応ができるように進めてまいります。具体的には、窓口の混み具合により、より多くの時間を要する場合があることから、お悔やみに関する手続についての予約制の導入や、手続で来庁された方がスムーズに窓口に到達できるよう、分かりやすい案内表示の設置等を検討してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○1番（石原和美君） 再質問させていただきます。

おくやみコーナーを開設している自治体の手続に必要な時間を調べましたところ、おおよそ平均して1時間前後、開設前と比較して、約3分の2の所要時間で手続が済んでいます。一概には言えませんが、現在2時間以内ですと、1時間20分以内に短縮できるかと思われま。

現在開設している全ての自治体が湖西市のようなデジタル化でのおくやみコーナーではありません。人口約1万7,000人の石川県中能登町や、更に小さい自治体でも多くの町でおくやみコーナーは開設されています。自治体の規模、来庁人数に関係なく、町民の心に寄り添ったおもてなしの心が何より大切ではないでしょうか。

そのためにも、小山町でもまずは具体的な以下の取組が必要と考えます。

今の御答弁で、予約制、また、おくやみコーナーの表示を掲げることということをお答えいただきましたが、それに加えて、まず、一つ目は、死亡届に伴う手続という案内用紙から、より具体的に丁寧に説明したお悔やみのしおり、もしくはハンドブック等を作成する。また、もう一つは、負担軽減、時間節約のために、手続書類に可能な限り必要な情報を事前に印字すること。この2点について伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民課長（野木雅代君） 石原議員の再質問にお答えをいたします。

初めに、お悔やみのしおり、もしくはハンドブック等の作成についてであります。現在お渡ししております死亡届に伴う主な手続は、役場での手続について記載したものでございます。役場以外の手続、例えば、預貯金の口座のことや不動産登記のことなどについては記載しておりません。役場以外の手続についても記載した方が親切で分かりやすいと考えますので、他市町のお悔やみガイドブック等を参考に作成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

そして、2点目の事前に印字するという点に関しましても、予約制への対応と併せまして、予約によりまして職員もあらかじめ準備できるなど予約はメリットがあると考えております。印字することも含めて、予約への対応の方法など、関係課等と検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○1番（石原和美君） 先ほどの米山議員への答弁のお話の中にも、町長の話の中にも、申請手続のオンライン化を進め、業務の効率化を図っていくとありました。また、お隣の御殿場市でも4月に庁内に市デジタル社会推進委員会を設置し、窓口のDX化等に向け、大きく動き始めています。今後は、書かない窓口、待たない窓口、行かない窓口の時代であり、町民へのサービス、そして、来庁者、職員双方の利便性向上のために、今こそ書かない窓口の先駆けとして、おくやみコーナーの開設をスピード感を持って取り組むべきと考えます。

以上で質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、5番 白井光昭君。

○5番（白井光昭君） 今回、地域組織の崩壊リスクと重層的支援体制整備事業について、一括質問一括答弁方式で行いますので、よろしく願い申し上げます。

まず、スポーツ振興会やシニアクラブなどの地域組織の崩壊リスクについてであります。

平成28年6月に発表された一億総活躍ビジョンでは、地域共生社会の実現がうたわれています。このビジョンでは、福祉や防災などで、地域がサービス提供の対象ではなく、担い手としての役割を期待され、位置づけられています。しかし、いざというときに発揮される対応、回復力はあるのでしょうか。ある程度地域の力に頼るなら、医療、福祉専門職の育成、配置や予算の確保と同様に、地域においても人や仕組みを育てる必要があると思います。

一方、地域の実態を見ますと、全ての年齢層で増え続けてきた高齢者のうち、65歳から69歳は2015年にピークを迎え、減少に転じております。これらの前期高齢者は区長や地域組織の長を担ってきた年齢層です。さらに、定年が60歳から65歳に、また、定年後の再雇用も70歳まで延長され、地域の担い手は急激に減少しています。

今、小山町では、婦人会、シニアクラブ、スポーツ振興会、赤十字奉仕団、ふれあい茶論運営協力委員、シルバー人材センターなど、地域組織の担い手不足で組織が消滅の危機に瀕していま

す。この状況は、不足などという甘い状況ではなく、人がいるのに蒸発に近い状態です。このような状況で地域に担い手の役割を期待できるのでしょうか。

区のスポーツ振興会、子ども会などは、既に多くの地域で休止、廃止状態であり、連合婦人会は令和5年度で解消、シニアクラブ小山は、平成23年度に1,972名の会員だったが、令和5年度では1,207名、16単位クラブに激減しております。連合や単位クラブの会長、副会長など中核となる役員の担い手がいない中、継続不能のクラブが続出しています。このような担い手不足が続けば、シニアクラブ小山の存続は数年で危うい状況となります。シニアクラブは最大規模の地域組織であり、組織の消滅は、地域にとっても町にとっても極めて重大な影響を及ぼし、町行政の破綻リスクも増大します。

地域組織の担い手不足は、役員にとどまらず、新規入会会員の激減も極めて深刻な状況であり、極めて難しい問題ではありますが、解決策の一つの方法として次のような取組が考えられます。

従来は属人的な活動中心の地域づくりでしたが、これからは限られた人材や時間を最大限に活用する仕組みが必要です。具体的には、複数の組織が合同で開催するなど、重ねるを主眼に、実施時期の見直し、すなわち間引きが必要となります。

手順として、まず、地域内の多様な行事、会議、組織の棚卸しや、各組織団体がどんな活動、会議をいつ、誰が行っているかなどの一覧化や、仕事量など地域活動の見える化が必要です。これら一連の作業は、地域や組織に押しつけるのではなく、地域をやる気にさせる啓蒙活動や支援策が必要であり、単に職員を配置するのではなく、地域の活性化や創生に関わる専門的な知識など専門能力が必要です。職員や地域でそのような人材がいなければ、外部の人材を投じるなどの方法も必要だと思えます。

次に、もう一つの課題を取り上げます。

8050問題、ごみ屋敷に住んでいる、成年後見制度相談件数の増加、ヤングケアラーの問題など、制度のはざままで救われない人々が増えています。生活に困ったら、地域包括支援センターに行けばよいと思っている方が多いのですが、このセンターは小山町に住んでいる65歳以上の高齢者が対象です。したがって、8050問題、すなわち80歳代の両親と同居する50代のひきこもり子息の問題は対象外なのです。困り事は相談に乗ってもらえますが、全ての困り事を解決に導くことは困難なのです。最近話題になることの多いヤングケアラーの問題も同様な障壁があります。

今起きている問題を網羅的にお示しますと、①分野別の相談支援では対応困難なケースが増えている。②制度をまたぐような困難事例に対し、個別支援でなく、世帯支援の連携をどの部門が責任を持って行うか不透明であります。③年齢や手帳の有無で支援が入っていない。支援が切れている。④困っている人に支援が行き渡っていない結果、状態が更に複雑化してから発覚する対応が多いなどです。

既に国や県はこの問題を解決する方法として、市町における既存相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的かつ多重層的な支援体制を構築

するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくり支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を提示、補助金を用意しています。

さきに御説明した地域での組織崩壊の改革には、③の地域づくり支援が効果的なのではないかと思えます。地域づくり支援活動を通じ、地域で人と人のつながりが強くなり、個人や世帯が抱える困り事に対する地域住民の気づきが生まれやすくなり、周囲の人が課題を抱えている人や世帯に気づき、相談支援へ早期につなげることができます。と同時に、地域で組織を担う次世代の人材が生まれ育つ、まさに一石二鳥の効果が期待できるのではないのでしょうか。

ここで、静岡県下の他市町の状況を見てみます。静岡県下では、函南町がトップランナーとして、令和2年度から移行準備活動を開始し、令和3年半ばには重層的支援体制整備事業の実施計画書の策定を完了させ、国、県の補助金を得て、令和4年度から、総額約4,000万円の予算を投じ、全面的な取組を開始しました。また、令和6年度からは、静岡市、富士宮市など12の市町が全面的に取り組むべく、移行準備活動を推進しているようです。

一方小山町は、平成31年に策定した小山町第4次地域福祉計画、これは令和2年度から令和6年度までの計画ですが、第3節地域共生社会と地域生活課題と題し、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業として、①断らない相談支援、②参加支援、社会とのつながりや参加の支援、③地域づくりに向けた支援を掲げ、三つの機能を一体的に実施し、包括的支援体制の構築を目指すとしています。

しかしながら、小山町の実態としては、令和3年度から移行準備として事例研究を中心とした相談支援の領域にとどまっていると思えます。重層的支援体制整備事業の実施計画書の策定には1年間の準備期間を要し、令和7年度から全面的な取組をするためには、予算編成のタイミングから、令和6年8月頃には完成し、国、県の関係部署に提出しなければならないと思われます。そのためには、令和5年度初頭から本格的な移行準備活動をしなければならないと思われますが、未着手状態と思われ、令和7年度の全面取組は極めて困難であり、令和4年にスタートした函南町から4年遅れ、令和6年度から実施すると思われる12市町から遅れること2年となります。

以上、小山町では、地域共生社会の担い手としての地域組織が崩壊リスクに瀕しており、また、制度のはざままで苦しむ人々が増加している状況下、下記質問にお答えをお願いしたいと思います。

①地域共生社会の実現にどう取り組んでいるのか。

②第4次地域福祉計画の進捗は。

③福祉や防災などで、地域がサービス提供の対象ではなく、担い手としての役割を期待され、位置づけられているが、果たして実現可能なのか。進捗状況はどうか。

④地域組織の崩壊をどう考え、どのような対策を考えているのか。

⑤担い手としての地域づくりには大胆な改革が必要と思うが、町はどう考え、どう取り組むのか。

⑥職員ができないのであれば、外部の力を借りてでも地域組織の大胆な改革が必要ではないか。

⑦重層的支援体制整備事業の地域づくり支援事業は、地域組織崩壊を防ぐ大きな手だてだと思
うが、どう考えているのか。

以上、よろしくお願い申し上げます。質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 臼井議員にお答えをいたします。

初めに、地域組織の崩壊リスクと重層的支援体制整備事業についてのうち、地域共生社会の実
現にどう取り組んでいるのかについてであります。

地域共生社会とは、制度、分野ごとの縦割りなどの関係を超えて、地域住民や地域が主体的に
参画し、世代を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共ににつくって
いく社会と言われております。

近年、地域住民が抱える課題が複雑化、複合化しており、様々な分野の担当が連携して対応す
るなど、包括的な支援体制の構築が必要とされてきています。令和2年6月には社会福祉法が改
正され、地域共生社会推進の観点から、国は重層的支援体制整備事業を創設いたしました。この
重層的支援体制整備事業は、包括的相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援という三つの
柱の事業で構成されております。

本町では、早速、令和3年度から重層的支援体制整備事業の移行準備を始め、包括的相談支援
を実施しており、あと二つの事業の実施に向け、取り組んでいるところであります。

次に、地域組織の崩壊及びそれに対する改革についてであります。

最近では、任意の地域団体等においては、人それぞれ余暇の過ごし方や生活様式の多様化、集
団活動離れ、役職等の責任を負うことを避けたいなどの理由から、会員減少、後継者不足が生じ、
運営や構成が成り立たなくなってきました。また、3年間の新型コロナウイルス感染症の影響により、
地域コミュニティが薄れてしまったことも大きな要因となっていると考えます。

地域行事への参加、支援を積極的に行っていた団体がなくなってしまうことは、地
域活動の重要な担い手がなくなってしまうことにもなります。各団体においては、それぞれの
活動目的のために組織を構成しておりますが、過去と同様な組織体制や実施内容を団体自ら考え
改善し、組織を継続していくことが大事であると考えております。

地域が元気でなければ、町も元気になりません。既に小学校ごとに行っているまちづくり協議
会などの活動を活発化させ、地域のにぎわいや課題解決などに取り組んでいきたいと考えており
ます。その中で、外部からの力やアイデアなどを取り入れることも有効であると考えております。

また、町では、地域の支え合い活動等の充実を図り、地域の課題を話し合うための協議体を先
月末、成美地区に立ち上げました。この協議体は、町と社会福祉協議会、地域包括支援センター
や地域住民、介護予防教室実施者等で組織し、地域課題の抽出と解決に向けた担い手づくりを協
議してまいります。今後、更に他地区へ広げ、全町的に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、住民福祉部長から答弁いたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 初めに、第4次地域福祉計画の進捗についてであります。

地域福祉計画は、福祉の人づくり、共生の地域づくり、福祉の基盤づくりの三つの基本視点に、それぞれ三つ、または四つの基本目標を掲げ、その目標ごとに目標指標と推進事業を定めております。地域共生社会の実現についても本計画の中に盛り込み、先ほど町長から申し上げたとおり進めているところであります。また、毎年、区長会や社会福祉協議会の代表者や福祉関係事業者の代表者などで構成している会議において、目標値に対する現状報告、事業の報告を行い、進捗を管理しております。

次に、福祉や防災などで地域が担い手としての役割についてであります。

地域で安心して暮らしていくには、行政はもとより、そこで生活している地域の方々の協力は必須であります。

防災の面では、自治会ごとの自主防災組織が編成され、定期的な防災訓練や災害時の避難所運営等が行われております。

福祉の面でも、高齢者を対象とした介護予防事業や保健事業など、理解いただいた地域の方々が活動していただいております。例えば、高齢者の居場所や認知症カフェ、自主運営の体操教室、ふれあい茶論などを地域の方々に運営していただいております。また、新聞受けに新聞が残っているなど、日常と違う状況を、隣人から町や自治会、民生委員等へ連絡をいただくことがあり、地域による見守り活動ができていると考えております。

次に、重層的支援体制整備事業の地域づくり支援事業が地域組織崩壊を防ぐ手だてとなるについてであります。

重層的支援体制整備事業の三つの柱のうち、地域づくり支援事業は、複合的な課題を抱える地域住民の支援、例えば、8050問題やヤングケアラー、孤立世帯など複合的な地域の課題を解決するために、包括的支援体制を構築し、対応していくものであります。これらの課題解決に向けた担い手の組織づくりや各種団体の連携を深めていくことであります。

そのため、任意の地域団体の存続という課題解決には、この地域づくり支援事業の目的には沿わないと考えております。会員減少や後継者不足という共通の原因はあるものの、それぞれの団体の活動目的に沿って課題を解決することに、今後、町は積極的に関わっていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○5番（白井光昭君） 地域組織の崩壊阻止に町行政も積極的に取り組んでいくとの回答をいただき、ありがとうございました。この問題は、大きな改革を伴い、単年度での解決は極めて困難と思いますので、今後もPDCAの視点で、町行政とともに継続的に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

なお、1点確認があります。重層的支援体制整備事業は令和6年度から全面的に取り組んでいくという理解でよろしいでしょうか。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） 白井議員の再質問にお答えいたします。

本町の重層的支援体制整備事業のうち、参加支援と地域づくり支援につきまして、令和6年度からの開始に向けて準備を始めたところです。また、既に全面的取組を実施している市町を含め、令和6年度実施する県内12市町に小山町も含まれております。

議員御指摘のとおり、全面的取組を実施するためには実施計画の策定が必要となります。先行事例である函南町など他市町の実施計画を参考に、現在、制度別に実施されている各課の事業や、社会福祉協議会、地域包括支援センターの事業を整理するなどして実施計画を作成し、令和6年度から全面的取組を開始する予定であります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○5番（白井光昭君） ありません。以上です。質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は6月9日金曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午後1時43分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議	会	議	長	遠	藤	豪
署	名	議	員	平	野	正
署	名	議	員	牧	野	恵

令和5年第3回小山町議会6月定例会会議録

令和5年6月9日（第3日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	教 育 長	高橋 正彦君
理 事	湯山 博一君	企 画 総 務 部 長	小野 一彦君
危 機 管 理 局 長	遠藤 正樹君	住 民 福 祉 部 長	長田 忠典君
経 済 産 業 ス ポ ー ツ 部 長	高村 良文君	都 市 基 盤 部 長	清水 良久君
教 育 次 長	大庭 和広君	人 口 政 策 推 進 課 長	石田 洋丈君
企 画 政 策 課 長	勝又 徳之君	総 務 課 長	渡邊 徹君
健 康 増 進 課 長	山本 智春君	く ら し 環 境 課 長	鈴木 新一君
観 光 ス ポ ー ツ 交 流 課 長	湯山 浩二君	学 校 教 育 課 長	伊藤 和彦君
生 涯 学 習 課 長	勝俣 暢哉君	総 務 課 総 務 法 規 ・ 監 査 班 長	砂山 健秀君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 後藤 喜昭君 議 会 事 務 局 書 記 山口 紘史君

会議録署名議員 3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君

散 会 午後1時29分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

6番 小林千江子君

1. 性の多様性ならびにLGBTQの理解促進とその対応に関して

10番 渡辺悦郎君

1. これからの町の医療体制について
2. 脱炭素に向け数値的達成目標と取組について

12番 岩田治和君

1. 文化財保護と今後の継承について

2番 池谷 元君

1. 元気にぎわい観光プログラムの推進（富士スピードウェイを活用した観光交流の振興）

4番 牧野恵一君

1. 小山町長期行財政運営計画と役場の本気度を問う

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で、一問一答方式の場合は、最初から議員側の壇で質問を行います。

当局側の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、登壇にて答弁し、一問一答方式の場合は、大項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次の質問からは議席にて答弁を行うことにいたします。再質問については、全て自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いします。

日程第1 一般質問

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 これより一般質問を行います。

本日は個人質問を行います。

通告順により、順次発言を許します。

最初に、6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） おはようございます。通告に従い、性の多様性並びにLGBTQの理解促進とその対応に関してを議題とし、一問一答方式にて質問をさせていただきます。

G7広島サミットが先月開催され、重要な課題として話し合われたのがジェンダー平等であったことは、皆さんの記憶にも新しいかと思われます。特に、G7の中で、性的マイノリティーに関する差別禁止法や、同性カップルの法的保障などが整えられていない国が日本だけであったことから、新聞や報道においても大きく取り上げられました。

性の多様性やLGBTQなどが新聞や報道で報じられ、耳にする機会も増えた一方で、人の性は男性・女性ときれいに分かれていると感じる人もいまだ多く、また、性の問題はごく一部の人の問題であり、大半の人は自分事として考えにくいようでもあります。

2017年に、国際文書における国際人権法、「ジョグジャカルタ原則+10」において、性を四つの側面から捉え、それらは一人一人の尊厳と人間性に深く関わると決めました。その四つとは、一つ目に性自認、自分がどのような性である（あるいは性ではない）と認識しているか、二つ目に性指向、自分がどのような性に引かれるか（あるいは引かれないか）、三つ目に性表現、自分が性的にどのような見かけや振る舞いを好むか（あるいは好まないか）、そして最後、四つ目に身体的特徴、自身の体が性的にどのような状態であるか（あるいはないか）です。

その中でも、特に性の在り方が少数の人々を性的少数者と呼び、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングの代表的な五つの頭文字を取り、LGBTQと呼んでいます。

2020年の電通ダイバーシティ・ラボの調査によると、日本には約8.9%の性的マイノリティーに属する人がいると言われており、単純に比較計算しますと、40人のクラスがあれば3人から4人がその対象となります。2023年5月1日現在の小山町の人口が1万7,339人ですので、単純に計算させていただきましたら、1,543人が性的マイノリティーに当たることになり、この数値は決して少数ではありません。しかしながら、法務省人権擁護局の「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト（第3版）」によりますと、これらに対し理解が乏しいがゆえに、思春期にはじめやからかいの対象となることも多く、学校では様々な侮蔑的な言葉を投げかけられ、自尊心を傷つけられることもあるそうです。また、家庭の中でも親から理解を得られず、誰にもばれたくないという思いから、相談相手・居場所も見つからず、不登校や最悪の場合には自ら死を選んでしまうこともあるようです。認定NPO法人ReBitがLGBTQなどの性的少数者の若者の意識調査をしたところ、10代の半数近くが自殺を考え、7人に1人が自殺未遂をしていたことが報告されています。

このような状況を踏まえ、町の課題認識をお伺いいたします。町は、性の多様性並びにLGBTQ理解促進をどのように捉え、また、対応されておりますでしょうか。お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 小林議員にお答えいたします。

本町では、令和4年3月に第5次小山町男女共同参画社会づくり行動計画を策定し、基本目標の一つに「だれもがいきいきと安心して暮らせる環境づくり」を掲げ、性差に関する差別のない社会を目指すこととしております。

近年、LGBTQやパートナーシップ制度など、性的少数者に対する関心が高まっていることから、全ての人が生きやすい社会にするためには、性の多様性を理解し、認め合う社会にしていく必要があると考えております。

また、計画の策定時に実施した町民へのアンケート調査の結果では、町民のLGBTQに対する理解不足が顕著となっていることが分かりました。このことから、町では、男女の身体的特徴の違いについて理解を深め、自他の性を尊重する情報や学習機会を提供する必要があることから、引き続き男女共同参画推進講演会の開催や、町立図書館における「男女共同参画おすすめBOOK企画展」を実施し、理解促進に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） ございません。

それでは、次に、町における性の多様性並びにLGBTQの理解促進と、その対応に関して詳

細をお伺いいたします。

まず一つ目に、本年3月1日からスタートしている静岡県パートナーシップ宣誓制度について、町は県とどのような連携を行う予定であるのか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（大庭和広君） 静岡県パートナーシップ宣誓制度は、お互いを人生のパートナーとして認め合った2人が協力して共同生活を行うことを宣誓し、県がその宣誓書を受領したことを証明する制度であります。宣誓したカップルは、県内の市町などにおいて、限定的ではありますが、婚姻している方々と同じサービスや対応を受けることが可能となります。本町では、放課後児童クラブ入所の申込みやその送迎をはじめ、こども園の送迎、教育・保育給付認定申請及び施設等利用給付認定申請が可能となります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○6番（小林千江子君） 本町では、放課後児童クラブ入所の申込みやその送迎をはじめ、こども園の送迎、教育・保育給付認定申請及び施設等利用給付認定申請が可能となりますということで御回答いただきましたが、パートナーシップ宣誓制度を利用された方に対し、県内市町はそれぞれ県内28市町の町営・市営住宅への入居申込みが可能となります。しかしながら、小山町はその対象リストの中に名を連ねてはおりません。他の28市町と同様に利用ができるように対応すべきと考えますが、なぜ町営住宅の利用申請を対象外とされたのか、その経緯をお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（勝俣暢哉君） 小林議員の再質問にお答えいたします。

町営住宅の入居申込みについては、対象外としていたわけではなく、役場内の調整に時間を要していたことから、静岡県のホームページで公表しているパートナーシップ宣誓書受領カード等の利用先一覧に掲載されておりませんでした。本町でも町営住宅の入居申込みは対応可能であることから、速やかに県のホームページへの掲載依頼を行い、申込みが可能であることについて周知を図ってまいります。なお、現在は掲載されております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○6番（小林千江子君） 速やかな対応ありがとうございました。

再々質問させていただきます。

町営住宅以外にも各市町が取り扱うサービス一覧がございまして、その中では、小山町は先ほどこども未来課が答弁してくださったように、こども未来課が管轄する事柄にしか触れてはおりません。他市町を拝見してみますと、福祉や長寿、介護、健康増進などが管轄する事柄も挙げられておりました。町も同様に検討ができるのではと考えますが、町のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 他の市町の状況を見ますと、確かに議員御指摘のとおり様々な事例への対応が可能となっております。小山町におきましても、今後全庁的に対応を考え、拡大してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 6番。

○6番（小林千江子君） 全庁的に取り組んでいただけるという御回答でしたけれども、そうなりますと、調整としては、生涯学習課ではなく企画や総務といった全庁的に横串が刺せるような課が、今後しっかりと対応されるべきではないのかと推測いたしますが、町のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 議員御指摘のとおり、現在担当課が生涯学習課でございますので、生涯学習課とそれから企画総務、こちらの方と連携を取りながら、全庁的な横串を刺す、こういったことを進めてまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 6番。

○6番（小林千江子君） 次の質問に移らせていただきます。

役場において使用する申請書やアンケートなど、書面において法的に求められている性別欄以外の見直しが必要であると考えます。町はどのような見解を持ち、対応をされようとしているのかお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 役場で使用する申請書につきましては、現在例規を改正する際に、手続上、性別を記入する必要がないものは個別に様式の見直しを行い、性別欄を廃止するなどの対応をしております。全体的な例規の点検・見直しにつきましては、現在、国の統一的な基準が定められていないということから、今後、国の動向を見ながら検討してまいります。

一方、町が行うアンケート調査、こういったものにつきましては、性別の情報を基に男女共同参画の推進や多様な性の在り方という各視点からの政策立案、こういったものの評価などを行う際の基礎データとなることから、その必要性や記載方法につきましては十分検討した上で、全庁的に意思統一を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○6番（小林千江子君） 結構です。次の質問に移らせていただきます。

相談窓口の情報提供などについてお伺いいたします。町のホームページを見ますと、相談窓口一覧表の中には、性に関する悩みを対応してくれる項目が見当たらないように感じます。ホームページ内にLGBTQなど分かりやすい項目を設けることが求められるのではないのでしょうか。

更には、ふじのくにLGBT電話相談、よりそいホットライン、みんなの人権110番など、悩み相談のリンク先や連絡先が表示されるような取組も今後求められるかと思われます。町のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（大庭和広君） 現在は町のホームページに男女共同参画に関する講演会などの開催の情報について掲載をしております。議員御提案のように、県の相談窓口へのリンク先や連絡先などを町ホームページや広報紙に明記し、LGBTQに特化した内容を掲載することで、有益かつ利便性のよい情報を提供できるよう、今後進めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） 結構です。

次の質問に移らせていただきます。

町の第5次小山町男女共同参画社会づくり行動計画においても、性的少数者への理解促進が明記されております。そのような中、町は小山町広報紙の2月号のトップページ1面を利用し、パートナーシップ宣誓制度を掲載するなど、この課題に対し取組をされており、非常に評価される活動も行われております。町は今後、ジェンダー、LGBTQ、パートナーシップ制度などの理解促進に関する啓発を更にどう推進される御予定なのかお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（大庭和広君） これまで男女共同参画を専門としている町行政アドバイザーを講師に招き、男女共同参画に関する用語の解説や、歴史認識、誤認識から生じた問題などを学習する講演会を年2回程度開催してまいりました。昨年度はLGBTQの当事者の方を講師にお招きし、その苦しみなどについてお話をいただきました。

今後も引き続き、幅広い年齢層を対象に、多くの町民が参加できる講演会や学習会、啓発図書を紹介などを定期的で開催することで、性差に関する差別のない社会を目指し、啓発活動にも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） 結構です。

それでは、大項目三つ目、小中学校における性の多様性並びにLGBTQの理解促進とその対応に関して伺います。社会情勢を受け、学校の制服を性別に関わらず選べるようになってきております。近隣の市町を見ますと、裾野市が令和6年度より、全ての公立中学校において選択制の制服が導入される方向で調整がされております。町内における中学校の制服においても、選択制の導入を検討することが今後求められるのではと思います。町はどのように考えておりますでしょうか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 近年、性の多様性やLGBTQなどに関心が高まっていることから、小山町校長会では昨年度、本町の中学校の制服の在り方について、小学校5、6年生の児童と中学生及びその保護者を対象としたアンケートを実施しました。その結果、制服の見直しに向けて検討を始めるべきという意見が保護者で50%、児童生徒では41%でありました。

この結果を受け、教育委員会と校長会で協議をした結果、現在使用している制服を全面的に変更するのではなく、防犯や寒さ対策という視点も含めて、スカートとスラックスを選択できる仕組みについて検討することとしております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○6番（小林千江子君） 再質問させていただきます。

アンケート調査の結果、保護者は50%、児童生徒では41%の方々が制服の見直しに向けて検討を始めるべきという回答をされているということですが、教育委員会と校長会では、どのような協議をした結果、スカートとスラックスを選択できる仕組みについて検討するという見解になったのでしょうか。

近隣の先ほど御紹介をさせていただきました裾野市では、ブレザーに統一を図ることで選択制を推進するようですが、小山町ではそのような協議内容が上がりましてでしょうか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 質問にお答えします。アンケートの結果により、生徒達の中には今の制服に愛着を持っているという生徒も多く、その気持ちを大切にすることも考え、すぐに制服の大幅な変更をするのではなく、スカートとスラックスを選択できる仕組みについて検討していくこととしました。その中で、選択制の導入が性の多様性やLGBTQへの誤解を招くことにならないよう、慎重に検討してまいります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問ありませんか。

○6番（小林千江子君） ございません。

では、次の質問に移らせていただきます。

小学生や中学生が手に取りやすい、漫画や冊子入りの性の多様性やLGBTQに関する本なども展開がされているようです。学校図書並びに図書館で子ども達が手に取りやすい本の導入がどれほど進められているのか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 各学校により蔵書数は異なりますが、学校図書館や保健室などに配架され、保健体育科の授業で、または子ども達が自主的にテーマを選ぶ調べ学習、教員が参考資料と

してそのような形で活用しております。町立図書館でも性の多様性やLGBTQに関する書籍は配架されており、先ほどの答弁と重なりますが、「男女共同参画おすすめBOOK企画展」を男女共同参画週間に合わせ実施しております。今後も、社会情勢に適した配架に努めていきたいと考えております。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○6番（小林千江子君） 先ほどの答弁に再質問させていただきます。

学習や参考資料としての活用はもちろんなんですけれども、やはり子どもが手を伸ばしやすい本として、漫画などがあるとよいと思います。漫画は学校の図書所蔵の中において配架していただけておりますでしょうか、お伺いさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 再質問にお答えします。学校により多少異なりますが、子ども達にも手に取りやすい漫画形式や、それから、イラストが多用された読みやすい書籍も配架しております。以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○6番（小林千江子君） ございません。

では、次の質問に移らせていただきます。

教員、生徒のLGBTQに関する学びの機会創出、並びに生徒から相談を受けた際の対応をどのようにするべきとされているのか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 教員については、駿東地区の教育研究集会や養護教諭の研修会などのテーマに取り上げられたり、校内でも研修の機会を設けるなど、理解や対応の仕方について、研修の機会が増えてきております。児童生徒の学びについては、人権教育の一環として、道徳、保健体育科、家庭科などの授業で扱っております。

また、児童生徒から相談を受けた際の対応については、個々の相談内容に応じた柔軟な対応が必要です。具体的には、日頃より児童生徒が安心して相談しやすい環境づくりや、児童生徒への共感を高く意識して対応しております。また、教職員間での情報共有や専門機関との連携など、組織的な対応にも心がけております。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○6番（小林千江子君） 再質問させていただきます。

教員の学びについてですが、これは小中全ての学校で教員に対し統一の学びが行われているという理解でよろしかったでしょうか。教員は異動が伴います。一過性の学びではなく継続的な学びが求められると思いますが、その点ほどのような対応をされているのかお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） お答えいたします。先ほど答弁したとおり、教職員全員が一堂に集まる

駿東地区の研修会などをきっかけに、各校や教員個々で更に研修を進めております。また、人権や男女共同参画等、様々な視点からも関連づけて研修をしています。教員の異動はありますが、各校で基本的な対応方法や方針が大きく異なることはありません。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問ありませんか。

○6番（小林千江子君） ございません。

次の質問に移らせていただきます。

文部科学省は2015年4月、性同一障がい者や性的指向・性自認に関わる児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について通知を発出しております。町内における校内、髪型、トイレなど対応は様々かと思われそうですが、町はどのような見解を持ち、また、対応されようとしているのかお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 性同一性障がいに関わる児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要になる場合があることから、服装、髪型、トイレなど個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応が必要であると考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問ありませんか。

○6番（小林千江子君） 再質問させていただきます。

児童生徒の心情等に配慮した対応が必要であると御回答いただきましたが、当局はどのような課題が学校の現状からうかがえていると考えておられますでしょうか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 児童生徒から性同一性障がいなどの悩みを打ち明けてもらわないと、個々の事案に応じた対応ができないということが課題であると考えております。そのために、学校ではスクールカウンセラーなどの配置を含め、日頃から安心して相談できるよう、信頼関係を基にした環境づくりに取り組んでいくことが大切であると考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問を続けてください。

○6番（小林千江子君） 再々質問させていただきます。

今回このLGBTQという課題に取り組む中で、当事者の声を様々に聞かせていただいたり読んだりする機会を多くいただくことができました。その中で、孤立しやすい状況においても自分のことを相談できる人、できた人として第一に挙げられていたのが友人や仲間でした。そして、その次に挙げられていたのは信頼の置ける先生でした。逆に、残念ながら一番相談をしにくい存在として挙げられていたのが両親、保護者でした。

先ほど教育長から答弁をいただいたように、学校という子ども達が長時間生活を送る場所で、生徒が相談しやすい体制づくりが大変求められるかと思われまます。町はこの相談しやすい体制づ

くりを具体的にどう進められようとしているのか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 小林議員の再々質問にお答えいたします。

相談しやすい体制づくりということでございます。一般に人が相談、困り事や悩みを相談する、それから打ち明けたりするには、自分が一番信頼をしている人、またはその道の専門的な人であると言われております。子ども達が相談しやすいようにするためには、日頃から教職員が子ども達と深い信頼関係をつくっていくことが何よりも大切であると思っております。各学校において、改めて研修と指導を進めてまいります。

また、心の専門家でありますスクールカウンセラーやこども相談員などにも相談できるよう、子ども達に伝えていきます。あわせて、教職員が授業や日常の話題の中でLGBTQのことを何げなく話題にしたり、教職員自身が関心を持っていることを伝えたり、また、校内にLGBTQなどに関する資料を掲示したり、関係する書籍を教室、保健室、図書室等に置くことで、相談しやすい体制と環境づくりが行っていきけるのではないかとこのように思います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問ありませんか。

○6番（小林千江子君） ありがとうございます。期待をしております。

配慮の面から申し上げますと、もう一つ、校則がございます。学校が配布している校則のお便りにおいても、表現に調整が必要なのではと思われる部分がございます。例えば須走中学校が出している須走中学校の約束ですと、髪型について「女子は」と特定の性別を断定しております。また、小山中学校ですと、着こなしについて説明する際に男子生徒、女子生徒の挿絵を入れておりますが、安易に男子は短髪、女子は長髪、男子はスラックス、女子生徒はスカートといった刷り込みとも受け止めやすい表現がされております。これはあくまでも一つの具体例ではありますが、これに限らず学校内における様々な調整を図ることが今後求められるのではと感じております。町の考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 議員御指摘の内容ですけれども、そのような内容について一つ一つLGBTQ、またはこのような考え方の視点から検討して、一つ一つ丁寧に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（小林千江子君） 以上で質問を終わりにします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、10番 渡辺悦郎君。

○10番（渡辺悦郎君） 本日は、一括質問一括答弁方式にて2件の質問を行います。

まず、最初にこれからの医療体制についてであります。この質問に当たり、この場を借りまして、御殿場医師会に属され日々町民の健康のために御尽力いただいている町内の病院・医院の医

師の皆様、そして、それを支えていただいている看護師等医療従事者の方々に、衷心より感謝申し上げます。

町は各地区ごとに医療機関を設置し、成美地区、明倫地区、足柄地区、北郷地区、須走地区に病院、医院が存在しており、地域住民の安全、安心につながっております。少子高齢化の影響で、高齢化の影響はここでも出てきており、県内でも静岡大学と浜松医科大学の再編成問題もその一つです。人口減少で学生数も減少し、学校の統廃合が進みつつあります。一昔前のように、大病院を誘致して地域医療を賄うという夢物語を語ることはできなくなっております。

足柄地区において一時期診療所が閉鎖され、無医地区となり住民の皆様から不安の声が上がりましたが、町長の尽力により現在の診療場が再開され、現在に至っております。高齢化が進む中、医療従事者も同様、高齢化が進み、また、成り手不足等々の問題が山積している地域医療は、いばらの道と推察しているところであります。

私が住んでおります須走地区は、東富士病院が令和6年度に御殿場市に移転、昨年ふじあざみラインで起きました観光バス横転事故の際に御支援いただいた自衛隊富士病院が、令和7年度に一般診療を中止すると聞いております。交通アクセスがよくなったからといって地元医療機関がないことは、住民にとって不安材料であります。

そこで、次の質問をいたします。

まず、現状を踏まえ、町民の命を守るための医療体制についての構想を伺います。二つ目、地域により格差が発生するものと考えていますが、この対応について伺います。

次に、大きな2番目の質問でございます。脱炭素社会に向け、数値達成目標とその取組について伺います。世界的に脱炭素化が叫ばれる中、自然豊かな環境に優しい町としての小山町の取組が見えてきていないとの声が聞こえます。富士紡が小山町に進出した理由の一つとして、豊富な水と水資源を利用した水力発電ができることがあったと聞いております。このような歴史的な社会背景がある中、町が目に見える現状の取組としては、湯船原地先の太陽光発電施設を環境教育の一環として小学4年生が訪れているところであります。

そこで、次の質問をいたします。

この自然豊かな環境を守りつつ、町は脱炭素計画を進めるために、数値目標をどのように設定し実行していくのか伺います。次に、公用車において、先般電気自動車を購入すると報告がございました。この車両にラッピングを施して町の取組をアピールするとともに、町民に脱炭素意識の向上をつなげることができないかと考えます。町の見解を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 渡辺議員の質問にお答えをいたします。

初めに、町の将来の医療体制についての構想についてであります。町ではこれまで町民の安心・安全のため、小学校区単位に病院または診療所を設置するという方針に基づいて、医療関係の整備に取り組んできております。

今年の2月、東富士病院の御殿場市への移転が駿東田方圏域保健医療協議会で公表されました。また、自衛隊富士病院の機能縮小による一般診療の終了及び将来的な廃止については、今年の4月、自衛隊富士病院に担当が打合せに行った際に伺い、それから間もなく私も院長と面談し伺ったところであります。この二つの病院の動きは、須走地区における一般診療及び町の保健事業などの医療環境において影響があると認識をいたしております。

直近の課題としては、町が委託している特定健診やがん検診などの町の保健事業の受託について、東富士病院は令和5年度をもって終了いたします。東富士病院で受診されていた方が困らないように、令和6年度から須走地区の町の保健事業については、他の町内の医療施設への誘導や、地区のコミセン等において出張健診所を設置するなどの対応を早急に検討してまいります。

また、自衛隊富士病院からは、病院機能の縮小のため、令和7年度から一般診療を中止すると伺っております。これにより、須走地区において一般診療を受けられる医療施設がなくなることになります。須走地区の安心・安全のためには、新たに診療所等を開設する必要があると考えております。今後、小山町医療問題協議会や御殿場市医師会、県などと相談・協議しながら、医療環境の整備について検討してまいります。

あわせて、須走地区において一般診療を受けられる体制が整うまでには時間を要するため、これまでの間、自衛隊富士病院で一般診療を継続していただけるよう、防衛省に要望してまいりたいと考えております。また、現在、本町の地域医療を支えていただいている富士小山病院をはじめ各診療所についても、現在の業務の継続をしていただけるよう、町としてできることを支援してまいります。

次に、地域の格差への対応についてであります。初めに申し上げたとおり、小学校区単位に医療機関があることが望ましいと考えているため、まずは須走地区へ診療所等を開設することを目指してまいりたいと考えております。また、医師及び看護師不足などの今後の課題を含めて、本町の医療体制の在り方等については、必要に応じて町民の要望を確認したり、小山町医療問題協議会や御殿場市医師会、県などと検討、協議を行い、町民の安心・安全の確保に努めてまいります。

その他の御質問につきましては、住民福祉部長から答弁をいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 初めに、脱炭素に向け、数値的達成目標と取組についてのうち、1点目の数値目標と実行方法についてであります。町では、公共施設における二酸化炭素の排出量を削減するエコ・アップ・プランとして、小山町地球温暖化対策実行計画を平成13年度から継続的に策定し、温室効果ガス排出量削減に取り組んでおります。

令和3年度から令和7年度までを計画期間とする第5次小山町地球温暖化対策実行計画では、公共施設の温室効果ガス排出量を、令和2年度の2,270トンから令和7年度までに5%削減とするという目標を掲げております。まずは公共施設への太陽光パネル・木質燃料ストーブの導入や

建物の断熱化、公用車のEV化、充電設備の配置など、町民や企業の皆様に対し、脱炭素化・温暖化対策の模範となるような取組を進めてまいります。

次年度以降は、現在行っている太陽光パネル、太陽熱利用システムの補助制度を拡充し、蓄電池・EV等の購入についても補助対象とするよう検討を進めている他、企業が社用車としてEV車等を導入する際の補助制度の新設も検討してまいります。

また、町全体の温室効果ガス排出量については、昨年度初めて推計を行ったところ、令和元年度の全体排出量は約25万トンという数値が算定されました。今年度は環境施策を総合的かつ計画的に推進するための環境基本計画の最終年度となることから、新たな計画の中で、町全体の温室効果ガス排出量を含めた数値目標を定め、より具体的な対策を実施してまいりたいと考えております。

次に、2点目の公用車にラッピングを施し町民にアピールする考えについてであります。町の取組を様々な形でPRすることは大変重要であり、議員御提案の車両ラッピングは有効な媒体の一つと考えます。デザインの公募などを含め、町民の意識向上にもつながるように、より効果的に実現していきたいと考えております。更に、情報発信として、広報紙やホームページ、無線放送など様々な方法がありますか、広報部局とともに検討し、戦略的なプロモーションに努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○10番（渡辺悦郎君） 再質問させていただきます。

まず、最初、医療体制についてであります。須走地区の対応については、状況改善のための構想を伺い、切れ間のない対応を願うところであります。町長の選挙公約、小山を元気にする計画の中で、駿河小山駅前開発において、タウンセンターの部分で気になるところがあります。ここでも医療体制構想があるのではないかと推察するところではありますが、あくまでも構想ですので、差し支えのない範囲でお答えいただければ幸いです。

次に、脱炭素化についてであります。国は脱炭素化について数値目標を設けておりますが、大分すると自治体、企業、家庭となります。小山町においても同様であり、企業、家庭等の進捗はつかめないと思いますが、町内企業や町の御家庭に町の取組を示し、より具体的な計画を進めていただきたいと思っております。そのためにも、先ほど申しました車両のラッピング等での広報は有効な手段と考えるところであります。

去る5月27、28日の両日にわたり富士スピードウェイで開催されました富士SUPER TEC24時間レースの開催に合わせまして、自動車メーカーと燃料メーカーさんの合同会見が行われました。レシプロエンジンを使用し、液体水素を燃料とした車両の開発であります。周知のとおり、水素を燃料とすることで、環境に優しい車をつくり出そうということであります。このニュースは、国内はもとより世界に発信され、注目を浴びております。このような発表が小山町内

の施設で行われたことについては、誇りに思ってもよいのではないのでしょうか。水と空気がきれいな環境に優しい町、小山町に誇りを持つため、とてもすばらしい発表であり、これを好機と捉え、脱炭素化を推進していただきたいところでもあります。また、公用車のラッピングについては様々な効果が期待できます。役場が身近に感じることができます。町内を走る広告の効果もありますので、進めていただきたいと思います。

未来を担う子ども達に対する環境教育について伺います。湯船原地先で行っている太陽光発電を毎年実施しておりますが、全校ではないと聞いております。先に述べましたが、小山町発展の礎でもあった水力発電は難しいと思いますが、太陽光、木質バイオマスを取り入れた環境学習により、脱炭素化の環境教育はできないものかと考えます。改めて、町民の意識向上のための車両のラッピングなどを含めた、情報発信や環境学習について町の取組を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 渡辺議員の再質問にお答えをいたします。

私の政策提言「おやまを元気にする金太郎大作戦」の九つの柱の一つである「活気あふれる町・地域への挑戦」の中に、駿河小山駅タウンセンターの建設を掲げております。この政策提言は、駿河小山駅の北側にある民有地を活用して、駅と南北敷地を一体とする複合機能の再開発を立ち上げ、交流拠点の形成を目指すものであります。

具体的には、タウンセンターの1階に商業施設、医療施設、子育て施設、図書館などを配置し、2階、3階は町が利用し、4階から上は居住地域とするものであります。この構想は、駿河小山駅周辺のまちづくりの未来像について、にぎわいのまちづくりワークショップから提案いただいたものを基に考えております。

なお、建設に当たっては、民間事業者の資金とノウハウを活用するPFI事業を導入して、町の玄関口である駿河小山駅の利活用を高めるとともに、小山地域のにぎわいや活性化につなげてまいりたいと考えております。まだまだ構想の段階ではありますが、次世代の子ども達が幸せに暮らせるよう、魅力あるタウンセンターの中の施設として、医療施設を配置していきたいと考えているところであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○くらし環境課長（鈴木新一君） 渡辺議員の再質問にお答えします。

初めに、公用車のラッピングについてであります。先ほどお答えしたとおり、公用車へのラッピングは視認性が高く効果的であることから、ぜひ実現したいと思いますが、その意義を更に高めるためにも、ラッピングのデザインやアイデアについて広く公募し、多くの方が環境を意識するきっかけとしたいと考えています。

次に、環境学習についてであります。湯船原地先にあります太陽光発電施設の見学学習の他に、夏休みの時期には小学4年生から6年生を対象とした水辺の生き物調査を実施しています。また、

これまで毎年2校ずつ行っていた小学4年生向けの地球温暖化学習カリキュラム、アース・キッズチャレンジを今年度から全学校に拡大しており、子ども達への環境教育にも積極的に取り組んでまいります。環境対策は町民一人一人が自分事として取り組んでいただくことが大変重要ですので、様々な方法で意識啓発に努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○10番（渡辺悦郎君） まず、医療体制についてであります。なかなか構想というのは、一般質問とかこういうので答えていただけないところが大半なんですけども、すごく分かりやすく、やっぱりその授業をやるに当たっても、どういう手法でどういうふうにやっていく、どういうふうに考えている、考えるから前に進んでいくわけでございます。ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

環境学習についても同じでございます。これもやはり一人一人が意識しないと改善していかない。脱炭素化というのは言葉では簡単でございますが、なかなか進めづらいものだというふうに考えています。まず最初に、公共施設からの脱炭素化に向けて努力していただきたいと、このように感じます。

以上をもって質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時01分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議をいただきます。

次に、12番 岩田治和君。

○12番（岩田治和君） 通告に基づきまして、文化財保護と今後の継承について質問いたします。

全国各地域には多種多様で豊かな文化財が存在し、その厚みが地域全体の豊かさをなしていると言われております。各地域の活性化を促す上でも、文化芸術や文化財の保護は極めて重要となっております。しかし、維持継承するには大きな経費が生じ、財政面から維持困難になる自治体も少なくないことが知られております。本町においても、これまで建造物として豊門館、西洋館、森村橋等の後世に残すべき建造物の保存を推進し、大変意義あることだと考えています。町民からも理解されていることと思われまます。

今回、谷戸地区のすがぬまこども園の北西に位置する旧湯山宅の古民家の保存について、近隣の方々から強く要望が出ています。この旧湯山邸は小山町史にも記載されている、歴史的にも大変由緒あるお宅であり、在来工法による木造の建物であり、築100年ほどのかやぶき屋根で建てられています。現在は鋼板ぶきにされていますが、これまで農家を営まれ、建物は養蚕のための造りとしていることから、地域の文化財としては大変価値の高い建築物と考えます。既に土地及び

家屋については、すがぬまこども園の造成工事の際に、駐車場用地として町への買収が済んでいると聞いています。

現在、本町には郷土資料館等の施設は少なく、明倫小学校の教室に昔の農機具を展示し、残っている程度であります。近隣の農家では、昔ながらの農機具を保存されている方も少なくないと聞いています。建物を解体することは簡単であります。地域文化の維持と今後の継承することは困難であり、現状を保存し郷土資料館としての活用が大変意義あることだと考えています。これまでも西洋館、豊門館、森村橋等後世に残すべき建造物の補修、保存を進めていますが、本町には、更に歴史的・文化的な価値のある箇所も多く、新たに発掘すべきだと考えています。

このようなことから、次の点について教育長に答弁を求めます。

今後、観光面にも大いに活用できると推察される文化財の保護と継承について、所見をお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 岩田議員にお答えします。

町には世界文化遺産富士山をはじめ、豊門会館などの建造物、そして足柄城跡など、地域を特徴づける重要な文化財が数多く存在しています。これらの文化財には、文化財保護法に規定される文化財だけでなく、古文書などの歴史資料やお祭りなどの催事をはじめ、様々な種類のものがあります。その一つに、議員御指摘の旧湯山邸のような古民家もございます。

この古民家は未指定の文化財であります。大正から昭和初期にかけての養蚕農家の実情を伝える重要な建造物であることから、町史編さん時において調査及び記録保存を行った経緯がございます。今後の具体的な利活用につきましては、地域住民や隣接するすがぬまこども園の園児との交流の場とするなど様々な活用が考えられますので、多くの皆様方、御意見を伺いながら検討していきたいと考えております。

また、平成31年4月に文化財保護法が改正され、地域における文化財の総合的な保存・活用の促進や、地方文化財行政の推進力強化を目的として、市町村は文化財保存活用地域計画を作成し、文化庁長官の認定を受けることができるようになりました。この文化財保存活用地域計画は、地域における文化財の総合的な保存・活用の基本方針となるマスタープランであり、かつ、具体的措置を定めるアクションプランとなります。そのため、町では、町内の文化財を末永く後世へ継承していくとともに、適切な活用を推進していくことを目的に、令和3年度から5年度にかけて、小山町文化財保存活用地域計画の作成に取り組んでおります。

計画を作成することで、町内の文化財に関する実情把握と新たな掘り起こしだけでなく、文化財の保存と活用の取組を明確にすることが可能となりますので、今後、この計画に基づき、適切な文化財の保護と活用及び継承に努めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○12番（岩田治和君） この質問については、もう3年ほど前から現在の教育長、前教育長の方にも話していたことなんですけど、明倫地区のまちづくり推進協議会の方から強い要望が出ておりますので、私の方から公の場で質問するような形になっているわけなんですけど、なかなか今までもよい方向での回答が得られなくて、私の聞いている範囲ですと、すがぬまこども園の駐車場用地として元から買収したものであるから、その場所は解体して駐車場にするんだというふうな言い方をされていたわけなんですけど、今回首長も変わったことで、急に今、その内容が変わってきたわけなんですけど、やはり回答、答弁書にあるような様々な活用が考えられますので、多くの皆様の意見をいただきながら検討を進めていきたいと考えております。こういうような答弁で、近隣の住民の方も、保存について積極的な方は一安心したことじゃないかと思われれます。

ただ、私は前から観光施設の新規開発というようなことも一般質問の中でもやらせていただきましたけど、まだ小山町には新しく発掘すべき文化財、観光施設も幾つもあると思っております。例えば足柄城址の城郭、お堀の部分ですが、あの辺りも今、全国的にもお城ブームになっておりますので、ぜひもう少し訪れて、お堀の部分もしっかりと分かるような状態で開発すべきじゃないかと思えます。これも文化財の発掘として有意義なものとは私は考えております。

更にもう一つ言いたいのが、竹之下合戦のことについては、町内でもあまり知られてない方が多いわけです。これは室町時代に歴史の、私、あまり好きじゃないんですけど、歴史の好きな方でしたら大変興味のある合戦でありまして、これも所領地区にある白簾神社にはこの英霊が祭られているということで、昔から聞いております。こういう点についても、新しく発掘すべきものじゃないかと私は思っております。

更にもう1点ちょっと追加で申し上げますけど、葛飾北斎の富嶽三十六景の絵図の中で、小山町内で描かれている絵が2枚ほどあるわけです。これもぜひ今後の文化財の発掘ということで、どこで描かれたかというのはちょっと不明確なところもありますけど、何でも金太郎が全てだということじゃなくて、こういう点についても今後発掘すべきものではないかと私は思っておりますので、この3点ぐらいについて更にコメントをいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（大庭和広君） 岩田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

最初の答弁で申し上げたとおり、町では令和3年度から5年度にかけまして、小山町文化財保存活用地域計画を作成しております。この中で、今申し上げたような文化財等々を含めまして新たに洗い出しをして、また、新しいものを発掘する中で、今後の活用等についても考えていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 具体的なお話、回答については、例えば竹之下合戦あるいは富嶽三十六景の中の2枚の点については、どうなんでしょうか。

○教育長（高橋正彦君） 今、お話がありましたように、小山町文化財保存計画、地域計画を読みますと、竹之下の合戦について、足柄城址について詳しく記載されて実はおります。それをどうやって活用していくかということについても書かれておりますので、ぜひ遺跡をもう一度確認し、それを知らしめられるような、PRできるような取組を進めていきたいというふうに考えております。それから、葛飾北斎の2枚については、ちょっと私の方で今資料がございませんので答えられませんので、また後日お願いいたします。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 12番。

○12番（岩田治和君） 再々質問いたします。最初の点にちょっと戻って聞きますけど、谷戸の古民家、湯山邸については、私も大変保存すべきものだと思っております。文化財の話をよく聞きますと、今は重要としてないけれど、今後例えば10年、20年先にすると、やはり重要となっていくことが多いと思われまます。ですから、今は解体ということで保存は考えていなくても、10年、20年後の後世の方にしますと、解体して大変後悔するということが十分考えられますので、実際にお金をかけてあれを保存するのではなくて、できれば古い農機具等の保存箇所として倉庫として使われる程度で、10年後にどうするかということをもた考えていただければ、それなりの価値観が変わることが十分考えられますので、その点について、私は、今すぐに保存のために多少は耐震基準にのっとった修繕は必要だと思いますけど、大きなお金をかけて保存するのではなく、10年、20年の後世に残すために、今は保存することを重要視して考えてみたらいかかと思ますので、その点について再度質問いたします。

○議長（遠藤 豪君） 再度の答弁をお願いいたします。

○町長（込山正秀君） 湯山邸につきましては、私が町長時代、家主さんから引き受けた建物でございます。ここにつきましては今、質問の中でありました、駐車場にするために引き取った土地じゃございません。あれは全く地主さんから、家主さんから寄贈いただいた建物でございます、このとき湯山さん、家主さんは、地域の方が使っていただくんなら引き取ってくださいと、無料でお渡ししますから、土地共々引き取ってくださいと、こういうお話がございました。

このとき、今のお話に出た菅沼地区のまちづくり協議会とよく相談をさせていただきました。その中で、あと、まちづくりの拠点としてぜひ使わせてくれと。こういう御要望がございましたので、引き取ることにしたと。これと併せて、すがぬまこども園の子ども達にも、あそこを活用して地域との触れ合いをつくりたいと、こんな意味合いもございました。

当初、すがぬまこども園の構想の中に、裏山も使って今の古民家も入れて、畑も地主さんから2反歩ほどいただいておりますので、これらを含めてあそこを一体として使っていこうと、こんな私、構想を持っていたんですが、夢かなわず今に来ているということでございますが、今おっしゃったとおり、またこれから7月1日に機構改革をいたしますので、新しい部署で、これについて協議会と教育委員会共々、今後の利活用をしっかりと検討していきますので、御了承いただ

きたいと思います。

以上です。

○12番（岩田治和君） 以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に2番 池谷 元君。

○2番（池谷 元君） 通告に従い、一括質問一括答弁方式で質問させていただきます。

件名、元気にぎわい観光プログラムの推進についてです。

富士スピードウェイを活用した観光交流の振興。第5次総合計画において、小山町ならではの観光サービス提供、情報発信することで、県内及び近隣県をはじめとする国内の需要の拡大を図るとあります。第5次総合計画の中に書かれております観光交流客数、目標数値、令和7年450万人。観光サイトアクセス数、目標数値、令和7年5万件。サイクルイベント参加者数、目標値、令和7年1万5,000人とあります。

それでは、次の点を質問させていただきます。

第5次総合計画にあります元気にぎわい観光プログラムの推進。サイクルイベントで参加者を増やすために、どのようなイベントを考えていますか。サイクルゲートとして駿河小山駅前交流センターに貸出用の電動自転車が置いてあります。先日、交流センターに行ったときに、1、2台しか見られませんでした。利用者が少ないために、奥にしまっておくとのことでした。町はサイクルタウンを目指しているはずではなかったのでしょうか。

レンタサイクルの利用者を増やすためには、例えばJR足柄駅、道の駅などに設置し、周遊できる自転車専用道があれば、自転車を利用する観光客も増えるはずです。町長はどのようにサイクルタウンを目指すのか伺います。

そしてもう1点なんですけれども、今年で富士スピードウェイが開業して57年になります。富士スピードウェイは小山町を世界に発信できる小山町の宝です。観光アクセスサイト数の目標値が少ないと思います。現在、情報発信、PRが少ないと感じております。それと、周辺工事の進捗も遅れております。今後、富士スピードウェイが、周辺が劇的に変わっていきます。町長は、商工会、観光協会などと連携し、元気あふれるまちへと導くことを考えていると思います。それと、小山町をモータースポーツの聖地としていくため、モータースポーツ協力会によるおもてなし事業で富士スピードウェイのリピーター増加を図るとのことがあります。どのようなおもてなしをしていくのか、それと、工事の進捗状況及びPR活動をどのようにされるのか、お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷 元議員にお答えをいたします。

初めに、第5次小山町総合計画に定められた元気にぎわい観光プログラムの推進を目指したサイクルイベントについてであります。本町は、サイクリストの聖地としてまちの魅力を発信するため、東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーを継承し、自転車競技、文化の復旧、

振興を図っているところであります。

自転車競技では、先日開催されました世界各国のプロ選手が参加するツアー・オブ・ジャパン富士山ステージをはじめ、一般のサイクリストが参加するママチャリグランプリなど、多彩な自転車レースが開催をされております。

サイクルツーリズムの観点では、周辺自治体との広域連携によるオリンピック・パラリンピックコースを活用したツール・ド富士山などのサイクルイベントを行い、町内への集客、周遊を図っております。また、自転車活用に係る包括協定を締結しているブリヂストンサイクル株式会社と連携した親子で補助輪外し教室や、小山町観光協会の協力によるキッズバイクレース等の開催により、自転車利用者の裾野の拡大を図るなど、様々な形で自転車に触れ、親しむ機会を設け、サイクルイベントの参加者の増加に努めているところであります。

次に、富士サイクルゲートにあるレンタルサイクルの活用についてであります。これまで町では、駿河小山駅前に設置してあるレンタルサイクルに、起伏に富んだ本町の地形でも走行しやすい電動自転車を取り入れて町内を巡るモデルコースの設定や、イベントに合わせたサイクルポートラリーなどの事業を実施してまいりましたが、利用者数は令和3年度、4年度ともに年間147人と横ばいの状況であります。取組実績から、期間限定のキャンペーンやSNSを活用した情報発信は集客効果が見込まれますので、議員御提案の各施設との連携を含めて検討してまいります。

また、国道、県道、町道では、矢羽根等の自転車通行空間の整備が進められております。町内の公共施設やコンビニエンスストア等に設置してある自転車利用者の休憩所の活用と併せて、安全、快適な環境をPRし、来訪者の集客に努めてまいります。

自転車は子どもから大人まで幅広い年齢層が日常的に利用される交通手段であり、観光やスポーツ振興にも寄与する乗り物でありますので、誰もが気楽に楽しめるサイクルタウンの実現を目指して取り組んでまいります。

次に、モータースポーツの聖地づくりについてであります。町では、富士スピードウェイで開催されるモータースポーツ大会に当たり、大会の円滑な開催、大会関係者並びに大会観戦者の受入れと、町内周遊による町の活性化を図るため、地域一体となって応援するモータースポーツ協力会を組織しております。協力会では富士SUPER TEC24時間耐久レースと、WEC富士6時間耐久レースの際に、おもてなし事業として大会装飾旗等の設置による機運醸成、ステージイベントの地元団体の出演、陸上自衛隊富士学校による演奏、装備品の展示、打ち上げ花火などの歓迎イベントを実施をいたしております。また、会場内では、町の観光特産品やふるさと納税PRブースを設け、あしがら温泉へのシャトルバスを運行するなど、多彩なイベントにより魅力を発信し、町内の観光、商業施設への来訪も促しております。今後もモータースポーツと連携したまちづくりイベントとして、更なる誘客に努めてまいります。

次に、小山パーキングエリア周辺地区土地利用事業造成工事の進捗状況及び今後のPR活動についてであります。富士スピードウェイ西ゲートから東側への開発区域については、今年度中に

工事を完了し、土地売買及び代物弁済契約により土地を引き渡す予定でございます。富士スピードウェイを核とする富士モータースポーツフォレストは、家族連れで楽しめる多彩な施設から構成されるため、モータースポーツを発信する環境として更に魅力が高まり、集客が期待される所でございます。

現在、町では民間事業者との連携により、モータースポーツを極める新しい体験型ツアーなども企画しておりますので、今後、進出される事業者の情報を収集し、観光協会や商工会等と連携を図りながら、ホームページやSNSを活用した町の魅力発信に努め、更なる誘客につなげてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○2番（池谷 元君） 再質問させていただきます。

レンタサイクルとモータースポーツの聖地づくりは、将来的に小山町の人口増加につながります。より多くの方に小山町の魅力を知っていただくため、その伝え方が必要です。例えばイベント開催時にアンケートを実施し、利用者の声を聞くことで、おもてなし事業の向上につながると思います。より多くの方に小山町を知っていただくために、SNSの発信が非常に有効的ですが、現在、SNSの活用が非常に弱いと思います。イベントに合わせて、小山町公式アカウントをもっと利用して、小山町の魅力を発信することが効果的だと思います。

そして、2点お伺いいたします。

レンタサイクルについてです。キャンペーンの告知、情報発信を具体的にどのように発信するのか。もう1点は、モータースポーツの聖地づくりについて、イベントは具体的にどのように誘客されるのかお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業スポーツ部長（高村良文君） 池谷議員の再質問にお答えいたします。

先にレンタサイクルのキャンペーン告知、情報発信につきまして、町広報紙や地域のフリーペーパーへの掲載の他、町の公式LINEやインスタグラムなど、SNSによる速報性、広範性を活かした発信を行います。また、地元で活躍されている方々に協力をいただき、その情報を更に広げていく手段を検討してまいります。その他には、広域観光組織と連携し、自転車や旅行の雑誌、ホームページの掲載など、周知効果の高い媒体を通じた情報発信を継続し、強化することを検討してまいります。

次に、モータースポーツ聖地づくりについてであります。来訪者の動向は、モータースポーツ観戦そのものが目的として訪れる方が多く、レース場内で行われるイベント全体を楽しむことが、現地観戦の魅力であると認識しております。富士スピードウェイ周辺の環境は、他にない強い誘客力が周辺整備とともに見込まれますので、モータースポーツに関連した企業等と連携いたしまして情報発信を強化し、モータースポーツの聖地づくりに努めてまいります。議員御指摘のとおり

り、SNSを活用した情報発信は有効であると考えておりますので、効果的な発信を行ってまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○2番（池谷 元君） 町長にお伺いいたします。2018年、我が国で50年ぶりの24時間レースが開催されました。レース開催に当たり、込山町長が地元住民の理解を得て、24時間レースが復活したと聞いております。小山町は国内唯一の24時間レースを開催している町でございます。世界的に言えばフランスのル・マン24時間耐久レースが有名でございます。

町長は、かつてフランス、ル・マン市と姉妹都市を結ぼうとしたことがあると聞いております。そのときは、残念ながら三重県鈴鹿市が既に姉妹都市を結んでいたため断念されましたが、我が町小山町こそ、24時間レースを開催している我が町だからこそ、フランス、ル・マン市と姉妹都市を結ぶ。これはモータースポーツ交流以外にも文化交流もできると思いますので、町長は、もう一度フランス、ル・マン市と姉妹都市を結ぶお考えがあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

前は残念ながら姉妹提携はできませんでしたが、今おっしゃるとおり、スピードウェイを盛り上げるためにも、むしろチャレンジをしたいと思います。よろしくまたお願いいたします。

○2番（池谷 元君） 質問の方は以上です。ありがとうございました。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午前11時47分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） 私は、小山町長期行財政運営計画と役場の本気度を問うとして、一括質問方式にて一般質問を行います。

小山町は、令和4年の5月25日に町民有識者で構成する小山町行財政改革審議会に対しまして、小山町長期財政運営計画骨子の策定についてを諮問いたしました。その理由ですけれども、小山町における人口減少や高齢化率などの人口構造の変化、ふるさと納税に依存した財政構造、職員人件費の増加、経常的経費の増加、公共施設の老朽化と再配置などが大きな課題になっており、持続可能な行財政運営を図るに当たっての計画について、調査審議を要請したものであります。

そして、令和4年9月29日、当審議会の会長から答申が出されました。答申の要点ですが、役場当局が懸念している課題、基金の繰入れ、すなわち貯金の取崩しを継続するような状態が続く

と、町政運営自体の持続可能性に懸念が生ずることから、適正規模での財政運営を求めるものであります。こうした過程を経て、小山町が令和5年3月に策定したのが、令和5年度から令和17年度までの小山町長期行財政運営計画であります。

今年2月にパブリックコメントに付されたので、私は目にしたのですが、その内容には驚かされました。驚いたのは次の2点ですけれども、1点目は小山町の財政事情の厳しさを知ったからであります。2点目は、驚きというよりは感心したのであります。一般会計だけの分析であるという不満はありますが、それでも、問題に真摯に向き合ったレポートであると感じたからであります。

しかしながら、私がここで町の姿勢を確かめる必要があると思ひ質問に至ったのは、町が示した長期行財政運営計画と、令和5年度予算との乖離があること、更に、込山町長のいわゆる再稼働によって、小山町の財政破綻が現実のものになるのではないかという懸念からであります。

小山町長期行財政運営計画によりますと、小山町の問題点と対策を次のようにまとめています。まず、平成30年度のふるさと納税で一時的に歳入が膨らんだが、新東名及び工業団地関連道路事業、都市計画道路事業、文化財改修事業、小中学校等空調整備事業などを集中的に実施したことにより、令和元年度以降は普通建設事業が増加し、将来的に大規模改修や維持管理費の増加が懸念される。また、小山町役場の職員数が多いことなどにより、人件費の増加が課題である。その他、国の動向・見込みなどを勘案して令和17年度までの財政見通しを立てたのであります。現状のまま推移すると令和9年度には貯金が底をつき、毎年10億円の歳出超過になるというものであります。実質的に小山町は、令和9年度に財政破綻に陥るというショッキングな内容なのであります。

当然ではあります。小山町長期行財政運営計画では、そうならないための方策を示しております。方策の主要事項に関して言えば、ふるさと納税以降増大した普通建設事業費、つまり道路、公園、公共施設の整備などの費用をふるさと納税以前の規模に戻すこと。具体的には、現状が年間31億円程度のものを20億円程度に縮小すること。人件費については、同規模の町に比べて職員数も多く人件費が多いので、組織のスリム化などの再編に取り組み、令和3年度時点での年間人件費の総額、22億7,500万円を21億5,000万円程度にするとしています。その他、借金制度の適切な活用、公共施設の維持管理費用を削減するために施設の総量を減らし、住民1人当たりの床面積を減らすことも提案されております。これらの取組により、令和9年度以降毎年10億円が不足するという財政破綻を避けようとしているのであります。

これらの内容について、小山町行財政改革審議会から、貯金の取崩しに頼った財政運営ではなく、歳入歳出のバランスの取れた均衡状態にし、持続可能なまちづくりを推進したという意見が付されて答申され、3月10日には当局役場の行財政改革推進本部で、前述の方針が決定されているのであります。

私は、この長期行財政運営計画がパブリックコメントに付されたことにより、内容の理解に努

めるとともに、令和5年度予算でどのように反映するのかを注目してまいりました。多分、小山町行財政改革審議会委員の皆様も同じでありましょう。

そこでお聞きします。質問の1点目は、小山町長期行財政運営計画の方針は、計画期間の初年度である令和5年度予算にどのように反映されているのでしょうか。質問の2点目です。令和5年3月10日に機関決定したばかりの小山町長期行財政運営計画なのに、令和7年の総合計画・基本計画策定に当たり、令和6年にはこの計画を見直すことを示しているからであります。令和17年度を見通した小山町長期財政運営計画なのですから、ここでの方針を計画期間の短い基本計画に反映されるのが本来の姿ではないのでしょうか。

役場当局の長期行財政運営に当たって、今回策定した小山町長期行財政運営計画はどのように位置づけされているのか伺います。

以上、1回目の質問です。よろしく御答弁ください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 牧野議員にお答えをいたします。

初めに、長期行財政運営計画の位置づけについてであります。本計画の目的は、従来起き得る予測困難な事態にも対応できるよう、持続可能な行政運営を実現するための方針を打ち出すこととあります。方針については、設定した条件の下、調査時点のデータから今後14年間の財政状況の推計を踏まえ、長期的な視点で持続可能な行財政運営に資するものとして、行政経営の仕組みを強化していくものと位置づけてあります。また、上位計画である総合計画を下支えし、最適な取組を都度選択しながら町政の持続可能性を高めていくことを目指すものでもあります。

その取組に当たっては、過去の決算状況から目安となる財政規模を示し、長期的に財政規模のダウンサイジングを目指す計画ですが、人口推計を下回る人口減少や、昨年の出生数が76人という状況の他、企業立地による町内の住宅需要の高まりもあり、移住定住や人口減少対策を強化する必要性が高まっております。

また、国においても異次元の少子化対策が示されるなど、計画策定直後にあっても社会状況の変化は目まぐるしくなっています。また、計画策定時には反映できなかった企業立地による固定資産税など、歳入の増加が令和5年度に入り顕著になってきている他、急激な国内経済の回復もあり、今後も企業立地や新規投資による税収の増が期待できる状況となってきました。このため、短期的には総合計画及び政策提言の早期実施により、目安数を上回る財政規模となることが予想されます。

いずれにしても、長期行財政運営計画に記載された取組は、行政サービスの向上と事務の効率化、組織の見直しは持続可能な行財政運営には欠かせない取組であり、関連する計画等となる行政改革大綱や定員適正化計画、DXガイドラインなどにより、その取組を推進したいと考えております。

その他の質問にしましては、企画総務部長から答弁をいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 次に、小山町長期行財政運営計画の方針は、令和5年度予算にどのように反映させているかについてであります。

小山町長期行財政運営計画は、持続可能な財政運営に取り組むため、普通建設事業費や物件費、人件費の抑制、地方債の活用や公共施設の適正管理等を柱として、本年3月に策定したものであります。策定期間が年度末であることから、本計画を令和5年度当初予算に全て反映することは困難な状況ではありましたが、本計画策定に当たり、行政改革推進本部会や財政研修を通じて、多くの職員が将来的な財政負担の増大が懸念されるという共通認識を持った上で、令和5年度当初予算の編成に取り組みました。

なお、既に反映をさせている事例としましては、普通建設事業の財源として、可能な限り地方債を活用することとしています。これは世代間負担の公平性の確保や、交付税措置のある有利な地方債の活用という観点により、令和5年度は、町道整備事業などの土木債や、公共施設等の長寿命化及び脱炭素化など幅広く活用することとし、一般財源の普通建設事業費への充当割合の縮小を図る改善を行っております。

また、これら地方債の活用により、令和5年度当初予算の事業に充てる基金の繰入れにつきましては、12億3,400万円余と多い状況ではありますが、昨年度に比較し減少しております。今後も業務見直し等による経常経費の削減に取り組むとともに、インフラ整備では、国や県の補助金や地方債を活用することで財政負担の軽減を図るなど、持続可能な行財政運営に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○4番（牧野恵一君） 再質問をいたします。

初めに、今回策定した令和5年度から令和17年度までを計画期間とする長期行財政運営計画の内容の令和5年度予算への反映について再質問いたします。

ただいまの答弁では、持続可能な財政運営に取り組むため、公共施設整備を柱とする普通建設事業においては地方債、つまり、長期の借金を積極的に起こし、今後の世代にも負担してもらうようにした。このことによって一般財源、すなわち町民が今日現在支払った税金を充てる額を少なくした。また、貯金の取崩額を少なくしたとのことであります。

しかし、私は、計画の初年度とはいえ、長期的な持続可能な行財政運営に本気で取り組み始めたとは言えないのが、令和5年度予算であると受け止めています。それは、役場当局自身が自覚をしていた過大な人件費の抑制への取り組み方が、長期行財政運営計画に示した方針と真逆であったからであります。

具体的には、他の市や町に比べて役場職員の数が多いこと、職員の給料も高いこと、役場の組織が複雑化していることなどが指摘され、これらの対策に取り組むことで、令和3年度時点での

人件費の総額22億7,000万円を21億5,000万円に減らす方針が示されていましたが、しかしながら、令和5年度予算では、21億5,000万円を目指すと说っていた人件費の総額を24億4,000万円に増額してしまいました。小山町役場職員の給料は、全国1,800ある地方自治体の中でトップクラスに位置しています。ボーナスにおいては富士山頂のごとくで、東京、大阪、名古屋を下に見下ろしているのです。もともと高い給料を更にアップさせた管理職の皆さんの感性が理解できません。

一方では、町民の納める介護保険料は、小山町は月額6,200円に対して、近隣の御殿場市、裾野市、清水町、長泉町は5,100円から5,300円であり、小山町は突出した高額な保険料を徴収しているのです。また、建設事業に当たっては起債、つまり、長期の借金の額を増やし、世代間の負担の公平を図るとも説明していますが、歯止めのかからない人口減少が続く現在では、将来の世代が重い負担を強いられることになるので、起債万能論は通用しなくなっているのではないのでしょうか。現時点では、例えば10億円の借金を1万人が背負うのであっても、20年後の町民は7,000人が背負うことになってしまいます。後の時代の町民1人当たりの負担は、今よりはるかに重いものとなってしまいます。

その他に、このたび策定した計画で指摘されたのは、現時点でも公共施設の維持管理に金が不足する状況であり、今後、公共施設の総量規制に取り組み、町民1人当たりの面積を減らす必要があったということであったはずなのに、今回財源論にとどまり公共施設の総量規制に関する姿勢は見られませんでした。

税収が増える見通しだということですが、これまで答弁をいただいた対応で、令和9年には貯金が底をつき、実質的に財政破綻に陥るといふ危機を避けられるのでしょうか。見直しをお答えください。

次に、町長にお尋ねします。

込山町長は、今回の町長選挙に当たり、再稼働と称して幾つかの箱物建設に取り組むと表明しています。つまり、小山町の財政事情、ふるさと納税以来拡大した普通建設事業を主な要因として歳出が歳入を上回り、令和4年度からは毎年貯金の取崩しでやりくりをせざるを得ないと、今回小山町が策定した長期行財政運営計画で警鐘が鳴らされているのであります。税収の見通しが明るいと言いますが、込山町長の箱物づくりで小山町の財政破綻を早めることになりはしないか、危惧されるという観点からお尋ねします。

込山町長が掲げた政策提言の中で、町民の多くが疑問に思っている温水プールと駿河小山駅タウンセンターの計画について、お考えを伺いたいと思います。この2件とも、これまでの町民アンケートなどで要望が出されたことはなく、まさに込山町長だけが造りたいと考えているのではありませんか。温水プールを税金を投入して造る必要があると考える理由は何でしょうか。温水プールは珍しいものではなく、実際に建設されましたが、衛生管理費用等、維持管理費が高額になるなどの理由で閉鎖を余儀なくされているのが実態ではないのでしょうか。また、駿河小山駅タ

ウンセンター計画に至っては、PFI事業と言いますが、町民が借金をする公共事業であることに変わりはなく、税金を町民が払い続ける価値がある事業なんではないでしょうか。

この計画は当初、北郷、須走地区には公表されていないという点で、議論対象のレベルまで練り上げられているのではないかもしれません。しかし、込山町長の箱物づくりの提言は、長期行財政運営計画で示された公共施設の総量を減らすべきであり、町民が維持管理費を負担する額を減らすべきだとの方針に反するものであると言えるのではないのでしょうか。

この総量規制の考えは、やみくもに減らせと言っているのではなく、避けることのできない我が国人口減少対策として、町民負担を減らさなければならぬとしているもので、我が国共通の行政課題であるはずであります。込山町長は小山町を再稼働させると意気込んでおられますが、再稼働という言葉に不安を持つ町民も少なくありません。町長が掲げたマニフェストは、行政運営の基本と言うべき小山町長期行財政運営計画と整合が取れるのでしょうか。お答えください。よろしくをお願いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 牧野議員の再質問のうち、町長のマニフェストは小山町長期行財政運営計画と整合が取れているかにお答えをいたします。

最初に、温水プールであります。今回の選挙に当たり、私はマニフェストを全町民に公表いたしました。また、私は、大勢の町民の方と話をし、意見を聞きました。小山町の各学校プールについては、気候的にプールは夏場の昼間のみの使用しかできず、温度の低い日は利用できません。また、多くの子ども達が御殿場市内のスイミングスクールに、通っている状況であります。そこで、現在の各学校の屋外プールを廃止し維持管理費を縮減するとともに、屋内の温水プールに集約することにより、一年中天候に関係なく水泳や水中ウォーキングが可能な環境を整えることを考えました。この施策を実現すると、最近の子ども達の運動不足対策や高齢者のロコモ予防などにも効果が見込めると考えました。また、町民同士の新たな交流の場ともなり得る施設でもございます。

駿河小山駅前タウンセンターにつきましては、私が主催した未来創生塾やワークショップにより、駿河小山駅前に複合施設を設置することにより、駅前の活性化が図られると考えております。この施設には、商業、医療、コミュニティ、行政、住居などの機能を持たせ、公共施設の再編にも寄与し、町民の生活利便性の向上や地域づくり、税収の確保、住居の提供など様々な効果が見込まれます。また、この効果は駅前を起爆剤として町内全体に効果を波及すると考えたところであります。

現時点では、どちらも私の政策提言であり町の方針として決定したものではありませんが、今後更なる検討を行った後に、事業化を図っていきたいと考えております。議員御指摘の税金投入については、その投入額を最小限とするよう、民間の力を最大限に活用することを検討しております。事業化すると一時的に中期行財政運営計画にて目標額とした金額を超えることもあり得る

かもしれませんが、長期的に見ると整合は取れていると考えております。

その他の御質問につきましては、企画総務部長からお答えをいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 再質問のうち、財政破綻の危機を避けられるかにお答えいたします。

今回の長期行財政運営計画は、総合計画の3か年実施計画や、5年間の財政状況を見込む中期財政計画よりも長期間の計画としており、人件費や普通建設事業費などの大まかな目標額を目安として設定しております。

議員御指摘の人件費の件につきましては、目標を長期に定めたものであります。今年度から開始しております地方公務員の定年引上げに伴う役職定年制度の導入に併せ、今後10年間程度の間には40人を超える役職定年者が生じます。また、DXの推進により事務の効率化等を推進することや、事務の包括委託等の導入を検討するなど、今後、長期的な組織機構の見直しにより組織のスリム化を図るなどし、結果として人件費を目安である目標額に近づけていくことが求められます。

起債につきましては、先ほどの答弁の繰り返しとなりますが、交付税措置のある町にとって有利な起債を充当することを原則としてまいりますので、人口減少下においても町民負担の少ない起債の借入れとしてまいります。

公共施設の総量規制についてですが、長期行財政運営計画においても言及しておりますが、公共施設の再編に着手するに当たり再編計画の策定を検討する必要があり、既存施設の将来的な必要性などに優先順位をつけた上で施設を維持してまいります。

これらの取組を進めると同時に税収の確保等に取り組み、当初この計画を策定するきっかけとなった、基金枯渇による財政破綻という最悪のシナリオを回避しようとするものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○4番（牧野恵一君） 終わります。

○議長（遠藤 豪君） これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次回は6月21日水曜日 午前10時開議。議案第51号から議案第59号及び議案第64号の10事案を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、表決を行います。

本日はこれにて散会します。

午後1時29分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪
署 名 議 員 平 野 正 紀
署 名 議 員 牧 野 恵 一

令和5年第3回小山町議会6月定例会会議録

令和5年6月21日（第4日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	高橋 正彦君	理 事	湯山 博一君
企画総務部長	小野 一彦君	危機管理局長	遠藤 正樹君
住民福祉部長	長田 忠典君	経済産業スポーツ部長	高村 良文君
都市基盤部長	清水 良久君	教 育 次 長	大庭 和広君
企画政策課長	勝又 徳之君	総 務 課 長	渡邊 徹君
総務課総務法規・監査班長	砂山 健秀君		

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	山口 紘史君
会議録署名議員	3番 平野 正紀君	4番 牧野 恵一君	

閉 会 午前11時22分

(議 事 日 程)

- 日程第1 議案第51号 町道路線の廃止について
- 日程第2 議案第52号 町道路線の認定について
- 日程第3 議案第53号 町道路線の変更について
- 日程第4 議案第54号 財産を支払い手段として使用することについて (変更)
- 日程第5 議案第55号 土地の処分について
- 日程第6 議案第56号 小山町歌を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第57号 小山町特別職指定条例の制定について
- 日程第8 議案第58号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第59号 令和5年度小山町一般会計補正予算 (第2号)
- 日程第10 議案第64号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 小山町議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第12 議員の派遣について

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 発議第3号 小山町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第2 選挙第7号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

開会に先立ちまして、去る6月5日に選任され、本日付で副町長に就任されました室伏博行君より発言を求められておりますので、これを許可します。副町長。

○副町長（室伏博行君） おはようございます。本日付で副町長に就任いたしました室伏博行と申します。よろしくお願いいたします。

皆さんも御存じのとおり、地方議会というのは二元制でございます。行政と議会側が二つ、一生懸命頑張っているいろいろな意見を取り交わして、まちづくりの予算の確保や条例の制定などを行うところでございますので、まちづくりへの思いは一緒だと思いますので、ぜひ真剣に議論をしていただき、よりよい小山町をつくっていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 副町長の室伏様には、小山町行政における今後のさらなる御活躍を期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

-
- 日程第1 議案第51号 町道路線の廃止について
 - 日程第2 議案第52号 町道路線の認定について
 - 日程第3 議案第53号 町道路線の変更について
 - 日程第4 議案第54号 財産を支払手段として使用することについて（変更）
 - 日程第5 議案第55号 土地の処分について
 - 日程第6 議案第56号 小山町歌を定める条例の制定について
 - 日程第7 議案第57号 小山町特別職指定条例の制定について
 - 日程第8 議案第58号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例について
 - 日程第9 議案第59号 令和5年度小山町一般会計補正予算（第2号）
 - 日程第10 議案第64号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 議案第51号から日程第10 議案第64号までの議案10件を一括議題とします。

それでは、6月5日に各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務建設委員長 米山千晴君。

○総務建設委員長（米山千晴君） おはようございます。ただいまから、6月5日、総務建設委員会に付託されました10議案について、審議の経過と結果を御報告いたします。

6月14日、午前10時から、会議室において、当局から関係部課長等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第51号 町道路線の廃止については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号 町道路線の認定については、さしたる質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号 町道路線の変更については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号 財産を支払手段として使用することについて（変更）を報告いたします。

委員から、土地の26万平方メートル余を工事費の5,500万円と相殺するという趣旨か。との質疑に。

今回の変更額5,500万円を加えた、最終的な契約額である48億9,500万円分に対する支払いの土地の面積が26万平方メートル余となります。なお、1平方メートル当たりの単価は1万8,728円です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第54号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号 土地の処分については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号 小山町歌を定める条例の制定についてを報告します。

委員から、この町歌のPRはどのように行うのか。との質疑に。

各小中学校へ歌入りのCDを配付したり、無線放送の音楽、役場本庁の電話の保留音とすることを考えています。との答弁がありました。

委員から、Y o u T u b eやS N Sなどを活用して、動画つきで発信する考えはあるか。との質疑に。

動画の作成には多額の費用がかかるので、この場では回答できませんが、8月1日の町制記念日に合わせ、プロの歌手やプロのピアニストの方をお願いをして披露することを考えています。との答弁がありました。

委員から、この町歌を選定するまでの経緯は。との質疑に。

詩や文章だけではなく、曲のついた楽曲を選考することから、文化連盟や学校の音楽の教師の方々と行政側の担当者1人を加えた総勢7人で選考委員会を組織しました。委員会では、町民に親しみやすい、歌っていただきやすいといったものを選考しようという基本的な方針にのっとり、令和4年12月から7回開催し、この曲が選定されました。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第56号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号 小山町特別職指定条例の制定についてを報告します。

この議案では、主に地方公務員法第3条第3項第4号の規定の解釈についての質疑と答弁が繰り返行われましたので、要約して報告いたします。

委員から、この規定では、地方公共団体の長、議会の議長、その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で、条例で指定するものになっている。要するに、秘書でなければ特別職として置けないが、この議案の内容を見ると、秘書というのは名前だけであり、実態としては政策監を置きたいということが伺える。そうするとこれは、地方公務員法に抵触する条例制定ではないかと思うが。との質疑に。

あくまで町長の秘書の職ということで、政策監を置こうとするものです。その内容は、従来、町長が担っていた各種事業についての対外的な折衝や調整といったものを主に行い、事業を進めやすくしていこうというものです。政策秘書という考え方もこの中には含まれます。との答弁がありました。

加えて、委員から、法に規定されている秘書の職務は、町長の施策の推進固めをする人ではなく、首長の日程調整など、まさに一般職の秘書がやっていることを求めているのであって、今回の政策監というものは秘書には合致していないのではないか。一般職の秘書や副町長とのすみ分けは。との質疑に。

一般職の秘書は、町長のスケジュール管理や随行した際の資料の整理、また町長の発言記録の作成などを行います。政策監については、それまで町長が対外的な交渉事、地ならしなどについて朝、夜、土日も関係なく飛び回るといふ日常が続いておりましたので、その役割をある程度分擔させることを想定しております。一般職では対応ができない部分もあることから、特別職とするものです。

副町長とのすみ分けについては、副町長は、町長の指示、命令、指揮を部長クラスに伝達する、いわゆる縦の指揮命令系統を持ちます。政策監は、指揮命令は町長からのみで、配下を持ちません。副町長が縦であるのに対し、政策監は対外的な折衝に加えて、余裕のあるときには横の連携、横串を刺すということも期待したいと考えております。との答弁がありました。

委員から、以前の副町長2人制における特命副町長に極めて似ていると思う。このタイミングでの組織改革の必要性に疑問を感じるが。との質疑に。

全ては、この4年間でスピード感をもって事業を進めるために、特別職としての政策監が必要という判断を下しました。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第57号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、少子高齢化の中で様々な無駄を無くそうというときに、部を増やすというのは逆行する組織変更ではないかと思うが。との質疑に。

現在の理事の所管する二つの課を未来創造部という新たに部として位置づけるものであり、組織の名称を変えるということです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第58号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号 令和5年度小山町一般会計予算（第2号）を報告いたします。

委員から、須走地域教育振興協議会の目的は。との質疑に。

須走地域教育振興協議会は、須走彰徳山林会様からの寄附金を財源とした町からの補助金を基に、公的な三つの教育機関である、こども園、小・中学校の円滑な連携を促進し、総合的な教育の質の向上、また教育環境の改善に資することを目的として、今年4月1日に設立したものであります。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第59号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを報告いたします。

委員から、非常勤の特別職とは、地方公務員法第3条に基づき、個別具体的な職を規定する必要がある。今回のような「上記以外の者」という表現では、法の趣旨から全く認められないが。との質疑に。

7月1日以降に新体制とする予定があり、町長の政策提言と町の総合計画をひもづけたものにより、個別の具体的な事業を短期間でスピード感をもって進めるためには、職員の力に加え、専門家の知識、経験が必要になります。そこで、この表現で載せさせていただきました。このような表現については、県に確認したところ、違法ではないとのことでありました。ただし、これには厳格な運用が求められることから、今後、職務の内容、報酬、具体的な勤務の仕方について規則で規定してまいります。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第64号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託されました10議案の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

なお、委員会終了後、上野工業団地内の造成工事箇所、町道の廃止・認定及び変更箇所の現地確認と視察を実施したことも併せて御報告いたします。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 次に、文教厚生委員長 小林千江子君。

○文教厚生委員長（小林千江子君） ただいまから、6月5日、文教厚生委員会に付託された1議

案について、審議の経過と結果を御報告いたします。

6月15日、午前10時から、会議室において、当局から教育長、関係部課長等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第59号 令和5年度小山町一般会計予算（第2号）を報告します。

委員から、今回購入するJアラート受信機は、どのように利用されているのか。との質疑に。

現在、代替機器がないため、スペアとして購入するものです。また、Jアラートで取り扱われている緊急情報の種類は、内閣官房から発表される武力攻撃等については、弾道ミサイルに関する情報、ゲリラ特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報等になります。気象庁からの情報は、緊急地震速報、地震情報、津波情報、火山情報になります。消防庁については、緊急連絡となっています。との答弁がありました。

委員から、住民税非課税世帯支援寄附金の4,300万円余の内容は。との質疑に。

家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対して、プッシュ型で1世帯当たり3万円を給付するもので、1,300世帯を見込んでいます。との答弁がありました。

委員から、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業費の補助金返還の理由は。との質疑に。

昨年度実施した事業について、今年4月に金額が確定したことから今年度に返還するものです。当初、国からは1,283世帯分を受け入れましたが、交付したのは1,167世帯であり、その差の116世帯分と関係する事務費を返還するものです。との答弁がありました。

委員から、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金支給事業費の補助金返還の理由は。との質疑に。

国からは1,710世帯分を受け入れましたが、交付したのは1,418世帯であり、その差の292世帯分と関係する事務費を返還するものです。との答弁がありました。

委員から、給付金を受ける住民税非課税世帯は、年度によって増えているのか、減っているのか。との質疑に。

非課税世帯数は、所得に応じて変動しますが、おおむね1,300から1,400世帯であり、大きな変化はないと考えています。との答弁がありました。

委員から、電子黒板購入にかかる金額の内訳や購入先、普及率などはいかがでしょうか。との質疑に。

電子黒板本体とスタンド・コード・ペンを含めて1台46万8,000円となっており、今回は北郷小学校に導入します。普及率については、町内の小中学校全てに、最低1台は配置しております。との答弁がありました。

委員から、電子黒板の利点は何か。との質疑に。

カメラで映して大きく見せるという使い方や、子どものノートを大きく映したり、タブレットの画面を映すという使い方もあります。今、使い方を工夫しているところであり、デジタル教科書とのリンクについてもこれから検討していきます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第59号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された1議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、菜の花こども園、みらいこども園の状況について、現地確認と視察を実施しましたことも併せて御報告いたします。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第51号 町道路線の廃止についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第52号 町道路線の認定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第53号 町道路線の変更についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第54号 財産を支払手段として使用することについて(変更)を議題とします。総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第55号 土地の処分についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。9番 藪田豊造君。

○9番(藪田豊造君) 私は議案第55号を以下の理由をもって反対いたします。

この議案は、議案第54号において、上野工業団地造成工事費で支払った残りの部分を、面積にして12万2,806.30平方メートルを、大和ハウスに23億円で売却するものです。平米当たりの単価が1万8,728円でありますので、その価格が造成費で支払った価格と同額となります。当然、人件費や、あるいは土地の買収費、その他の経費を含んでいないことは明らかであります。町は、町民の財産というものをどのような感覚で扱っているのでしょうか。甚だ疑問であります。1円でも高く売るという使命感がないのではないのでしょうか。これでは、一部業者に便宜を図っているものとしか映りません。どのような契約にあるとすれども、少なくとも不動産鑑定をすれば、多少なりとも町民の理解が得られるものと私は思っています。契約に対する改善とともに、今回の売却価格、この議案に私は反対いたします。

以上。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） 私は議案第55号 土地の処分について、賛成の立場から討論いたします。

今回の土地の処分は、上野工業団地造成工事により完成させた工業団地のうち、先ほどの議案第54号の工事代金に換えて弁済する部分を除いた土地の全部を大和ハウス工業株式会社に売り払うものであります。

この工事は、大和ハウス工業株式会社との協定に基づき行っている工事であります。49ヘクタールもの巨大な工業団地を完成させるためには、そのときそのときに応じて的確な指示をし、無事完成に向けて工事を管理していくことが大きく求められます。ここまで形にするには、現場だけでなく、関係各位の様々な御苦勞があったと思われまゝ。

このような大規模な開発をここまで進めてこられた当局の努力と苦勞に敬意と感謝を示し、上野工業団地が一日も早く完成し、その先の企業誘致により小山町の名が全国に広がることを切に願ひまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第56号 小山町歌を定める条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第57号 小山町特別職指定条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。4番 牧野恵一君。

○4番(牧野恵一君) 私は、議案第57号に反対する討論を行います。

当局は、町長の政策推進を図る政策監なる職を新規の特別職として置こうとしておりますけれども、これは明らかに地方公務員法に違反しておりますので、反対をいたします。

今般、当局が示した条例案では、「町長の専任の秘書の職として政策監を置き、これを特別職として指定する」としております。

ここで問題なのは、「町長の専任の秘書としての政策監を置く」というくだりであります。

役場が、新しい特別職を設ける法律上の根拠を、地方公務員法の第3条3項4号だと説明しておりますけれども、この条文では、政治家としての町長との信頼関係を基にした専任の秘書を特別職として置くことはできますが、政策監なる者を特別職として置くことは認めていません。

恐らく、当局も政策監では違法だという認識があったからこそ、無理やり「秘書として政策監を置く」という、業務の全く異なる秘書と政策監を同列に表現したのでありましょう。

特別職として秘書を置いている横浜市では、特別秘書の業務内容を「政治的行事や会議に関する日程調整や随行。政党や政治団体などからの情報収集」としておまして、紛れもなく秘書の仕事に従事させているのであります。

一方、小山町は政策監なる職務を町長のマニフェストの推進を主な業務にしているのでありますから、明らかに秘書の業務とは異なり、すなわち法律が認める特別職には該当しないのであります。

議案第57号は、地方公務員法で特別職とは認められない政策監なる者を特別職にしようと図ったものであり、強く反対いたします。

また、町民の血税の使い方があまりにもずさんであるという観点からも反対いたします。

込山町長が唱える政策の内容は、違法でない限り、本来、副町長や職員の業務であります。既に新任の副町長もこの議場に出席しておられます。人口が1万8,000人の小さな町で、ほかの町に比べて職員数も多く、給料も高額な小山町なのに、さらに令和4年以降、貯金の取崩しでのやりくりを余儀なくされている町財政の状況なのに、なぜ新たに特別職を増やし、これへの報酬として一千数百万円の町民負担をさせようとするのでありましょうか。

議案第57号は、納税者である町民の視線を欠いた条例案でもあるがゆえにも反対するものであります。

○議長(遠藤 豪君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。8番 鈴木 豊君。

○8番(鈴木 豊君) 私は、議案第57号 小山町特別職指定条例の制定について、賛成の立場で

討論いたします。

今回の条例により位置づける政策監という職は、込山町長が選挙のときから、そして町長就任後も一貫して主張してこられた「小山町を再稼働させる」という強い意思の表れであると思えます。

町長の所信表明でもありましたが、町長就任前の4年間の小山町はまさに停滞そのものの状態であり、いつしか停滞そのものの状態が当たり前になっていたと感じております。

込山町長は、平成22年の豪雨災害を受けた小山町を元気にした実績があります。この目まぐるしく変化する社会情勢の中で、求められるのはスピード感です。町長は様々な政策をお考えと思いますが、この条例により、新たなポストとして特別職の政策監を置くことは必要なことだと思います。人口減少に歯止めのかからない厳しい状況の中、町長の下、全国で一番元気な町と言われるよう、スピード感をもちながらも法律や倫理を守り、スピード違反とならないように政策を推進していただくためには、町長のサポート役として対外折衝などを行うことのできる特別職の政策監は必要なポストであります。

町長、副町長及び政策監の力を合わせることにより、町の施策の推進力が更に大きくなり、小山町の再稼働が加速することを確信しまして、私の賛成討論といたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 採決の結果、賛成、反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本件に対して採決いたします。

議案第57号 小山町特別職指定条例の制定については、議長は可決と採決します。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第58号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第59号 令和5年度小山町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。9番 菌田豊造君。

○9番(菌田豊造君) 私は、議案第59号 令和5年度小山町一般会計補正予算(第2号)について、以下の理由をもって反対いたします。

ちなみに、文教厚生委員として付託された案件に対しては、私は賛成をいたしております。

さて、この補正予算(第2号)には、ページは10ページでありますけれども、2款1項1目一般管理費に、今回補正額1,180万円が計上されています。その説明欄(1)職員人件費780万円が計上されています。それは、議案第57号で出された小山町特別職指定条例にて提出された政策監の特別給与あるいは期末手当、共済組合負担金に充てられるものであることは承知しています。

また、(2)では、一般行政事務費は400万円となっています。非常勤特別職の報酬であります。これは議案第64号で審議されるものであります。

私は、これら案件に対して反対するものであるから、これを盛り込んだこの補正を認めるわけにはいきません。そうすることの根拠は何か。それが町民の意に沿うものと私は確信しておるからであります。

現在の物価高を世の中の皆様は四苦八苦しなからやりくりしている中で、屋上屋を架すような町の姿勢に今後の町政運営を不安視する向きは少なからずあります。今ある人材を有効に使うことの意義、その重要性をしっかりと後押しすることも議会の人としての役目ではないでしょうか。また、小山町長期財政計画にもしっかりとそれらが応えるものと私はなっておると思います。

やはり、法的なものにも触れておきたい。これら特別職においては、特に自治法の3条、特別職の範囲と種類においては、限定列記と書かれております。町から出されている特別職の範囲は、これを逸脱するものと私は見受けられます。これらの不備も含めて反対の理由とします。

1,180万円は、町民の皆様の血税から出されるものです。議員の皆様は、党利党略ではなく、虚心坦懐となってこの審議に臨んでいただきたいと思います。

以上をもって反対討論といたします。

○議長(遠藤 豪君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立多数です。したがって、議案第59号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第64号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。4番 牧野恵一君。

○4番(牧野恵一君) 私は議案64号に反対する討論を行います。

今回、町長は、非常勤の特別職を増やして、月額報酬42万円以内を払おうとする条例を提案してまいりました。非常勤で働く特別職もまた地方公務員法でその範囲が定められています。非常勤で働く特別職の条件は、専門的な知識、経験または識見を有する者でなければなりません。

小山町でも地方公務員法に基づいて、昭和37年に小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を制定しております。現在、55の職において非常勤の特別職を置いているところであります。

今回、小山町は、「多様化する行政ニーズに迅速かつ適切に対応し、様々な施策を推進するために非常勤の特別職を置く」と説明しています。今ある条例に、曖昧で抽象的な説明をもって非常勤の特別職を追加しようとするのでありますが、既に小山町が法律にのっとって制定している非常勤の特別職に関する条例を見れば、今回の条例案がいかに致命的な欠陥があるか分かります。

小山町における55の職とは、ほぼ全国共通になりますが、学校医、選挙管理委員、監査委員、農業委員会委員、教育委員会委員、選挙管理委員、総合計画審議会委員、防災会議委員、いじめ問題専門委員会委員などで、これらが法律等で設置が認められている非常勤の特別職なのであります。

議案第64号では、小山町は、「小山町が既に定めた55の職以外の者で地方公務員法に規定する職員を特別職にする」と言っています。明らかな論理矛盾であります。小山町が定めている55の職こそが地方公務員法で認められているのでありまして、様々な施策を推進するというような曖昧な職の者を特別職にすることができないのであります。

更に言えば、現在の非常勤特別職の月額最高報酬額は民間の監査委員への5万円なのであります。

この条例案では、新たに設けようとする非常勤の特別職には月額42万円以内という破格の待遇を用意しているのとあります。42万円以内とはいうものの、具体的に42万円という数字を出しているのですから、明確な意図があるのでしょうか。

この議案第64号において、具体的な職務を示さず新たな非常勤特別職を置こうとするのは、行政機関としての小山町役場の自殺行為であると指摘します。破格の報酬を用意していることの理由説明もない姿勢に抗議し、反対討論といたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、賛成者の発言を許します。討論はありませんか。10番 渡辺悦郎君。

○10番（渡辺悦郎君） 私は、ただいま議題となっております議案第64号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

込山町政の一番のキーワードは、町長自身が言われている「小山再稼働」です。実現するにはスピード感が必要です。

自治体の仕事は、首長のリーダーシップの下、職員一丸となって進め、住民や事業者も同じ方向を向いて協力することにより進捗が図られると考えます。あくまでも仕事に直接関わるのは職員でございます。今後、町長から様々な具体的な指示があるでしょう。現状でも職員の皆さんの通常の業務が増大しているのではないのでしょうか。また、町長の求めるレベルは高く、険しいと思います。職員が研修を受け、自ら研さんを積み能力を伸ばすことは当然必要であります。それには時間がかかります。

スピード感をもって短期間に仕事を進めるには、その道のプロなどの専門家等の知識や能力等を借りることが必要だと思います。

当局からは、本条例の趣旨として、専門家の知識を借りることができるよう進めるための枠づくりをとの説明がございました。スピード感をもって政策を進めるため、本条例の一部改正は必要であります。

ただ、県からも厳格な運用をとの助言をいただいているとのことでありますので、その点をお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長報告は可決です。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 採決の結果、賛成、反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第1

項の規定によって、議長が本件に対して採決いたします。

議案第64号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、議長は可決と採決します。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 小山町議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（遠藤 豪君） 日程第11 小山町議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

小山町議会改革調査特別委員長から、会議規則第76条の規定により、委員会において調査中の議会改革調査について、引き続き調査・研究するため、閉会中の継続調査の申出があります。この調査期間は、議会本会議での報告までであります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第12 議員の派遣について

○議長（遠藤 豪君） 日程第12 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、6月22日に長泉町で開催されます駿東郡町議会議長会総会に副議長を、7月7日の町内の行政視察に全議員を、7月12日から14日までの間に東京都、千葉県で行われます駿東郡町議会議長会視察研修会に副議長を、7月31日に御殿場市で開催されます6市4町議会議長連絡会に副議長を、8月17日に静岡市で開催されます静岡県市町議会議員研修会に全議員を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決をいたします。

議員の派遣について、これを行うことに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定いたしました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときは、議長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更を要するときは、議長一任で変更できることに決定しました。

それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会から、発議第3号 小山町議会委員会条例の一部を改正する条例について、選挙第7号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の2件の追加議案が提出されました。

発議第3号は、所定の賛成者がありますので成立しました。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議会提出の発議第3号、選挙第7号の2議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議案及び候補者名簿は、既に配付されておりますので、よろしくお願いをいたします。

追加日程第1 発議第3号 小山町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第1 発議第3号 小山町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。8番 鈴木 豊君。

○8番（鈴木 豊君） ただいま議題となりました発議第3号 小山町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提出者を代表し提案理由の説明を申し上げます。

今回、提案しております条例は、令和5年7月1日からの小山町部等設置条例の一部改正に伴い、議会常任委員会の所管事項の変更をするものであります。

内容は、総務建設委員会の所管事項のうち、「理事」を「未来創造部」に、「経済産業スポーツ部」を「経済産業部」に改めるものであります。

提出者、鈴木 豊。賛成者、平野正紀、小林千江子、室伏辰彦、米山千晴、岩田治和。

よろしく御審議のほど御承認を賜りたくお願い申し上げます。

○議長（遠藤 豪君） 提出者の説明は終わりました。これから質疑を行います。

提出者の説明に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

鈴木 豊君提出の発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第2 選挙第7号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長(遠藤 豪君) 追加日程第2 選挙第7号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会につきましては、広域連合規約第7条の規定により、市長から6人、町長から4人、市議会議員から6人、町議会議員から4人をそれぞれ選出して、計20人をもって組織することとされております。

このたび、市長から選出すべき議員のうち1人、町長から選出すべき議員のうち2人、市議会議員区分から選出すべき議員のうち3人、町議会議員区分から選出すべき議員のうち2人が欠員となり、その補充のため候補者を募ったところ、町議会議員区分において、選出すべき定数を超えましたので、投票による選挙が行われるものです。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての町議会における得票総数により当選人を決定することになりますので、小山町議会会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、同条第2項の当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこでお諮りします。選挙結果については、会議規則第33条第2項の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第33条第2項の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを広域連合に報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(遠藤 豪君) ただいまの出席議員数は13人です。

お諮りします。会議規則第32条の規定による立会人に、平野正紀君及び牧野恵一君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、立会人に平野正紀君及び牧野恵一君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○議長（遠藤 豪君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。立会人は、投票箱の点検をお願いいたします。

（投票箱点検）

○議長（遠藤 豪君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（遠藤 豪君） 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。平野正紀君及び牧野恵一君、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（遠藤 豪君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 13票

うち、有効投票 13票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

谷 正君 6票

山田厚司君 2票

吉川清里君 5票

以上のおりです。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（遠藤 豪君） 以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、令和5年第3回小山町議会6月定例会を閉会いたします。

午前11時22分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 平 野 正 紀

署 名 議 員 牧 野 恵 一